

(原案)

第2次米子市環境基本計画

自然の恵みに感謝し、
ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

令和3年〇月

米子市

※市長挨拶（内容は作成中）

目 次

第1章 第2次米子市環境基本計画の策定

1－1：環境基本計画策定について	1
1－2：環境基本計画の位置付け	2
1－3：第2次米子市環境基本計画の期間	3
1－4：第2次米子市環境基本計画とSDGs	4

第2章 米子市の現状と課題

2－1：米子市の環境情勢	5
2－2：第1次米子市環境基本計画の総括	7
2－3：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果	11
2－4：米子市の環境課題	13

第3章 米子市の目指すべき姿

3－1：米子市が目指すべき環境像	14
3－2：第2次米子市環境基本計画における基本目標	16
3－3：基本方針と基本目標との関係	17
3－4：市、市民及び事業者の責務と役割	18

第4章 具体的施策の内容

4－1：第2次米子市環境基本計画における基本目標と施策の柱	19
4－2：施策の柱ごとの個別施策	20
4－3：基本目標① 「低炭素社会」	21
4－4：基本目標② 「循環型社会」	27
4－5：基本目標③ 「自然共生社会」	31
4－6：基本目標④ 「安全・安心社会」	34
4－7：基本目標⑤ 「環境保全社会」	38

第5章 環境基本計画の推進に向けて

5－1：環境基本計画策定の流れ	40
5－2：環境基本計画の進行管理	41

資料編

①環境関連用語集	42
②環境関係年表(主なできごと)	47
③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果	50
・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（市民編）	
・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（事業所編）	
④第1次米子市環境基本計画総括報告書	70
⑤米子市環境都市宣言	85
⑥米子市環境関連条例	87
・米子市環境基本条例	
・米子市環境保全条例	
・米子市快適な生活環境の確保に関する条例	
・米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	
・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例	
⑦計画策定の経緯	
・策定経過	
・米子市環境審議会委員名簿	
・質問	
・答申	

第1章 第2次米子市環境基本計画の策定

1-1：環境基本計画策定について

1-2：環境基本計画の位置付け

1-3：第2次米子市環境基本計画の期間

1-4：第2次米子市環境基本計画とSDGs

1－1 環境基本計画策定について

目的

○本市では自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境を創造し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的に、平成17年（2005年）に米子市環境基本条例を制定しました。本条例において、環境の保全及び創造の基本理念及び基本方針を定めるとともに、これらを具体化し、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画となる「環境基本計画」を定めることとしています。

●米子市環境基本条例第8条（環境基本計画）

⇒市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

第2次米子市環境基本計画の策定

○平成23年度（2011年度）に「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、本市の環境施策を推進してきました。令和2年度（2020年度）に計画期間が終了するに当たり、現在の環境を取り巻く社会情勢や市民の声を反映させた環境施策を引き続き実施し、米子市環境基本条例の理念、目的を達成していくために、「第2次米子市環境基本計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））」を策定します。

社会情勢の動向

○近年の環境問題に関する世界の動向を見ると、平成27年（2015年）9月の国連総会において持続可能な開発目標（SDGs：17のゴール・169のターゲット）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や同年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において地球温暖化対策の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択されたほか、食品ロスの問題や海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の保全など、地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化してきています。

○国においては、パリ協定を踏まえ、平成28年（2016年）5月に国全体で取り組むべき対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」を、更に、平成30年（2018年）4月には、地域循環共生圏の創造及び世界の範となる日本の確立を通じた、持続可能な循環共生型の社会（環境・生命文明社会）の実現を目指す「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。

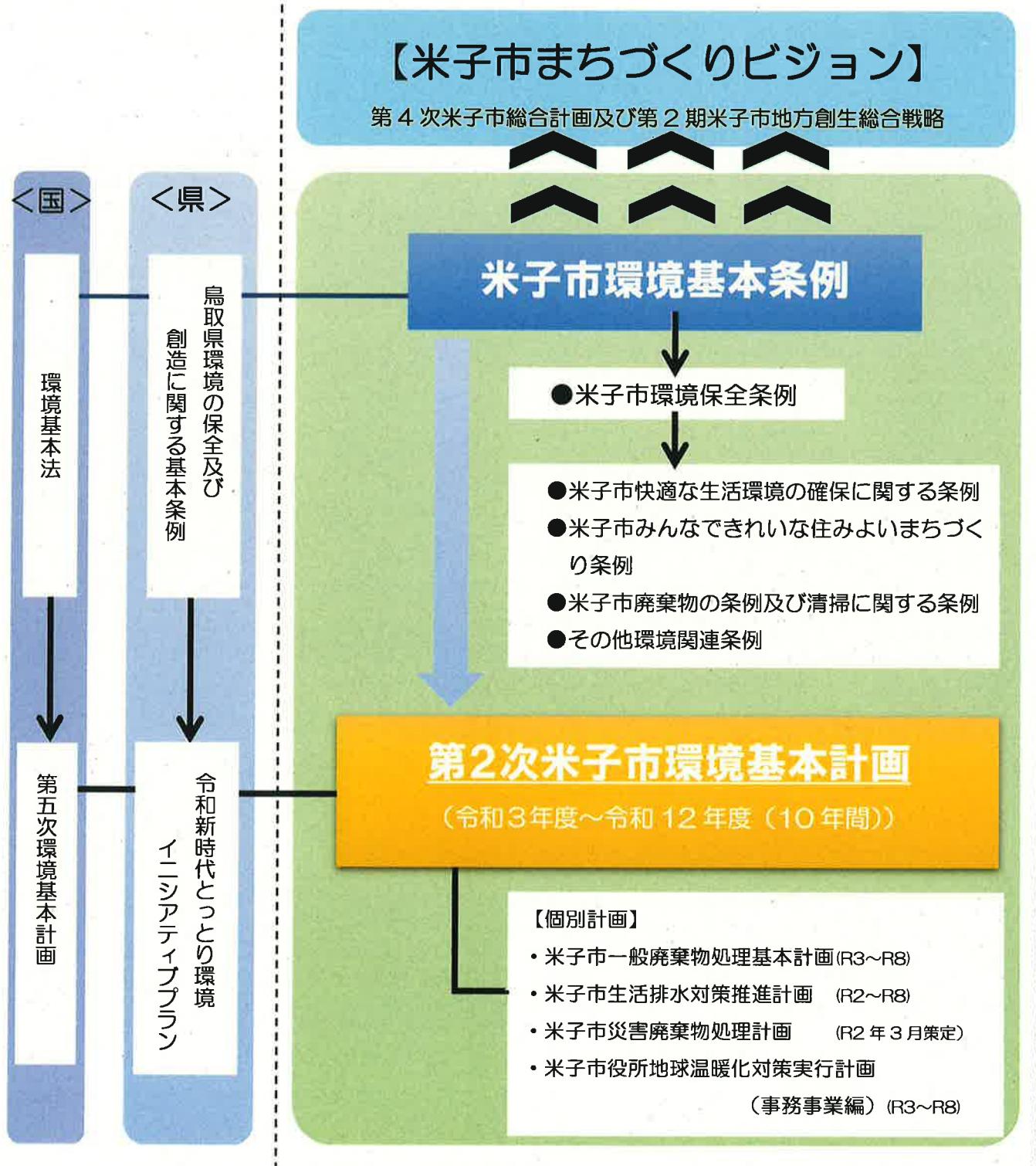
○県においては、環境分野におけるSDGsの達成に向けて、5つの柱（I：循環型社会の構築、II：低炭素社会の実現、III：自然・生物との共生、IV：生活環境の保全、V：環境活動の協働）で構成された「令和新時代とつどり環境イニシアティブプラン」を令和2年（2020年）2月に策定し、持続可能な社会の創造を目指しています。

1-2：環境基本計画の位置付け

○本市環境基本計画は、国の「第五次環境基本計画」、県の「令和新時代とつとり環境イニシアティブプラン」との整合を図りつつ、本市の環境の保全と創造に関する目標及び施策の方向を示したものであります。

また、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」を環境の側面から支援する計画です。

<米子市>



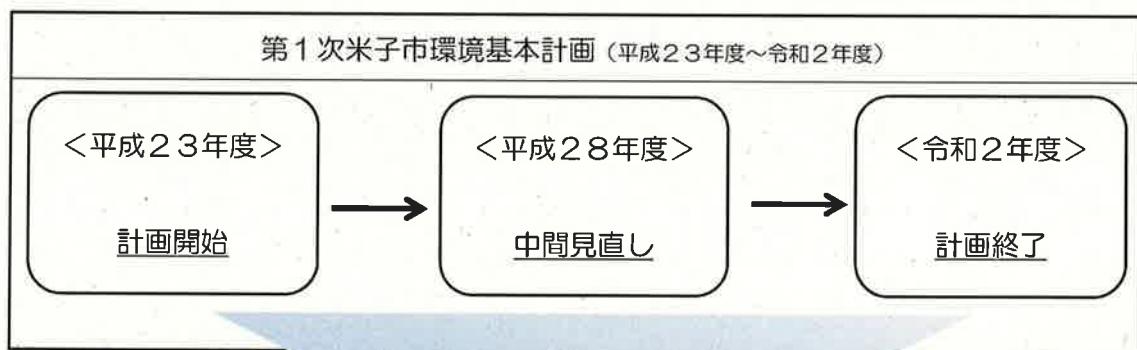
1－3 第2次米子市環境基本計画の期間

○本計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。ただし、環境を巡る社会情勢の変化に合わせ、着実に施策を進めるため5年後に中間見直しを行うこととします。

（1）計画期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）

（2）計画の流れ



第2次米子市環境基本計画（令和3年度～令和12年度）



●米子市環境基本条例第10条（年次報告）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

1-4：第2次米子市環境基本計画とSDGs

OSDGs（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals）は、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された国際社会全体の共通目標です。日本では、平成28年（2016年）にSDGs実施指針が策定され、自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。（参照：「米子市まちづくりビジョン」）

○本計画で定める5つの基本目標とSDGsの目標との関連を明確にし、本計画の着実な実施により、SDGsの目標達成に取り組みます。



ロゴ：国連広報センター作成

第2章 米子市の現状と課題

2-1：米子市の環境情勢

2-2：第1次米子市環境基本計画の総括

2-3：米子市の環境に関する

市民アンケート調査の結果

2-4：米子市の環境課題

2-1 米子市の環境情勢

○本市においては、平成17年（2005年）に、環境の保全及び快適な環境を創造するため、市民、事業者及び行政の役割分担や連携により、健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継ぐことを目的とする「米子市環境基本条例」を制定しました。また、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図る目的で、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設等に対する落書き及び放置自動車の対策を行っています。

平成19年（2007年）3月には、市民、事業者、土地所有者及び行政が協働して環境の美化を図り、住みよいまちづくりを推進することを目的とする「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、空き缶等の投棄の禁止、飼い犬等のふんの放置対策を行っています。また、同条例に基づき、加茂川河口周辺環境美化推進区域の指定（平成21年（2009年）10月）、上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺環境美化推進区域の指定（平成24年（2012年）10月）及び米子水鳥公園周辺環境美化推進区域の指定（平成26年（2014年）12月1日）を行いました。

平成18年（2006年）9月には、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の目的で、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、平成19年（2007年）4月からごみ処理の有料化を実施しています。

平成24年（2012年）3月には、自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまちとして、米子市の環境施策を長期的な視点から総合的・計画的に推進するための「第1次米子市環境基本計画（平成23年度（2011年度）～令和2年度（2020年度））」を策定（平成28年（2016年）12月中間見直し。）しました。

平成28年（2016年）7月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガス排出量の削減のための「米子市役所地球温暖化対策実行計画（平成28年度（2016年度）～令和2年度（2020年度））」を策定し、省エネ

ルギー化、省資源化に取り組みました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、「第2次米子市役所地球温暖化対策実行計画(令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度))」を令和3年(2021年)3月に策定します。

2-2 第1次米子市環境基本計画の総括

○第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、本市の環境施策の現状を確認するため、第1次米子市環境基本計画の評価を行いました。なお、この評価は令和元年10月末時点のものであり、評価実施後も目標達成に向けて、引き続き、各施策の推進を図りました。

[評価]

- 第1次米子市環境基本計画における5つの基本目標の各施策の実施状況を「具体的施策及び数値目標」及び「取組実施状況」を踏まえて、総合的に評価を実施。
- 令和元年（2019年）10月末時点において、ほぼ全ての項目が令和2年度末の目標値を達成又は達成見込みであり、取組の推進が図られたが、国においては、第五次環境基本計画に掲げられた各種施策を推進しており、引き続き、本市においても一層の環境施策を推進する必要がある。

◎：達成 ○：未達成 □：取組状況等

基本目標	施策等の成果（総括）
【1】地球環境に配慮した循環型のまちづくり（地球環境の目標） 《循環》	<p>◎市内全域から排出する二酸化炭素（CO₂）の排出量（1,232千トン）目標値（1,420千トン）を達成した。（平成28年度末時点）</p> <p>◎市有施設からの二酸化炭素（CO₂）の排出量（18,688t）目標値（23,365t）を大幅に達成した。（平成30年度末時点）</p> <p>○再生可能エネルギー導入の取組（15,345kw） 住宅用太陽光発電導入推進補助金による導入支援を行い、再生可能エネルギー導入推進に努めた。現時点において、市内の太陽光発電システムの需給電力量の目標値（16,200kw）に向けて順調に推移しており、令和2年度中の達成を見込んでいる。（平成30年度末時点）</p> <p>◎1人1日当たりのごみ排出量（951g） 目標値（980g）を大幅に達成した。（平成30年度末時点）</p> <p>○リサイクル率（17.5%） 目標値（17.7%）を下回った。新たに、小型家電リサイクルに取り組</p>

	<p>んだほか、米子市クリーンセンターから発生する主灰・飛灰のセメント原料化を行ったものの、古紙類の収集量が、流通量の減少や民間の資源引取拠点の増加により5年間でほぼ半減したことにより、全体ではリサイクル率の低下につながった要因と考える。 (平成30年度末時点)</p> <p><u>◎ごみの発生量に対する最終処分率(4.7%)</u></p> <p>目標値(5.7%)を達成した。米子市クリーンセンターの灰溶融設備休止に伴う主灰・飛灰のセメント原料化により、ダスト固化物が減少したことにより最終処分量の減少につながっている。(平成30年度末時点)</p> <p><u>□米子市クリーンセンターの基幹的設備改良工事の実施</u></p> <p>同工事の実施により、施設の延命化を図るとともに、米子市クリーンセンターから排出される二酸化炭素排出量を削減した。また、灰の排出設備の改造を行い、主灰・飛灰のセメント原料化を実施した。</p>
<p>【2】健康で安心して暮らせるまちづくり (生活環境の目標) 《安心》</p>	<p><u>○空気のきれいさに対する満足度(86.5%)</u></p> <p>平成27年度調査(80.2%)から約6%上昇したものの、目標値(90%以上)には未達成である。 (令和元年度実施アンケート結果)</p> <p><u>○大気の汚染に係る環境基準の達成</u></p> <p>光化学オキシダント以外は達成した。なお、光化学オキシダントは、環境基準が厳しいことから全国的にも未達成の状況である。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年度末時点)</p> <p><u>○中海の水質</u></p> <p>「中海に係る湖沼水質保全計画」の目標値を達成している範囲は広がりつつあるが、環境基準値は未達成である。赤潮の発生状況は、5年前と比べると非常に少なくなっており、平成30年(2018年)の発生状況はほとんどない。 (環境基準値:平成29年度末時点)</p> <p><u>◎水洗化戸数率(89.3%)</u></p> <p>「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づき水質浄化対策を推進し、下水道管きょ整備量の増加及び合併処理浄化槽補助制度の拡大を図り、目標値(88.8%以上)を達成した。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年度末時点)</p> <p><u>□公害関係の苦情件数</u></p> <p>年度によってばらつきはあるが、特に、大気(野焼き)と悪臭の割合が高い傾向である。</p>

	<p>□又力による被害 弓ヶ浜地域で問題となっている「又力による被害」は、調査研究を経て令和元年度に彦名地区においてモデル事業を行い、対策の検証や今後の対応について検討を進めている。</p> <p>□環境放射線の量 小学校や公民館等に設置したモニタリングポストのデータ公開を実施した。</p>
	<p>□森林の整備・保全 地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施した。</p> <p>□農地の保全と活用 農家の規模拡大を促進する取組として、認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を図った。</p> <p>□食物の地産地消 学校給食への地場農畜産物の使用に努め、魚介類、豆類の使用比率は100%である。それ以外については、納入業者にできる限り県内産を求めているが、全ての量が確保できないこともあり、全体として鳥取県内食材の使用比率は55%となっている。 (令和元年10月末時点)</p> <p>○中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用 米子水鳥公園を活用した取組を実施しており、同公園のネイチャーセンター入館者数(20,088人)は、年々増加傾向にあるものの目標値(23,000人)は未達成である。 (平成30年度末時点)</p> <p>□生物多様性の確保の取組 生物多様性の保全や重要性について、ポスターやリーフレットを小学校へ配布し啓発に努めたほか、米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び環境学習を実施した。</p>
【3】豊かな自然と調和したまちづくり (自然環境の目標) 《共生》	<p>□適正な土地利用の推進 米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進しており、令和元年(2019年)6月に同計画を改定し効率的で計画的な土地利用の推進を図った。</p> <p>□文化財の保全と活用 史跡などで保存・活用を妨げている箇所や、異常、危険箇所の把握に努め、除草や危険木の除去などの維持管理を実施した。</p>
【4】環境資源を活かしたまちづくり (快適環境の目標) 《快適》	

	<p>□米子城跡 市民ボランティアによる石垣除草などを実施し、景観づくりに努めた。</p> <p>□危険家屋対策の推進 空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための米子市空家等対策計画を平成31年（2019年）3月に策定し推進を図った。</p>
<p>【5】みんな が環境を考 えるまちづ くり (環境意識 の目標) 《協働》</p>	<p>□環境学習の推進の取組 小学生が米子水鳥公園で環境学習を行う機会を提供するため、交通費を負担する事業を実施し、年々利用校（18校／23校）が増加している。また、放課後児童クラブ、放課後デイサービス利用者、老人会等に対する環境学習を実施し、推進を図った。</p> <p>○環境学習 米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数（1,094人）は、年々増えているが、目標値（1,300人）には未達成である。 (平成30年度末時点)</p> <p>□環境学習施設の整備 学校の大規模改修の際に、積極的に省エネ設備の導入に努めた。また、市内小中学校全ての普通教室に省エネタイプの空調設備を整備し、学習環境の充実を図った。</p> <p>□環境意識の普及啓発活動 NPO法人、鳥取県と共に、「中海環境フェア in よなご」を実施し、啓発活動に取り組んだ。</p> <p>□環境美化活動 米子市環境をよくする会と連携して、市内一斉清掃を年2回（春・秋）継続して実施しており、市民に定着してきている。また、周辺自治体と連携し、環境保全活動として「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」を継続して実施しており、毎回約1,000人の参加者で清掃活動を行った。</p>

2-3：米子市の環境に関する市民アンケート調査の結果

○本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に市民アンケートを実施しました。

(1) アンケート調査概要

アンケートの実施概要は以下のとおりです。アンケートの対象者は市民と事業所に分けて実施しました。

	市民編	事業所編
調査期間	令和元年（2019年）11月6日～11月25日	
調査対象	米子市内居住の20歳以上 方から無作為に抽出	米子市内の企業から無作為に 抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収	
配布数	3,000人	500社
回収数(回収率)	1,161人(38.7%)	165社(33.0%)

(2) アンケート結果

アンケート結果の主な内容は、以下のとおりです。地球温暖化のような世界規模のものから、ごみ捨てマナーのように私達の生活の身近な問題に至るものまで、広範囲に渡る様々な事柄に関心が示されていることが分かりました。

①多くの市民が「地球温暖化」について、問題意識を持っている。

- 地球温暖化対策について、市民は9割程度、事業所は7割程度が必要であると回答しており、多くが問題意識を持っていることが分かる。一方で、39歳以下の若年層においては、他年齢層に比べ問題意識が低く、特に29歳以下の年齢層においては全体平均に比べ、2割程度低い結果となっている。
- 自由記述において、市民及び事業所ともに、地球温暖化に関する記述（市民編：33件、事業所編：9件）が多く関心の高さが伺える。

②循環型社会の構築に行政の役割が望まれている。

- 行政に求める施策として、市民、事業所とともにリサイクルの推進や廃棄物の適正処理等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成27年度（2015年度）実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられる。特に事業所においては、行政に求める施策の最上位に位置している。
- 市民の自由記述における回答では、ごみを適切に処分してほしい（「野焼きにつ

いて（8件）、「ごみの処分について（7件）」、「不法投棄について（6件）」の意見が多く、ごみ処理のマナーが問われていると考える。

③緑、野鳥、昆虫とのふれあいについて市民は高い満足度を持っている。一方、耕作放棄地を懸念する声がある。

- 「身近な周辺環境について」の間にに対する回答で、「（1）緑とのふれあいの場」や「（2）野鳥や昆虫とのふれあいの場」に対する満足度が高かった。特に、（2）については、米子水鳥公園が立地する、彦名地区を含む周辺地区の住民の満足度が他地区の住民より高く、施設整備による効果があるものと推測される。
- 市民の自由記述における回答では、農地の適正管理を必要とする意見が多く（「耕作放棄地が多い（8件）」）、高齢化等により管理されない土地が増えてきているのではないかと推測される。

④公害対策に行政の役割が望まれている。一方、個人のごみ捨てマナーや土地の管理を懸念する声がある。

- 行政に求める施策として、市民、事業所ともに公害対策が、平成27年度（2015年度）実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられる。
- 街の美化について、市民は、ごみ出し・ポイ捨てなどのマナーに関して、全年齢、全地域において最も改善したい事項となっており、関心の高さが伺える。
- 自由記述における回答では、市民及び事業所ともに空家・土地等を起因とする草木の繁茂を伐採してほしいとの意見が多く（市民編30件、事業所編5件）、③自然共生社会で農地の適正管理を求めるとした記述と同様、高齢化等により管理されない土地等が増えているのではないかと推測される。

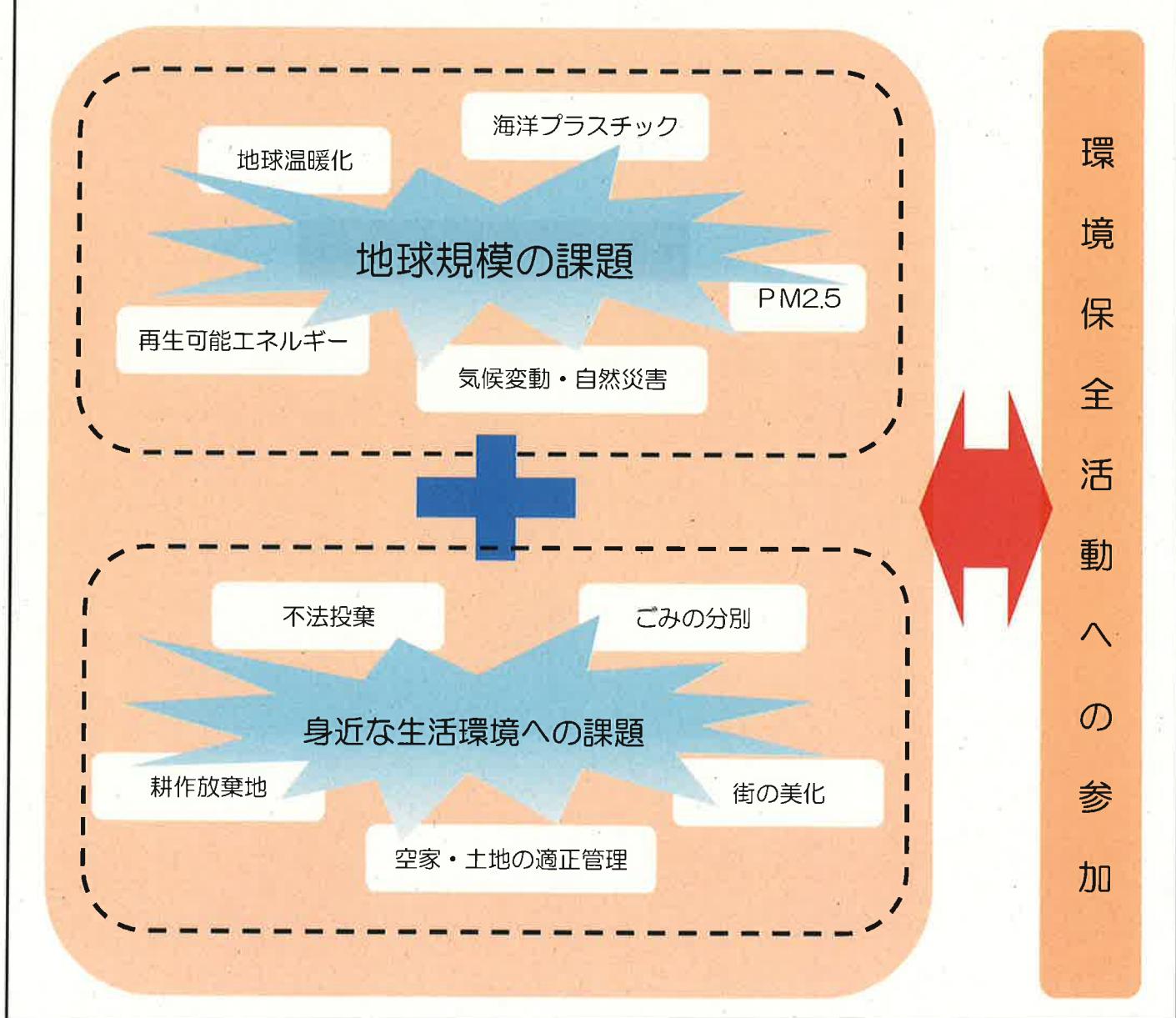
⑤多くの市民が、環境保全活動の参加に意欲的である。

- 6割程度の市民が環境保全活動に参加したいと回答しており、市民の環境保全活動に対する参加意欲が高いことが分かる。
- 市民の自由記述における回答では、「1人1人の環境問題への意識が大切（16件）」という意見が多く、個人の意識を高めることが必要であると考える市民が多いことが分かる。

2-4：米子市の環境課題

○市民アンケートの結果を考察すると、私たちの環境を取り巻く課題として、地球温暖化問題が最優先課題であるというような地球規模のものがある一方、空家・土地等の適正管理といった身の回りの地域の生活環境の改善を望む声、ごみ出し・ポイ捨てなどのマナーを改善すべきであるとする個々人に関するもの等がありました。また、環境保全活動に参加したいとの積極的な意見も見受けられ、その内容は、多種多様で広範囲に及んでいます。

[私たちを取り巻く環境課題]



第3章 米子市の目指すべき姿

3-1：米子市が目指すべき環境像

3-2：第2次米子市環境基本計画における

基本目標

3-3：基本方針と基本目標との関係

3-4：市、市民及び事業者の責務と役割

3-1：米子市が目指すべき環境像

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

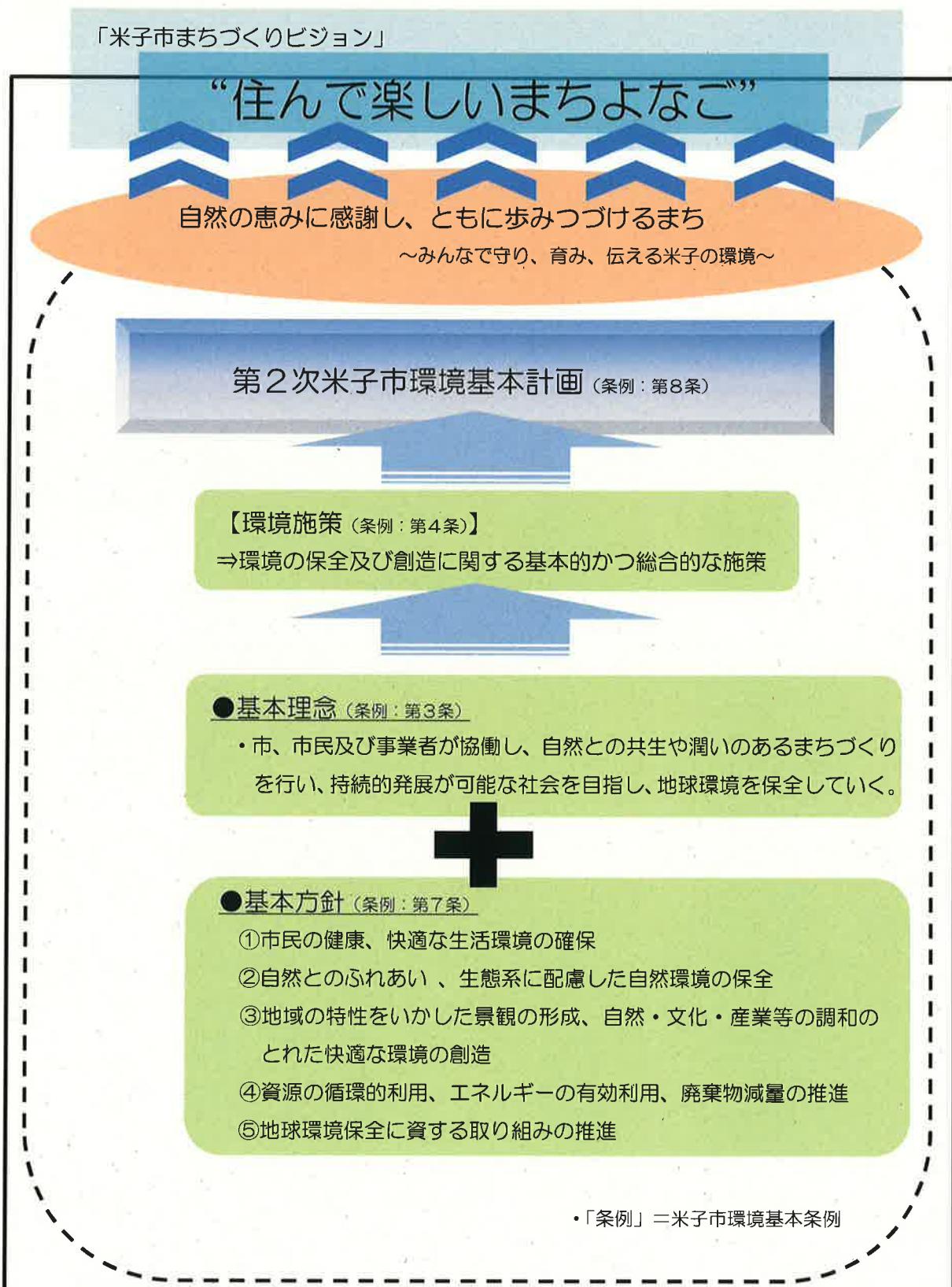
○本市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海とそこに生息する多様な野生動植物など、豊かで素晴らしい水辺を有しています。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものです。しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型における社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、私たちの生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしていきます。

本市では、環境基本条例の制定（平成17年（2005年）3月）により、良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、更には、環境都市宣言（平成18年（2006年）3月）により、循環型社会を形成するために、住民、企業及び自治体が一体となり、環境先進都市を目指しています。

第1次計画では、本市の目指す環境像を「自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～」とし、本市の特色であり、かつ、宝でもある、豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいくことを目指しました。次の世代に、この素晴らしい環境を引き継いでいくことが、環境基本条例及び環境宣言都市の目的を達成することに繋がることから、第2次米子市環境基本計画においても、引き続き、上記環境像を掲げることとします。

なお、第2次米子市環境基本計画では、国や県の環境基本計画においても言及されている「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に取り組むこと、また、本市の上位計画となる「米子市まちづくりビジョン」の将来像である“住んで楽しいまちよなご”を環境の側面から支援していきます。

<米子市が目指す方向と環境基本計画>



「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

3-2：第2次米子市環境基本計画における基本目標

○米子市の目指す環境像である“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”を実現するために、市内全域を対象に、第2次米子市環境基本計画に5つの基本目標を設定します。

なお、この5つの基本目標は、国（第五次環境基本計画）や県（令和新時代とっとり環境環境イニシアティブプラン：第2次鳥取県環境基本計画）の環境基本計画を踏まえた上で、米子市環境基本条例で定める基本理念（第3条）、基本方針（第7条）に基づき定めています。

①低炭素社会

Point !

気候変動に伴う自然災害等の危機感を共有し、本市の素晴らしい自然環境を次の世代へつなげるため、温室効果ガスを減らす社会を目指します。

②循環型社会

Point !

4R（Refuse：断る、Reduce：減らす、Reuse：繰り返し使う、Recycle：再生利用する）の推進や食品ロスの削減等を行い、持続可能な消費と生産の社会を目指します。

③自然共生社会

Point !

本市の豊かな自然・生態系を保全することにより、多種多様な野生動植物が生息環境の保全、自然環境が有する機能を保持し災害を防ぎ、緑あふれる社会を目指します。

④安全・安心社会

Point !

公害の防止等を図ることによる生活環境の保全や、街の美化に取り組むことによる美しいまちづくりを進め、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

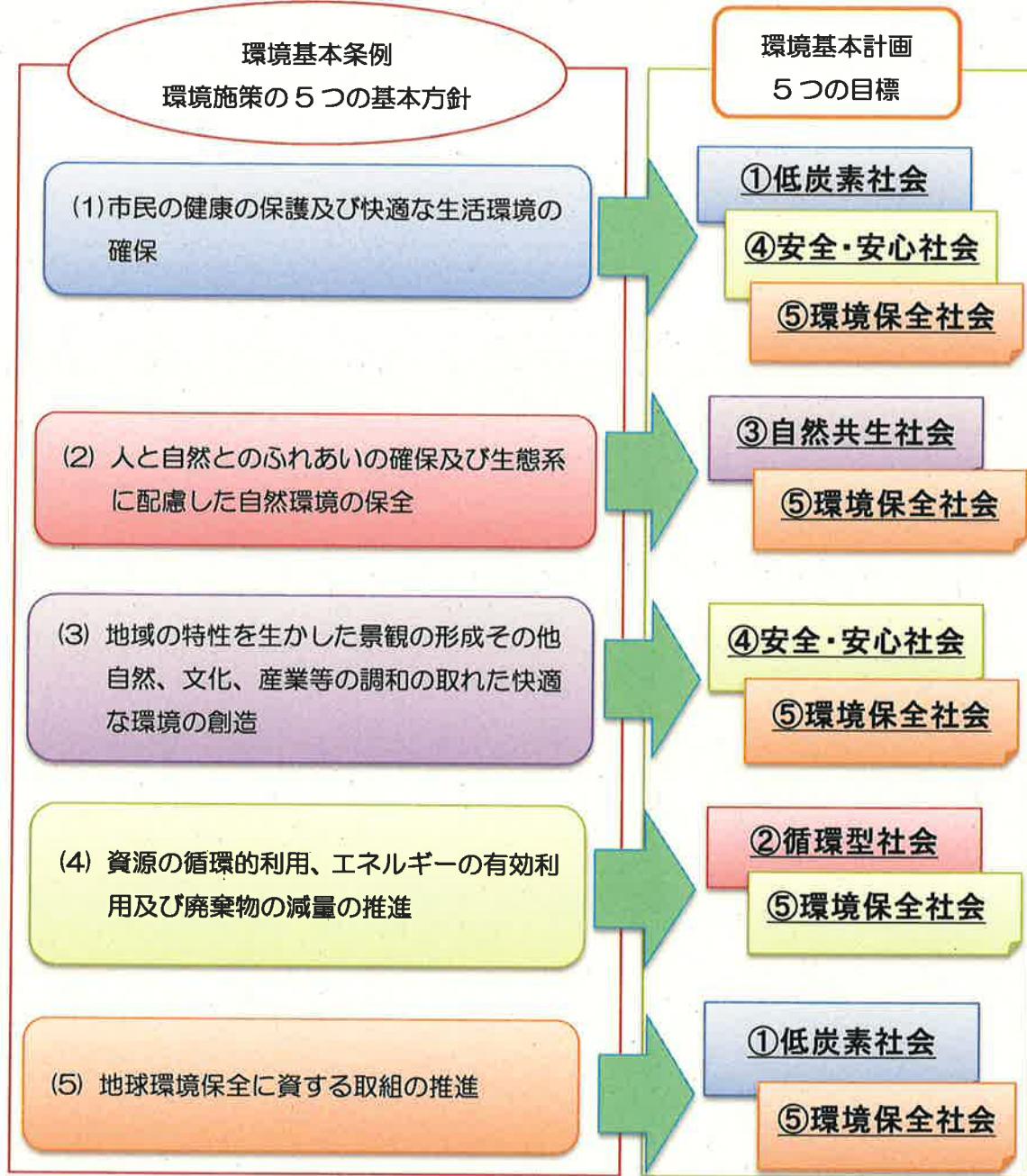
⑤環境保全社会

Point !

環境学習や環境保全活動を推進することにより、個々人の環境に対する意識を向上することのできる社会を目指します。

3-3：基本方針と基本目標との関係

○米子市環境基本条例第7条で規定する環境施策の5つの基本方針と本計画で定める5つの目標との関係は以下のとおりです。

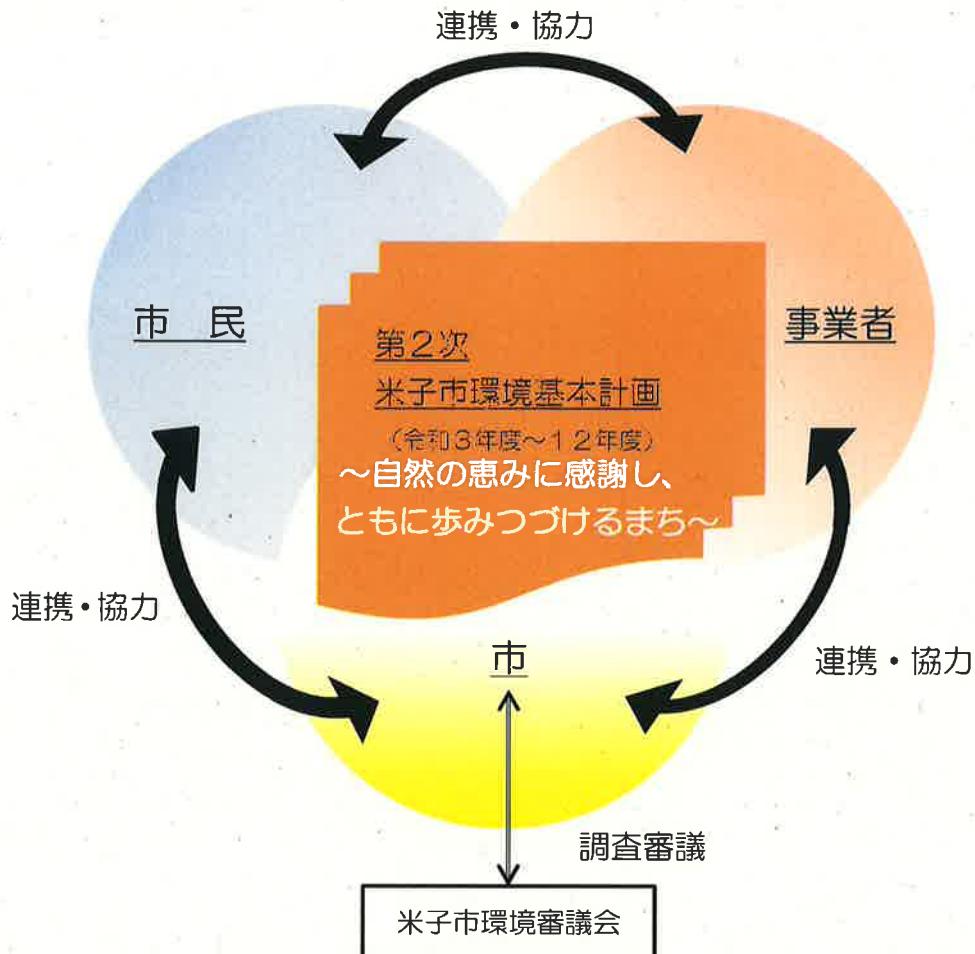


●米子市環境基本条例 第7条（環境施策の基本方針）

⇒市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進する。

3-4：市、市民及び事業者の責務と役割

○第2次米子市環境基本計画における各施策を計画的かつ効果的に推進するためには、市民（個人・NPO 法人・市民活動団体等）、事業者、市それぞれにおける自発的な行動と、連携・協力が必要となります。



<米子市環境条例>

●市の責務・役割（第4条）

- ・環境施策の実施
- ・市民及び事業者の取組への支援

●市民の責務・役割（第5条）

- ・環境負荷の低減への取組
- ・市及び事業者の活動への協力

●事業者の責務・役割（第6条）

- ・事業活動に伴う公害防止
- ・環境負荷の低減への取組
- ・市及び市民の活動への協力

●市による推進体制の整備（第16条）

- ・市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的、効果的に推進するための体制整備

●環境審議会の設置（第19条）

- ・環境基本計画に関する事項の調査審議

第4章 具体的施策の内容

4-1：第2次米子市環境基本計画に

おける基本目標と施策の柱

4-2：施策の柱ごとの個別施策

4-3：基本目標①「低炭素社会」

4-4：基本目標②「循環型社会」

4-5：基本目標③「自然共生社会」

4-6：基本目標④「安全・安心社会」

4-7：基本目標⑤「環境保全社会」

「第2次米子市環境基本計画」

“自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち”

4-1：第2次米子市環境基本計画における基本目標及び施策の柱

○第2次計画においては、5つの基本目標を達成するために12の施策の柱を設定します。

これらの施策は、市民・事業者アンケートの意見等を参考に、本市で必要と考える施策を設定したものです。また、各目標とSDGsとの関連を以下のとおり整理します。

①低炭素社会



①-1：省エネルギー化の推進

①-2：再生可能エネルギーの導入推進

①-3：気候変動適応策の推進

…施策の柱

②循環型社会



②-1：4Rの推進

②-2：食品ロスの削減

②-3：廃棄物の適正処理

③自然共生社会



③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用

③-2：生態系の保全

④安全・安心社会



④-1：生活環境の保全

④-2：美しいまちづくりの推進

⑤環境保全社会

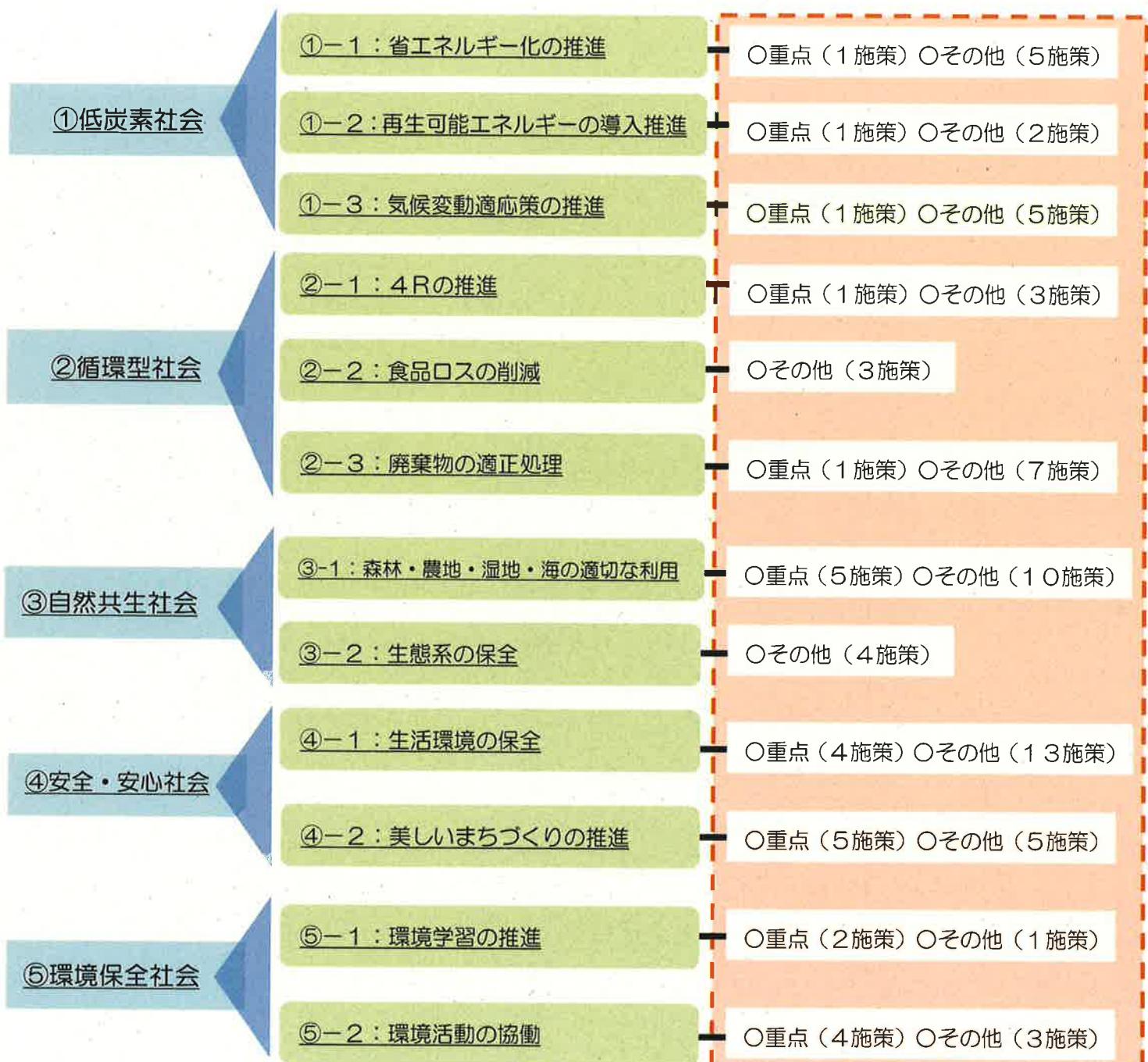


⑤-1：環境学習の推進

⑤-2：環境活動の協働

4-2：施策の柱ごとの個別施策

○各施策の柱ごとに個別施策を設定し、基本目標の達成を実現します。個別施策は、更に、重点施策（※）とその他施策に分類し、各施策の位置付けを明確にします。
なお、各個別施策は、設定された施策の柱にとどまらず、他の施策の柱に関連するものもあり、一つの個別施策が、複数の施策の柱を支えるものとなっています。
※重点施策・・・米子市の上位計画であるまちづくりビジョンの主な取組で位置付けられた施策、担当課において数値目標を掲げ重要な施策として位置付けているもの。





4-3：基本目標①「低炭素社会」

(1) 現状

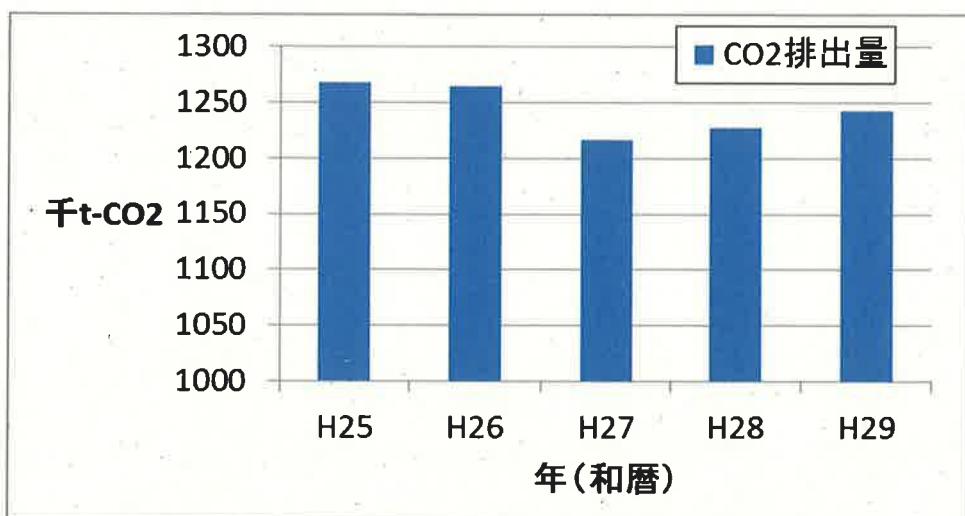
- 平成27年(2015年)にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約締約国会議(通称COP)」で、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み「パリ協定」が合意されました。パリ協定では、世界全体で取り組む目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をすること」、「21世紀後半には、温室効果ガス排出量と(森林などによる)吸収量のバランスをとること」が掲げられています。
- 国は、上記のパリ協定や科学的知見(IPCC¹による第5次評価報告書)などを踏まえ、平成28年(2016年)に「地球温暖化対策計画」を策定し、中期目標として令和12年度(2030年度)において、温室効果ガスを平成25年度(2013年度)比26.0%減としました。また、長期的目標として令和32年度(2050年)までに80%減を目指すとしています。
- 鳥取県では、令和2年(2020年)1月に、長期的な目標として令和32年度(2050年)の二酸化炭素(以下CO₂)排出実質ゼロを目指すことを表明し、令和2年(2020年)策定の「令和新時代環境イニシアティブプラン」に、脱炭素化に向けた取組を示しています。例えば、令和元年(2019年)12月には「再エネ100宣言RE Action」のアンバサダーに就任し、率先して脱炭素に向けた取組を推進するとともに、脱炭素経営による企業価値向上に取り組む企業や団体等を支援するとしています。
- 本市では、平成23年(2011年)に策定した第1次米子市環境基本計画にて、市域から排出されるCO₂の目標値を定め、再生可能エネルギーの導入支援や省エネ行動の促進を図るための啓発等に取り組んできました。市域から排出されるCO₂排出量の過去5年間の推移(図1)は、平成27年度(2015年度)までは減少傾向でしたが、平成27年度(2015年度)以降は増加傾向にあります。
- 令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査においては、地球温暖化対策について、市民は9割程度、事業所は7割程度が必要であると回答しており、多くが問題意識を持っていることが分かりました。
- 本市においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成28年(2016年)7月に「米子市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(平成28年度(2016年度)～令和2年度(2020年度))」を策定し、省エネルギー化等に取り組みました。引き続き、率先して温室効果ガス削減に取り組むため、令和3年(2021年)3

¹ IPCCとは「気候変動に関する政府間パネル」の略で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。

月に第2次計画（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を策定します。

○一方で、国は、温室効果ガスの排出削減（緩和策）と、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）は両輪であるとされ、気候変動適応法が平成30年6月に公布されました。同法に基づき、国は気候変動適応計画を策定し、各分野（①農林水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活）における効果的な適応策を推進することとされています。

○また、令和2年（2020年）6月に閣議決定された、「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」（令和2年版）においては、地球温暖化に伴い、国内外で深刻な気象災害が多発し、そのリスクが更に高まることが予測されるとして、単なる気候変動ではなく「気候危機」であることを初めて明記しました。



（図1）市域から排出されるCO2排出量の年次推移

（2）基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
市域から排出されるCO2排出量（千t-CO2）（※1）	1,243（※2） (平成25年度比2.0%削減)	1,055 (平成25年度比17%削減)
市有施設から排出されるCO2排出量（t-CO2）（※3）	18,688（※4） (平成25年度比29%削減)	16,933 (平成25年度比35%削減)
ため池ハザードマップの作成（※5）	4箇所	39箇所

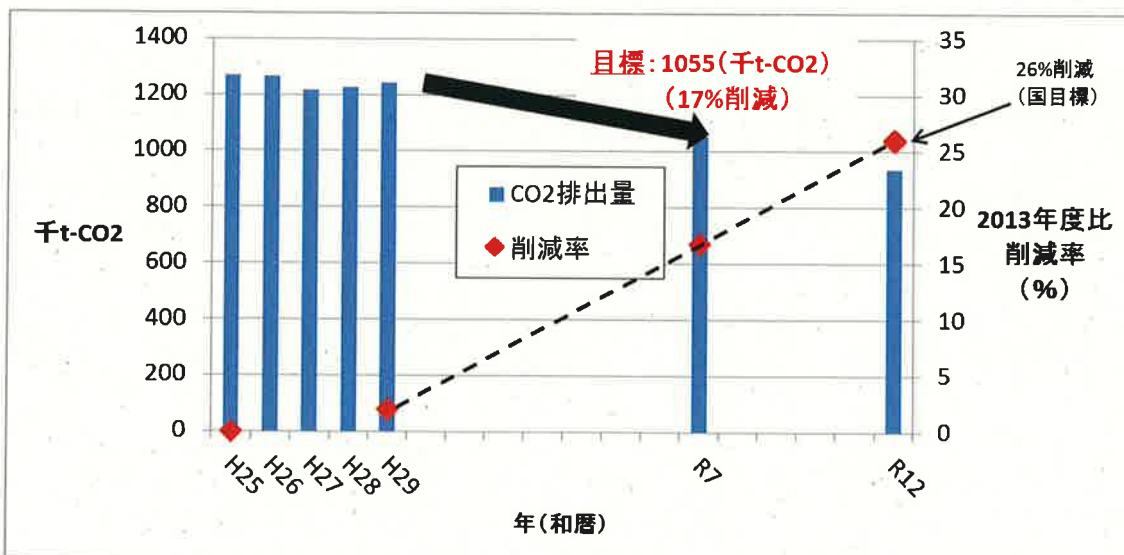
※1. 各家庭、事業所や公共施設等の米子市全域から排出されるCO2排出量を意味します。

なお、数値は環境省が公表している「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」を使用し、この推計は公表時点から2年前のデータが最新となります。

- ※2. 最新データは平成29年度（2017年度）（令和2年（2020年）7月現在）。
- ※3. 例えば、市役所本庁舎や市立小中学校等の施設が対象となります。
- ※4. 最新データは平成30年度（2018年度）（令和2年（2020年）7月現在）。なお、数値は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、市が算出したものを使用します。
- ※5. 市内の農業用ため池70箇所の内、下流域に住居等があるため池を防災重点ため池として指定しています。

【指標設定理由】

- 国の「地球温暖化対策計画」の中期目標である、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比26%減」と整合するよう設定し、平成25年度（2013年度）比17%削減を目指します（図2）。
- 国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体が実施している事務、事業に伴う温室効果ガスの排出量は、「令和12年度（2030年度）に、温室効果ガスを平成25年度（2013年度）比40%減」と掲げられており、これに整合するよう設定し、平成25年度（2013年度）比35%削減を目指します。



(図2) 市域から排出される CO₂ 排出量の目標設定根拠

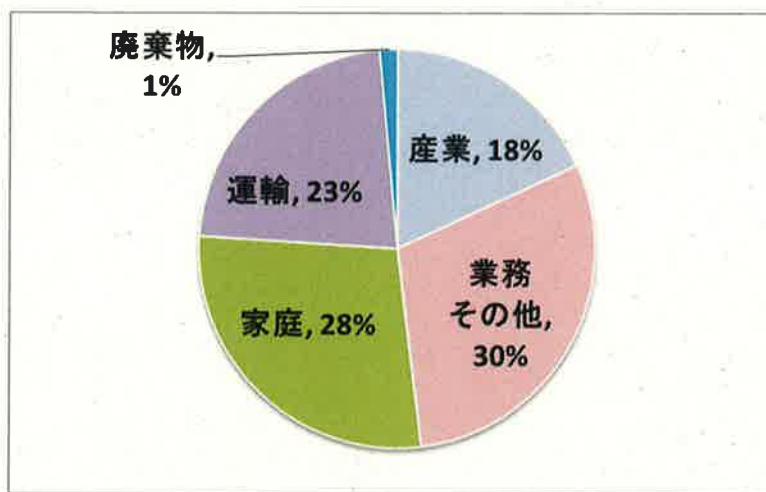
(出典：環境省「部門別 CO₂ 排出量の現況推計」)

- 今までに経験したことのない大型台風やゲリラ豪雨、大規模地震等による災害が多く発生していることから、ハザードマップの作成によりため池決壊などに対する地域防災の意識向上を図るとともに、ため池が決壊する恐れのある場合又はため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難することを図る。

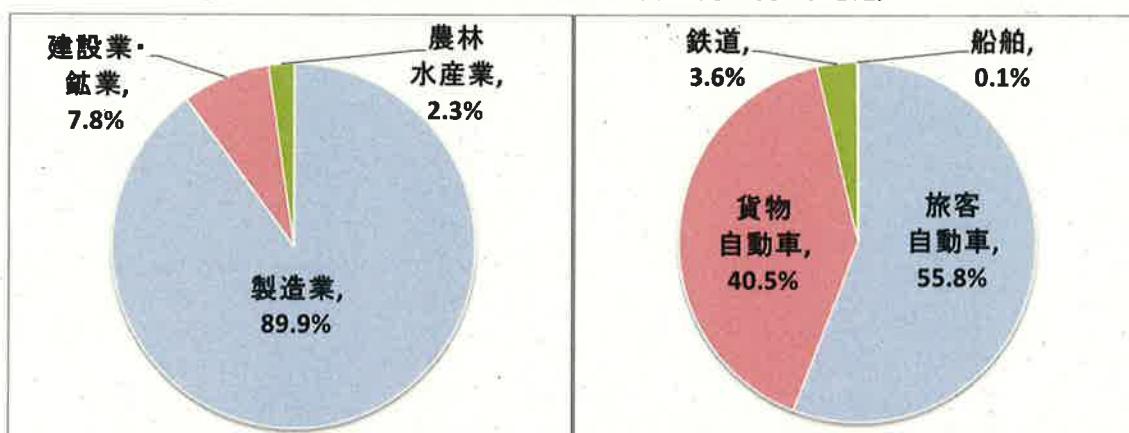
(3) 基本目標達成に向けての課題

○CO2 排出量を現在（最新のデータである平成 29 年度（2017 年度））と令和 7 年度（2025 年度）の目標値を比較すると、187（千 t-CO2）の差があります。平成 29 年度（2017 年度）の CO2 排出量の構成比は、「業務その他」部門及び「家庭」部門が最も大きく、次いで「運輸」部門及び「産業」部門となっています（図 3）。さらに「運輸」部門の内訳は、「旅客自動車」、「貨物自動車」が、「産業」部門では「製造業」が多くの割合を占めています（図 4）。

これらの CO2 排出量の多い部門や業種を中心として、施策を検討する必要があります。○一方で、広島地方気象台が平成 31 年（2019 年）1 月に公表した「中国地方の気候変動 2017」によると、鳥取県の年平均気温は「上昇している」と評価されており、気候変動への適応策が必要だと考えられます。



（図3）平成29年度のCO2排出量の構成比
(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)



（図4）「産業」部門（左図）及び「運輸」部門（右図）の内訳
(出典：環境省「部門別CO2排出量の現況推計」)

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<①-1：省エネルギー化の推進>

○使用するエネルギー量を減らすことで、CO₂削減に取り組みます。

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○CO₂排出量の少ない太陽光やバイオマスといった再生可能エネルギーの導入を推進します。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○気候変動やこれに伴う影響の発生を前提として、その被害を回避・軽減するための対策を推進します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<①-1：省エネルギー化の推進>

○重点施策（1施策）

☆公共交通機関の利用促進（運輸部門）

○その他施策（5施策）

- LED 照明や高効率空調などの省エネルギー機器の普及促進（業務その他、家庭、産業部門）
- 宅配便の再配達の防止や物流業種の集積化による物流体制の効率化の推進（運輸部門）
- 高気密、高断熱住宅などの省エネルギー住宅の普及促進（家庭部門）
- 自転車を利用しやすい環境・システムづくりの推進（運輸部門）
- ISO14001 や鳥取県版環境管理システム（愛称「TEAS（テス）」）の普及啓発（業務その他、運輸、産業部門）

<①-2：再生可能エネルギーの導入推進>

○重点施策（1施策）

☆下水処理場における消化ガス発電及び公民館4館における太陽光発電設置検討等、地域資源を活用したエネルギー事業の推進

○その他施策（2施策）

- 固定資産税減免による大規模再生可能エネルギー発電設備の導入支援
- 鳥取県と協力し「再エネ 100 宣言 RE Action²」の普及啓発等、市内事業者へ対し、再生可能エネルギーの導入推進（業務その他、運輸、産業部門）

※①-1 及び①-2については、環境省の「部門別 CO₂ 排出量の現況推計値」において定めている「部門」について、施策ごとに関連する部門を括弧内に記載しています。

²「再エネ 100 宣言 RE Action」とは、自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量 10GWh 未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ 100%化宣言を表明し、ともに行動していく枠組み。

<①-3：気候変動適応策の推進>

○重点施策（1施策）

- ・災害時に農業用ため池が決壊した場合に迅速かつ安全に避難をする資料を作成し、地域住民の日頃の防災・減災意識を高める。

○その他施策（5施策）

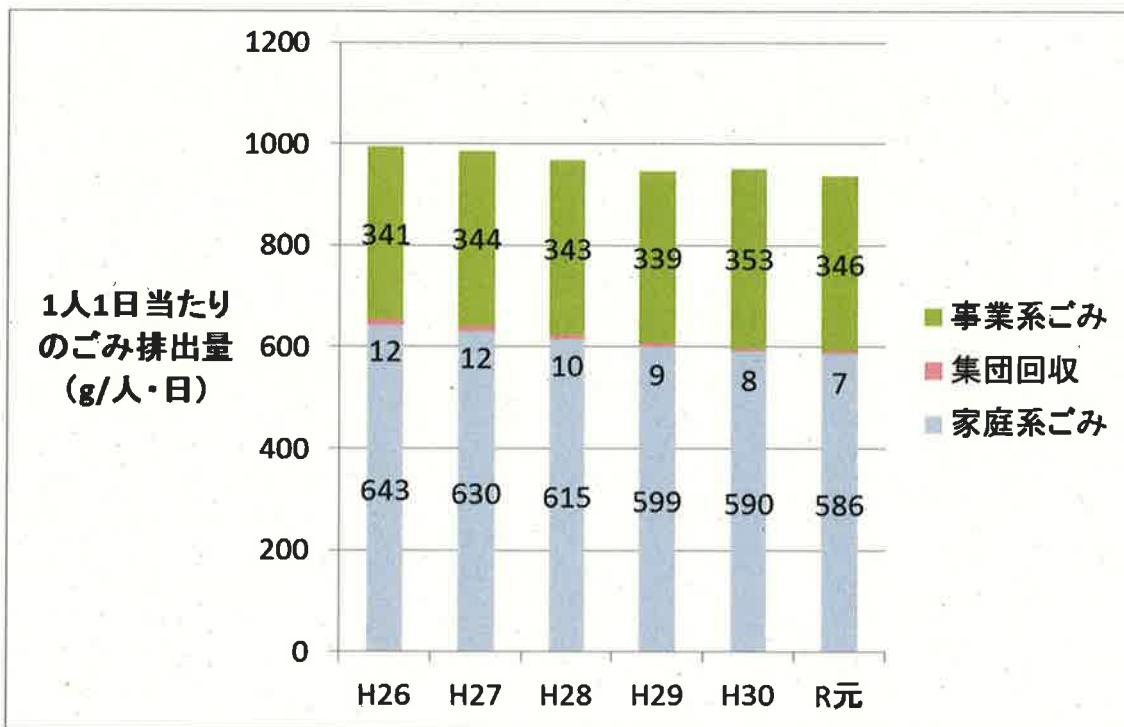
- ・熱中症予防に係る周知・啓発の取組
- ・水源かん養林の保全及び育成
- ・洪水ハザードマップの作成・周知
- ・警戒レベルを用いた避難情報の発令
- ・市道の除草、河川の浚渫及び側溝の清掃を推進するなど流出水対策の実施



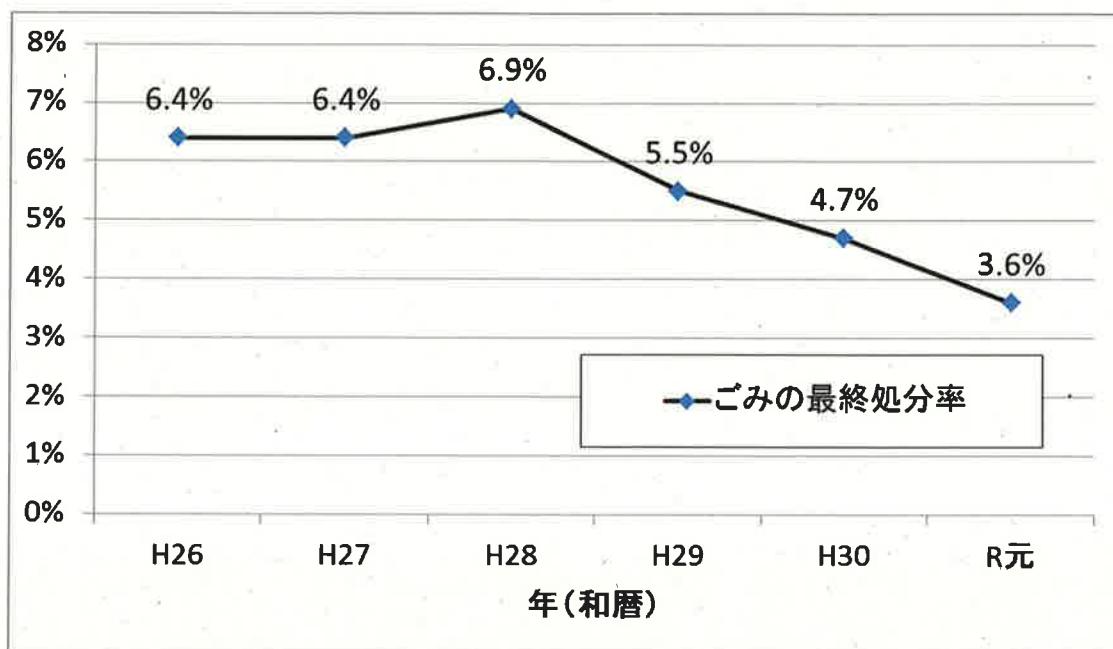
4-4：基本目標②「循環型社会」

(1) 現状

- 国では、平成3年（1991年）の再生資源利用促進法（改正後：資源有効利用促進法）の施行以来、各種リサイクル法が制定され、大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会から循環型社会への転換を図るための取組が進められています。
- 本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成18年（2006年）3月に「第1次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。その後、2度の改訂を経て「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会への転換をさらに進めていくとともに、低炭素社会や自然共生社会との統合に配慮した持続可能な循環共生型の地域社会の構築を目指し、取り組んでいます。
- 第1次から第3次の計画に沿って、施策を推進してきた結果、1人1日当たりのごみ排出量及びごみの最終処分率は近年減少傾向にあります（図5、6）。
- 令和元年（2019年）11月に実施した市民アンケート調査においては、行政に求める施策として、市民、事業所ともに廃棄物の適正処理やごみの減量等、循環型社会の構築に関連する事項が、平成27年度実施アンケートと同様に上位に位置しており、引き続き、行政の役割が望まれているものと考えられます。



（図5）1人1日当たりのごみ排出量の年次推移



(図6) ごみの最終処分率の年次推移

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	938	870
ごみの最終処分率 (%)	3.6	3.6

【指標設定理由】

- 循環型社会の構築に向けて、家庭系ごみ（特に家庭系可燃ごみ・不燃ごみ・不燃性粗大ごみ）、事業系ごみの減量及び再資源化に重点的に取り組みます。指標値は、令和元年度の各ごみの組成（生ごみや紙類など）ごとの排出量を分析し、削減可能性や難易度等を踏まえて決定しました。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画（令和3年度（2021年）～令和7年度（2025年））で掲げた目標値と同数値としています。
- 令和元年度のごみの最終処分率は全国の他の自治体と比べても低い水準であるため、令和7年度までこの水準を維持することとします。なお、第4次米子市一般廃棄物処理基本計画で掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

- 1人1日当たりのごみ排出量について、全体としては減少傾向にあるものの、ごみの内訳をみると、事業系ごみについては横ばいの状況が続いている。また、令和元年（2019年）10月には食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されており、家庭系、事

業系ごみに関わらず食品ロスを低減させていく必要があります。

○ごみの最終処分率については、令和元年度から新たにリサイクルプラザの資源化処理後のプラスチック残さの一部外部処理により、最終処分率の減少につながりました。引き続き、この水準を維持することに努めます。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<②-1：4Rの推進>

○ごみ排出量を抑制するために、4R(断る、発生抑制、再使用、再生利用)の取組を推進します。

<②-2：食品ロスの削減>

○我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しており、米子市の家庭系食品ロス調査によると、可燃ごみ全体の約12%は食品ロスが占めており、このため、ごみ排出量抑制の大きな課題となっています。

<②-3：廃棄物の適正処理>

○発生した廃棄物については、適正に処理し、不法投棄防止を防ぐ必要があります。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<②-1：4Rの推進>

○重点施策（1施策）

☆市民や事業者に対し、ごみの発生抑制や物の再使用等の啓発を行う。

○その他施策（3施策）

- ・グリーン購入等を通じて、リユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達を行う。
- ・学校給食における食品残さの堆肥化を図る。
- ・下水道汚泥の資源化による有効利用

<②-2：食品ロスの削減>

○その他施策（3施策）

- ・食べきり運動等の普及啓発に努める。
- ・生ごみ処理機等の普及啓発に努める。
- ・学校における食育の推進

<②-3：廃棄物の適正処理>

○重点施策（1施策）

☆分別収集によって資源化を図るとともに、ごみの減量化を図り、環境への負荷軽減

に努める。

○その他施策（7施策）

- ・米子市クリーンセンターからの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。
- ・米子市クリーンセンターの効率的な運用を図る。
- ・不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・対応に努める。
- ・関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。
- ・家庭から排出された水銀使用廃製品の適正処理
- ・農薬などの適正処理の推進
- ・廃船や漁網などの漁業系廃棄物の適正処理を啓発する。



4-5：基本目標③「自然共生社会」

(1) 現状

- 平成22年（2010年）10月に生物多様性条約第10回締約国会議が愛知県において開催され、生物多様性の損失を止めるための愛知目標が採択されました。国においては、愛知目標の達成に向けた、「生物多様性国家戦略 2012-2020」が策定され、ロードマップが示されました。なお、2021年5月に中国で開催予定の生物多様性条約第15回締約国会議において、愛知目標の後継となるポスト2020生物多様性枠組が採択される予定であり、これを踏まえ次期生物多様性国家戦略が策定されることとされています。
- 本市においては、特定外来生物であるオオキンケイギクの生息が確認されており、また、市民アンケートでは特定外来生物の防除が必要であるとの声も寄せられています。
- 市民アンケートにおいて、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
○米子水鳥公園で実施された環境学習の実施件数	250件	275件
○再生可能な荒廃農地の面積	101ヘクタール (※R6年度末時点)	39ヘクタール

（補足：再生可能な荒廃農地の面積について）

1：「再生可能な荒廃農地」・・・荒廃農地（現在、耕作がされておらず、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）のうち、整地等による再生を行うことにより、農作業による耕作が可能となる農地。

2：再生が可能である荒廃農地を減らすことで、農作業可能な農地を増やす。

【指標設定理由】

○ラムサール条約湿地に登録された中海に位置する米子水鳥公園の環境学習実施件数を増やすことにより、当公園で実施される各種事業を通じ、生物多様性をはじめ環境保全意識の向上を図ることが期待できます。なお、指標値は、米子水鳥公園の実施可能最大件数を300件と設定し、本計画期間の令和12年度末までに年に5件増で実施していくことを目指します。

○市民アンケートの結果から、耕作放棄地の増加を懸念する声が多く寄せられています。なお、指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値と同数値としています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○生物多様性の重要性が広く市民に認識されるとともに、官民連携して生物多様性を維持するための持続的な自然環境の保全・再生に取り組む必要があります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○森林・農地・湿地・海の適切な利用を図ることによる生活環境保全の向上を図ることにより、自然との共生社会を目指します。

<③-2：生態系の保全>

○生態系が有する防災・減災機能等の重要性を認識することにより、自然との共生社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<③-1：森林・農地・湿地・海の適切な利用>

○重点施策（5施策）

- ☆米子水鳥公園の運営による中海の賢明な利用の促進及び湿地環境保全を実施する。
- ☆中海及び米子水鳥公園の生態系調査研究により、地域の環境保全意識の向上を図る。
- ☆農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。
- ☆農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。
- ☆農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。

○その他施策（10施策）

- ・中海・宍道湖・大山圏域市長会や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約湿地である中海の環境保全・再生及び賢明な利用を促進する。
- ・平成31年（2019年）4月から始まった森林経営管理制度に基づいた森林の経営管理を実施する。
- ・松くい虫等防除事業を推進する。
- ・緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。
- ・魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。
- ・樹木のある公園や緑地の保全を図る。
- ・地産地消に関する情報を提供する。
- ・地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。

- ・鳥取県やJA、学校給食関係事業者と食材の生産・流通などについて情報交換を行う。
- ・環境保全型農業直接支援対策の推進による地域の水環境の向上

<③-2：生態系の保全>

○その他施策（4施策）

- ・県と協力して、希少野生動植物の保護に努める。
- ・生物多様性の重要性を啓発する。
- ・生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。
- ・特定外来生物の防除啓発及び駆除

4-6：基本目標④「安全・安心社会」



(1) 現状

- 市民アンケートにおいては、環境をよくするために行政に期待することとして、公害対策（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動 等）を求める声が平成27年度（2015年度）アンケート結果と同様に多い結果となりました。また、街の美化について、ごみのポイ捨てなどのマナーに関する事を懸念する声が年齢、地域を問わず多く寄せられ、管理されない空家や土地の管理を求める声も多く寄せられました。
- これらについては、直接、本市の担当部署に市民からの相談等も寄せられている状況です。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
○生活排水処理に関すること		
ア：汚水処理人口普及率	90.3%	94.4%
イ：水洗化戸数率	90.0%	91.8%
ウ：浄化槽法定検査受検率	54.3%	56.1%
エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積	2516.3ha	2872.5ha
オ：合併処理浄化槽補助基數	90基／年	100基／年
○空家等の対策に関すること		
ア：「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく適切な管理がされていない空家等の改善	13件	改善件数 10件／年
イ：空き家利活用の推進	— (令和2年度新設)	空き家バンクへの登録件数 10件／年
○市民アンケート結果の回答数 (解決・改善したい環境項目： 「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」)	55.8%	50.0% (※R6年度末時点)

【指標設定理由】

- 市民アンケートの結果から、公害対策についての行政への期待が高いことから、本市における主要な施策を選定しました。なお、生活排水処理に関することの指標値について

は以下のとおりです。

ア：汚水処理人口普及率

まちづくりビジョンで定めている目標値（R6年度 93.7%）を参考に年間で約0.7%増すことを目標に設定しています。

イ：水洗化戸数率

年間0.3%の水洗化戸数率の向上を目指しています。

ウ：浄化槽法定検査受検率

年間0.3%の法定検査受検率の向上を目指しています。

エ：公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備面積

米子市生活排水対策推進計画で定めた目標値（R8年度 2932.5ha）を参考に年間で約60ha整備することを目標に設定しています。

オ：合併処理浄化槽補助基數

米子市生活排水対策推進計画により、令和8年度までの間、補助制度の拡充により、年間100基の合併処理浄化槽の設置促進を行うこととしています。

また、空家等の対策に関するこの指標値ア及びイは、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を参考に年間10件としています。

○引き続き、市民の声を本計画に反映するために、解決・改善しておきたい環境（ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー）に係るアンケート結果を指標として選定しました。なお、指標値は、令和元年度実施の市民アンケート結果を基準とし、令和6年度に実施予定の計画中間見直しのアンケート結果にて50.0%（年間約1.5%減）を目指しています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○ごみ出し・ポイ捨てなどの身近な環境問題から、個人での解決が困難であり、行政が積極的に対応しなければならない問題まで、基本目標達成に向けて幅広い対応が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<④-1：生活環境の保全>

○公害の防止等を図ることによる生活環境の保全を図り、安全・安心な社会を目指します。

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○環境美化を推進することによる美しいまちづくりを進め、安全・安心な社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<④-1：生活環境の保全>

○重点施策（4施策）

☆生活排水処理施設の整備

- ・公共下水道事業計画区域内の新規管きょ整備
- ・公共下水道の早期整備が見込まれない区域における合併処理浄化槽の設置促進
- ・下水道整備完了地域における下水道接続の普及促進
- ・浄化槽の適正管理の啓発・指導

☆又力被害対策の推進

☆管理不全の土地に関する指導の実施

☆犬・猫に対する衛生管理指導の実施

○その他施策（13施策）

- ・「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策の推進
- ・中国電力に対する島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定の求め
- ・家庭ごみの野外焼却禁止について啓発の実施
- ・大気汚染緊急時（光化学オキシダント、PM2.5）における市民への注意喚起
- ・水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。
- ・生活環境に関する市民からの苦情・相談に対する対応（騒音・振動・悪臭）
- ・国・県などと連携した環境放射線モニタリング情報の入手及びモニタリング結果の公表
- ・地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理の推進
- ・環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進
- ・アスベスト撤去支援事業の推進
- ・需要に応じた工業用水の確保と安定供給の実施
- ・水源の更新や開発の推進
- ・鳥取県持続可能な地下水利用協議会と連携した地下水源の適正利用

<④-2：美しいまちづくりの推進>

○重点施策（5施策）

☆さまざまな歴史的文化遺産についての調査研究の推進

☆有形・無形の文化財を適切に保護及び保存し次世代に継承していくために、指定文化財の保護及び保存の充実並びに未指定文化財の保護及び文化財指定の促進

- ☆米子市都市計画マスターplanに基づく、効率的で計画的な土地利用の推進
- ☆米子市空家等対策計画に基づく、空家等に関する対策の総合的かつ計画的な実施
- ☆空家等に係る現状調査の実施、所有者等による空家等の適切な管理の促進、住民等からの空家等に関する相談の実施及び管理不全な空家等への対応並びに支援の実施

○その他施策（5施策）

- ・安心・安全に利用できる公園施設の確保
- ・市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化の推進
- ・米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設などの届出審査、公共事業における通知制度などによる良好な景観の創出
- ・米子市都市景観施設賞などによる、景観形成に関する市民への情報提供・啓発
- ・魅力ある景観形成のため、鳥取県屋外広告物条例の許可申請の周知・啓発



4-7：基本目標⑤「環境保全社会」

(1) 現状

○市民アンケートの結果から、環境保全活動への参加について6割程度の方が参加したいと回答しており、多くの市民が参加意欲のあることを示しています。また、環境に対する個々人の意識が大切であるとの声が多く寄せられています。

(2) 基本目標達成における主な指標

主な指標	現状（令和元年度）	指標値（令和7年度）
中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数	1, 163人	1, 300人
市民アンケート結果による環境保全活動・環境教育の場への参加実績	— (※中間見直し時実施予定の市民アンケートにて新たに設問を設けます。)	60.0%

【指標設定理由】

○平成17年（2005年）11月の中海のラムサール条約登録以降、中海アダプトプログラムへの支援等官民一体となった環境保全活動を実施しています。ここでは、中海の湿地環境の保全・再生と賢明な利用の促進の一つである中海・宍道湖一斉清掃（米子会場）の参加人数を本計画でも目標値として設定します。なお、指標値は、本市の最上位計画であるまちづくりビジョンで掲げた目標値を基に設定しています。

○市民アンケートの結果から環境保全活動への参加実績を新たに把握します。なお、指標値は、令和元年度に実施の市民アンケートの結果において、環境保全活動に参加したいとの回答が約6割あったことを参考に設定しています。

(3) 基本目標達成に向けての課題

○より多くの市民が環境保全活動に参加できる体制づくり（活動の場の確保、教育の機会の設定、周知）の実施が必要となります。

(4) 基本目標達成のための施策の柱

<⑤-1：環境学習の推進>

○個々人の環境に対する意識を向上させることにより、環境保全社会を目指します。

<⑤-2：環境活動の協働>

○環境保全活動に参加できる体制づくりを進め、環境保全社会を目指します。

(5) 施策の柱ごとの個別施策

<⑤-1：環境学習の推進>

○重点施策（2施策）

☆市民への環境学習の機会の提供

☆広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用した環境情報の発信

○その他施策（1施策）

- ・自然と環境の保全に向けた啓発活動の推進

<⑤-2：環境活動の協働>

○重点施策（4施策）

☆地域住民、環境美化団体などと連携するなど環境イベントを開催して、広く市民への環境意識の普及啓発を行う。

☆「ラムサール条約湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動の実施

☆中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、中海の水質改善・利活用の促進

☆地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興

○その他施策（3施策）

- ・環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する。
- ・市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動の促進
- ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例に基づく、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止の啓発



第5章 環境基本計画の推進に向けて

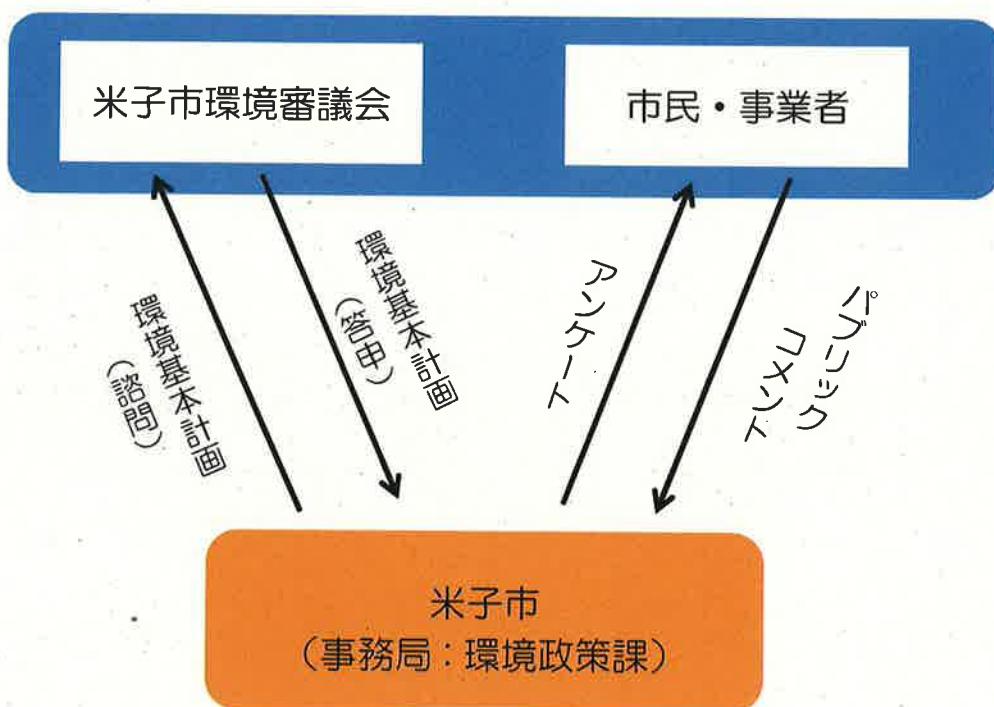
5-1：環境基本計画策定の流れ

5-2：環境基本計画の進行管理

5-1：環境基本計画策定の流れ

○本計画の策定に当たっては、環境基本条例に基づき設置される「米子市環境審議会」において、市長の諮問に応じ調査審議を行いました。また、市長は本計画の策定に当たり、市民アンケートの実施、計画（案）に対するパブリックコメントを実施しました。なお、策定した計画の中間見直し（環境基本計画の変更）を行う際にも同様な手続きを踏まえることとします。

【審議会・市民・市の関係】



●米子市環境基本条例 第19条（設置及び所掌事務）

- ⇒環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会を置く。
- ⇒米子市環境審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関する事項を調査審議する。

5-2：環境基本計画の進行管理

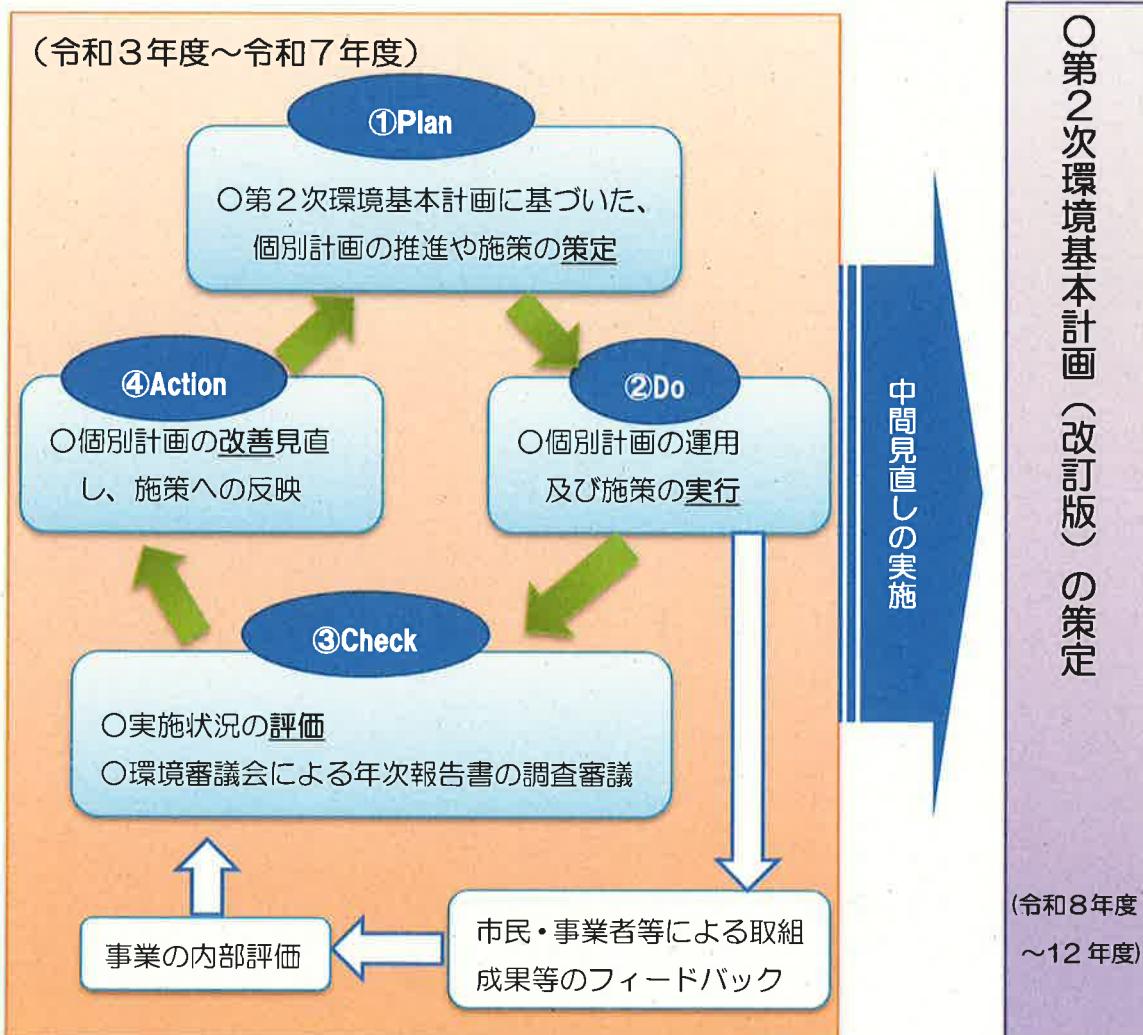
- 本計画の実施状況については、毎年度、年次報告書を作成し公表します。
また、同報告書について、米子市環境審議会の調査審議を経ることとし、必要に応じて計画の見直し（変更）を行います。

●米子市環境基本条例 第10条（年次報告）

⇒市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- 毎年度、PDCAサイクル（①「策定」、②「実行」、③「評価」、④「改善」）を繰り返すことにより、計画の実効性を確実なものとします。

【進行管理の流れ】



資料編

①環境関連用語集

②環境関係年表(主なできごと)

③米子市の環境に関する市民アンケート調査結果

- ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)
- ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

④第1次米子市環境基本計画総括報告書

⑤米子市環境都市宣言

⑥米子市環境関連条例

- ・米子市環境基本条例
- ・米子市環境保全条例
- ・米子市快適な生活環境の確保に関する条例
- ・米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

⑦計画策定の経緯

- ・策定経過
- ・米子市環境審議会委員名簿
- ・諮詢
- ・答申

①環境関連用語集

用語	フリガナ	解説
3R	サン アール	リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)のこと。
4R	ヨン アール	リフューズ(不要なものを断る)・リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)のこと。
BOD	ビーオーディー	Biochemical Oxygen Demandの略で、日本語では生物化学的酸素要求量。河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
COD	シーオーディー	Chemical Oxygen Demandの略で、日本語では化学的酸素要求量。湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。
DO	ディーオー	Dissolved Oxygenの略で、日本語では溶存酸素。水の汚染状態を示す一つの指標で、水に溶けている酸素量のことをいう。汚染度の高い水中では、水中の溶存酸素を消費して、有機物を分解するので、溶存する酸素が少なくなり、魚介類の生存を脅かすようになる。
ESD教育	イーエスディー キョウイク	Education for Sustainable Development の略で、「持続可能な開発のための教育」の意味。
EV	イーブイ	Electric Vehicle の略で、日本語では電気自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電気を充電した蓄電池の電力でモーターを動かすることで車を駆動させる。
EV100	イーブイ ヒャク	令和2年までに事業利用における車両の100%を電気自動車にするなど目標を掲げた、企業による電気自動車の利用や環境整備促進を目指す国際ビジネスイニシアティブ。
FCV	エフシーブイ	Fuel Cell Vehicle の略で、日本語では燃料電池自動車。ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、燃料電池自動車は、水素を燃料とする燃料電池で発電した電力でモーターを動かすることで車を駆動させる。
FIT	フィット	【固定価格買取り制度】 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
IPCC	アイピーシーシー	Intergovernmental Panel on Climate Changeの略で、日本語では国連気候変動に関する政府間パネル。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)により設立された組織。
ISO14001	アイエスオーイチマンヨンセンイチ	国際標準化機構(ISO)による企業・法人・団体の環境マネジメントと監査に関する国際規格。企業・法人・団体の活動に伴う環境影響を継続的に改善していくための活動を管理・監査するシステム(参照 環境マネジメント)
J-クレジット制度	ジェイ-クレジットセイド	省エネルギー機器の導入や森林經營などの取組による、CO2などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
MaaS	マース	Mobility as a Serviceの略で、ICTを活用して交通をクラウド化し、公共交通か否か、またその運営主体にかかわらず、マイカー以外のすべての交通手段によるモビリティ(移動)を1つのサービスとしてとらえ、シームレス(途切れのない、繋ぎ目のない)に繋ぐ新たな「移動」の概念。
PHV	ピーエイチブイ	Plug-in Hybrid Vehicle の略で、日本語では、プラグインハイブリッド自動車。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO2や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。
RE100	アールイー ヒャク	Renewable Energy 100%の略。企業自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す企業が加盟する国際的なイニシアティブ(消費電力量10GWh以上の企業を対象)。
Renewable	リニューアブル	「再生可能な」という意味。
RPF	アールピーエフ	Refuse derived paper and plastics densified Fuel の略で、主に産業系廃棄物のうち、マテリアルリサイクルが困難な古紙及び廃プラスチック類を主原料とした高品位の固形燃料。
SDGs	エスディージーズ	Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標のこと。平成27年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標のこと。
Society5.0	ソサイエティー ゴーテンゼロ	サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。IoTで全ての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、今までに無い新しい価値を生み出すことで、課題や困難を克服。また、人工知能(AI)により、必要な情報が必要なときに提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服される。
TEAS	テス	県内の中小企業等の環境配慮活動への取組を容易にするため、環境配慮行動を審査登録・公表する県独自の制度として定めた鳥取県版環境管理システムのこと。
V2H	ブイ トゥー エイチ	Vehicle to Homeの略で、「クルマ(Vehicle)から家/Homeへ」を意味するこの言葉は、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等に蓄えられた電力を、家庭用に有効活用する考え方のこと。
VPP	バーチャルパワープラント	Virtual Power Plantの略で、日本語では仮想発電所。多数の小規模な発電所や、電力の需要抑制システムを一つの発電所のようにまとめて制御を行うこと。

用語	フリガナ	解説
ZEB	ゼブ	Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略で、快適な室内環境を保ちながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、年間で消費する建築物のエネルギー量が大幅に削減されている建築物。
ZEH	ゼッチ	Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略で、住まいの快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下となる住宅。
アイドリングストップ	アイドリングストップ	駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることをやめること。
アジェンダ 21	アジェンダ ニジュウイチ	「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各 government をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術団体、NGO 等のいろいろな社会構成主体が、21世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。
アダプトプログラム	アダプトプログラム	市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのこと。「アダプト」とは「養子縁組する」という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組み。
一般廃棄物	イッパンハイキヅツ	産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。
エコツーリズム	エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。
エコドライブ	エコドライブ	ゆっくり加速、ゆっくりブレーキ。車間距離にゆとりを持つなど、燃料消費量やCO2排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる"運転技術"や"心掛け"のこと。
エシカル消費	エシカルショウヒ	地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動。
温室効果ガス	オンシツコウカガス	太陽からの光で暖められた地球の表面から、地球の外へ放出される赤外線を吸収し、地球の表面へ再放出し、地球の表面附近の大気を温める効果を持つガス。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセット	日常生活や経済活動において避けることができない CO2 等の温室効果ガスの排出について、ますできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラル	ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロになることを指す。
化石燃料	カセキネンリョウ	動植物の死骸などの有機物が長い年月をかけて変質し、資源として採掘され使用されている物質の総称。石炭・石油・天然ガスなどが該当。
合併処理浄化槽	ガッペイショリジョウカソウ	し尿と、台所や風呂から出る雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1/9 に減らすことができる。
環境家計簿	カンキョウカケイボ	ライフスタイルの見直しを目指して、日々の生活において、環境に負荷を与える行動や環境に良い影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家庭における電力、ガス、水道などのエネルギーや資源の消費量、廃棄物の排出量等を定期的に記録する帳簿等がその例。
環境基準	カンキョウキジュン	環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係わる環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。
環境基本法	カンキョウキホンホウ	平成 5 年 11 月 19 日に公布、施行された法律。環境の保全についての基本理念として、「環境の恵沢の享受と継承等」「環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会の構築等」「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の 3 つの理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境保全に係る責務を明らかにしている。
環境施設帯	カンキョウシセツタイ	高速道路・国道など幹線道路に隣接する地域の生活環境を保全するために、騒音・振動・大気汚染等の道路交通に起因する障害に対処するため、道路用地として確保される一定幅員の空間をいう。
環境推進員制度	カンキョウスインセンセイド	環境保全に関する活動を推進するため、普及啓発活動の地域リーダーとなる市民を育成する制度。
環境と開発に関する国連会議(地球サミット)	カンキョウトカイハツニカンスルコクレンカイギ(チキュウサミット)	地球環境問題が国際的な課題となる中、持続可能な発展をキーワードに多くの政府関係者、科学者、NGO 等が参加して平成 4 年 6 月にブラジルで開催された。多くの国家元首が参加して地球環境問題等について議論が行われたため「地球サミット」ともいわれている。会議の成果として、「環境と開発に関するリオ宣言」や「アジェンダ 21」の採択等が行われた。
環境美化推進区域	カンキョウビカスイシンクイキ	きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。(旧加茂川河口周辺、上淀廃寺周辺、米子水鳥公園周辺を指定した。)

用語	フリガナ	解説
京都議定書	キヨウトギティショ	平成9年に京都で開催された「気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)」で採択された議定書。地球温暖化防止のため温室効果ガス削減に向けた目標値や手法などについて定めている。日本は平成2年を基準として平成20年から12年の間に、温室効果ガス6%削減することを約束している。
クールシェア	クールシェア	エアコンの利用により電気の使用量が多くなる夏の昼間、節電のために暑さをがまんするのではなく、涼しい場所にみんなで集まり、家庭や地域で楽しみながら省エネ・節電に繋げる取組。
グリーンインフラ	グリーンインフラ	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めようという考え方。
グリーンカーテン	グリーンカーテン	植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法。
グリーン購入	グリーンコウニユウ	製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。
グリーンコンシューマー	グリーンコンシューマー	環境を大切にして商品やサービスを選択する消費者。あらゆる買い物について少しでも環境への影響の少ないものを選ぶことで、エコロジーな生活を実現していくとともに、「商品の選択」という消費者の力でメーカーや流通業などの環境への取り組みを促し、社会全体のエコロジー化をすすめることを目的としている。
コーチェネレーション	コーチェネレーション	熱電供給システムとも呼ばれ、燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その排熱を利用して温水や蒸気を発生させ、給湯や冷暖房に使用するシステム。ビルの所有者などが冷暖房の熱源を得ると同時に電力を発生させることを目的とする場合と、電力会社が電力を発生すると同時に排熱を利用することを目的とする場合がある。
固形燃料化(RDF)	コケイネンリョウカ(アールディーエフ)	ごみなどの廃棄物から可燃性成分を選別し、粉碎・粒度調整・成型固化などの加工を施して固形化した燃料。暖房や発電の燃料として使用する。
サーマルリサイクル	サーマルリサイクル	廃プラスチックを含む廃棄物を直接燃焼して、その熱をスチームあるいは電力として回収する方法。
再エネ100宣言 RE Action	サイエネ 100 センゲン アールイー アクション	自治体、教育機関、医療機関等及び消費電力量10GWh未満の企業を対象とした、使用電力の再エネ100%化宣言を表明しどもに行動していくイニシアティブ。
再生可能エネルギー	サイセイカノウエネルギー	太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱など、永続的に利用することができるエネルギー。
産業廃棄物	サンギョウハイキヅツ	工場、事業場における事業活動に伴って生じる燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等を指し、産業廃棄物以外の廃棄物である一般廃棄物と区別される。産業廃棄物は、事業者自らの責任で、これによる環境汚染を生じさせないように適正に処理する責務がある。
自然公園	シゼンコウエン	国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の総称。自然公園法(昭和32年)により、国立公園と国定公園は国が指定、環境省主管、都道府県立自然公園は都道府県が条例によって指定。いずれも、自然の風景地を保護し、利用の促進、国民の保健、休養、教化に役立てる目的である。
食品ロス	ショクヒンロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
スポーツツーリズム	スポーツツーリズム	スポーツを「観る(観戦)」「する(楽しむ)」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人々との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。
スマートグリッド	スマートグリッド	エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。
生物多様性	セイブツタヨウセイ	様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
ダイオキシン類	ダイオキシンルイ	塩素を含む物質の不完全燃焼や、薬品類の合成の際、意図しない副生成物として生成する。
大腸菌群数	ダイチョウキンギングスウ	人畜の排泄物等による水質汚濁の指標の一つ。河川水等では100ml中に存在する最も確からしい数(MPN:MostProbableNumber)
地域循環共生圏	チイキジュンカンキョウセイケン	各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に發揮されることを目指す考え方。
鳥獣保護区	チョウジュウホゴク	環境大臣または都道府県知事が鳥獣の保護繁殖を図るために必要があると認めるときに設定することができるもので、鳥獣保護区では鳥獣の捕獲は禁止され、鳥獣の繁殖に必要な施設を設置する。
低公害車	テイコウガイシャ	窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ないと、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。電気自動車や燃料電池自動車などに代表される。
特定フロン	トクテイフロン	フロンガスのうち、オゾン層破壊効果が有り、温室効果が大きい、CFC(クロロフルオロカーボン)及びHCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)を特定フロンという。

用語	フリガナ	解説
鳥取県グリーン商品認定制度	トトトリケングリーンショウヒンニンティセイド	県内で発生した循環資源（廃棄物や間伐材等）を原材料として県内で製造、または加工されている商品について、一定の要件に適合するものを「鳥取県認定グリーン商品」として認定している。
生ごみみたい肥化（コンポスト化）	ナマゴミタイヒカ（コンポストカ）	台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみをコンポスト容器で微生物の働きによって堆肥（コンポスト）化し土に還元すること。
熱回収	ネツカイシュウ	廃棄物を焼却する際の熱エネルギーを回収し、利用すること。
パークアンドライド	パークアンドライド	従来都心部まで自動車を乗り入れていた通勤者等が、自宅の最寄駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へは公共の鉄道やバスなどで移動するように誘導するシステム。パーク＆ライドを行うことによって自動車の走行距離が減り、二酸化炭素の排出が軽減され温暖化防止につながっていく。また、大都市の大気汚染対策、渋滞緩和などにも効果がある。
パリ協定	パリキョウティ	第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、平成27年12月12日に採択された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）
バイオディーゼル燃料（BDF）	バイオディーゼルネンリョウ（ビーディーエフ）	食用として使用済みの植物油、動物油を精製して作るディーゼル燃料。軽油を用いる通常のエンジンに改造なしで流用可能。排気ガス中にSOxが発生せず、二酸化炭素も黒鉛も軽油より少ないことに加え、植物起源の原料（＝バイオマス）であることから、カーボンニュートラルとみなせ、地球温暖化対策としても注目を集めます。
バイオマス	バイオマス	動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源。
バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック	生物資源（バイオマス）から作られた合成樹脂（プラスチック）。
風致地区	フウチチク	都市計画の中の地域の一つ。都市の風致を維持するためにつくられる地区である。風致地区といった場合、自然の景勝地、公園、寺社苑、水辺、公園慰楽地、歴史的な土地、樹林地、眺望地、昔からの別荘などが該当する。
フード・マイレージ	フード・マイレージ	食糧（= food）の輸送距離（= mileage）という意味。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたもので、食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送に係る燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食糧消費が環境に対して大きな負荷を与えていくことになる。
フードシェアリング	フードシェアリング	ICT等での情報共有により、賞味期限切れや売れ残り食品を減らしたい事業者と、安価においしい料理が購入できるという消費者をマッチングし、食品ロスを削減するサービス。
フードドライブ	フードドライブ	家庭などで余った食品等、家庭から福祉施設等へ無償で提供する活動。
フードバンク	フードバンク	食品の製造工程で発生する規格外品等、企業から福祉施設等へ無償で提供する活動。
星空ライトダウンキャンペーん	ホシゾラライトダウンキャンペーん	必要なない照明を消すことを呼びかけ、美しい星空を仰ぐなどスローな夜を楽しみ、環境問題について関心を高める取組。
マイクロプラスチック	マイクロプラスチック	環境中に存在する微細なプラスチックごみのこと。海洋に流出したプラスチックごみが紫外線等の作用により微細化し、海洋生物への影響が懸念されている。
メタンハイドレート	メタンハイドレート	メタンと水が結合して結晶化した固体で、温室効果ガスの排出量が石油や石炭に比べ少ないといわれている。
モーダルシフト	モーダルシフト	貨物や人の輸送手段の転換を図ること。
ライフサイクル	ライフサイクル	経済社会の物質フローにおける、原材料調達、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全過程のこと。
ラムサール条約	ラムサールジョウヤク	特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。
緑地協定	リョクチキョウティ	「都市緑地保全法」に定められた制度で、地域住民の自主的な緑化の意思を尊重しながら地域の緑化を推進しようとするものである。都市計画区域内の一定区域または一定区間の土地の所有者等全員の合意により、緑地協定区域、樹木等の種類とその植栽する場所、垣または柵の構造等の必要事項を定め、市町村長の許可を得て締結される。
ワンウェイプラスチック	ワンウェイプラスチック	1回使用されたあと、ごみ又は資源として回収されるプラスチックのこと。

②環境関係年表(主なできごと)

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成13年度 (2001)	・「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」策定	・「グリーン購入法」全面施行 ・「新たな地球温暖化対策推進大綱」決定 ・「フロン回収破壊法」制定 ・「PCB特別措置法」制定 ・「鳥取環境大学」開学 ・「鳥取県廃自動車等の適正な保管に関する条例」施行 ・「鳥取県廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県グリーン購入基本方針」策定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」制定 ・鳥取県版環境管理システム「TEAS」創設	・環境庁が環境省へ組織改編 ・米国同時多発テロ
平成14年度 (2002)	・米子市クリーンセンター供用開始 ・「米子市環境基本条例」制定 ・「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」制定	・「土壤汚染対策法」制定 ・「新エネルギー等電気利用法（RPS法）」制定 ・「地球温暖化対策推進法」改正 ・「自動車リサイクル法」制定 ・「建設リサイクル法」全面施行 ・「廃棄物処理法」改正 ・「フロン回収破壊法」全面施行 ・「鳥取県産業廃棄物処分場税」制定 ・「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」施行	
平成15年度 (2003)	・ISO14001認証取得に向けたキックオフ宣言	・「環境教育等促進法」制定 ・「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」施行 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正	・地上デジタル放送開始
平成16年度 (2004)	・米子市環境マネジメントシステム（ISO14001）認証取得 ・ハッピーマンデーのごみ特別収集を開始 ・「米子市生活排水対策推進計画」見直し ・旧米子市と旧淀江町が合併し、「米子市」が発足	・「大気汚染防止法（VOC規制）」改正 ・「環境配慮促進法」制定 ・「外来生物法」制定 ・「鳥取県駐車時等エンジン停止の推進に関する条例」制定 ・「鳥取県環境基本計画」の改定 ・アジア・太平洋環境会議「エコ・アジア2004」を米子市を主会場として開催	
平成17年度 (2005)	・「米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・中海のラムサール条約湿地登録	・京都議定書発効 ・「自動車リサイクル法」全面施行 ・「地球温暖化対策推進法」改正 ・「景観緑三法」全面施行 ・「省エネ法」改正	・愛知万博「愛・地球博」開催
平成18年度 (2006)	・よなごみ通信第1号発行(ごみの有料化について) ・ごみの新分別区分導入（5種13分別） ・「米子市みんなできれいなまちづくり条例」制定 ・「米子市環境都市宣言」 ・中海・宍道湖一斉清掃の実施	・第三次環境基本計画閣議決定 ・「容器包装リサイクル法」改正（レジ袋抑制の義務化） ・「鳥取県廃棄物処理計画（第6次）」策定	
平成19年度 (2007)	・ごみ有料化スタート（40kg未満の無料区分を廃止） ・不法投棄監視員設置 ・生ごみ回収モデル事業を実施 ・「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正（ごみ置場からのごみの持ち去り行為を禁止）	・「第三次生物多様性国家戦略」策定 ・中海市長会の発足 ・和牛博覧会in鳥取「第9回全国和牛能力共進会」開催 ・「鳥取県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定	
平成20年度 (2008)	・「こどもエコクラブ」発足	・「生物多様性基本法」制定 ・「第14回環日本海拠点都市会議」が米子で開催 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」策定	・北海道洞爺湖サミット開催
平成21年度 (2009)	・「ごみ置場ステーション化実行計画」策定 ・「米子市景観計画」策定 ・住宅用太陽光発電システム導入促進事業に対する助成開始（H21～H30） ・「旧加茂川河口周辺」を環境美化推進区域に指定 ・ごみ収集直営業務の民間委託の実施	・「家電リサイクル法」対象機器追加（液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機） ・「土壤汚染対策法」改正 ・微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準制定 ・COP15（コペンハーゲン） ・エコポイント制度開始 ・エコカー減税開始 ・太陽光発電固定価格買い取り制度開始 ・中海市長会が「中海圏域振興ビジョン」を制定 ・「鳥取県地球温暖化対策条例」策定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画（第5期）」策定	

年	米子市	国・鳥取県・その他	社会経済など
平成22年度 (2010)	・年末年始の豪雪への対応（枝木の無料収集及び搬入の無料受入）	・地球温暖化対策基本法案閣議決定 ・生物多様性国家戦略2020閣議決定 ・「生物多様性地域連携促進法」制定	・東日本大震災
平成23年度 (2011)	・「第2次米子市総合計画」策定 ・「米子市環境基本計画」策定 ・「米子市市民自治基本条例」制定 ・大山町の一部地域の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「水質汚濁防止法」改正 ・「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」制定 ・中海市長会で公用電気自動車（EV）導入	・台風12号による被害
平成24年度 (2012)	・「第2次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「米子市自治基本条例」施行 ・メガソーラーの設置及び運営に関する協定書調印 ・「上淀廃寺跡・伯耆古代の丘公園周辺」を環境美化推進区域に指定 ・省エネルギー・再生可能エネルギー等検討委員会の設置	・「第四次環境基本計画」閣議決定 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 ・「小型家電リサイクル法」制定 ・「第13回国際マンガサミット鳥取大会」開催	
平成25年度 (2013)	・「空き家等の適正化に関する条例」施行 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第1回）	・エコツーリズム国際大会2013in鳥取が開催 ・「第三次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「第64回全国植樹祭」が鳥取県で開催	
平成26年度 (2014)	・ノーカー運動の実施 ・使用済み小型家電リサイクル開始 ・「米子水鳥公園周辺」を環境美化推進区域に指定	・「鳥取県環境教育等行動計画」策定	・消費税率8%に改正
平成27年度 (2015)	・「第3次米子市総合計画」策定 ・「米子がいな創生総合戦略」策定 ・「第3次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・米子水鳥公園開園20周年記念事業を実施 ・市有施設の屋根貸による太陽光発電普及事業（第2回） ・米子市クリーンセンター灰溶融設備の休止	・第21回気候変動枠組み条約締約国会議（COP21）開催、パリ協定採択 ・持続可能な開発のための2030アジェンダ採択（SDGsを含む） ・「第8次鳥取県廃棄物処理計画」策定 ・「第6期中海に係る湖沼水質保全計画」策定	
平成28年度 (2016)	・「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 ・「米子市環境基本計画」中間見直し ・レジ袋削減推進に関する協定を締結 ・米子市クリーンセンター基幹的設備改良工事着工（H28～H31） ・米子市クリーンセンターの焼却灰のセメント原料化 ・境港市の可燃ごみを米子市クリーンセンターに受入	・「第8期鳥取県分別収集促進計画」策定	・鳥取中部地震 ・熊本地震
平成29年度 (2017)	・米子市クリーンセンターの長期包括的運営事業開始	・「水銀に関する水俣条約」発効 ・アメリカ合衆国がパリ協定からの離脱を表明	
平成30年度 (2018)	・機構改正に伴い、環境事業課をクリーン推進課に改組 ・伯耆国「大山開山1300年祭」記念式典・関連行事を開催 ・「米子市生活排水対策方針」策定	・第五次環境基本計画の閣議決定 ・「第3回『山の日』記念全国大会in鳥取」を開催 ・「鳥取県災害廃棄物処理計画」策定 ・「鳥取県星空保全条例」施行	・北海道胆振東部地震 ・台風21号による災害
平成31年度 (2019)	・「米子市まちづくりビジョン」策定 ・「米子市災害廃棄物処理計画」策定 ・「米子市都市計画マスタープラン」策定	・「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」策定 ・「鳥取県廃棄物処理計画」（鳥取県食品ロス削減推進計画）策定 ・「中海に係る湖沼水質保全計画（第7期）」策定 ・「鳥取県生物多様性地域戦略」策定 ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定	・消費税率10%に改正 ・台風15号、19号による災害
令和2年度 (2020)	・「第2次米子市環境基本計画」策定 ・「第4次米子市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「第2次米子市生活排水対策推進計画」策定	・プラスチック製買い物袋の有料化を7月1日から全国一斉にスタート	・東京オリンピック2020開催延期

③米子市の環境に関する市民 アンケート調査結果

- ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（市民編）
- ・米子市の環境に関する市民アンケート調査結果（事業所編）

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(市民編)

第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する市民意識や家庭における省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、平成27年度に実施したアンケートと同様の内容でアンケートを実施しました。ただし、昨今の情勢を考慮し質問内容を追加、修正しています。

●調査概要●

調査期間	令和元年11月6日～11月25日
調査対象	米子市内居住の20歳以上方から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	3,000人
回収数(回収率)	1,161人(38.7%)

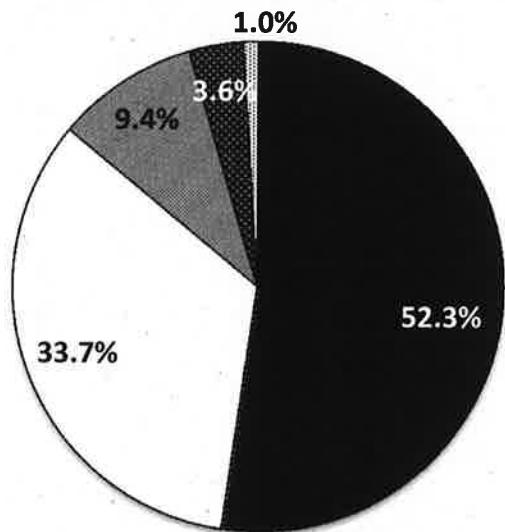
【身近な環境の様子について】

質問1. 住みやすさについて(有効回答数: 1,008人)

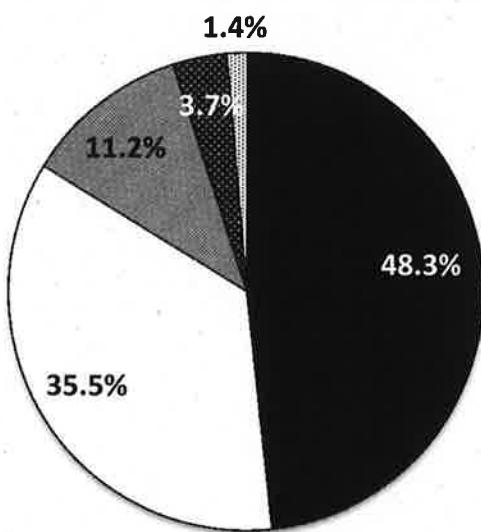
多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向でした。「住みやすい」または「やや住みやすい」の割合は合わせて86.0%で、多数が住みやすいと感じていると考えられます。

質問1.住みやすさについて

【令和元年度】



【平成27年度】



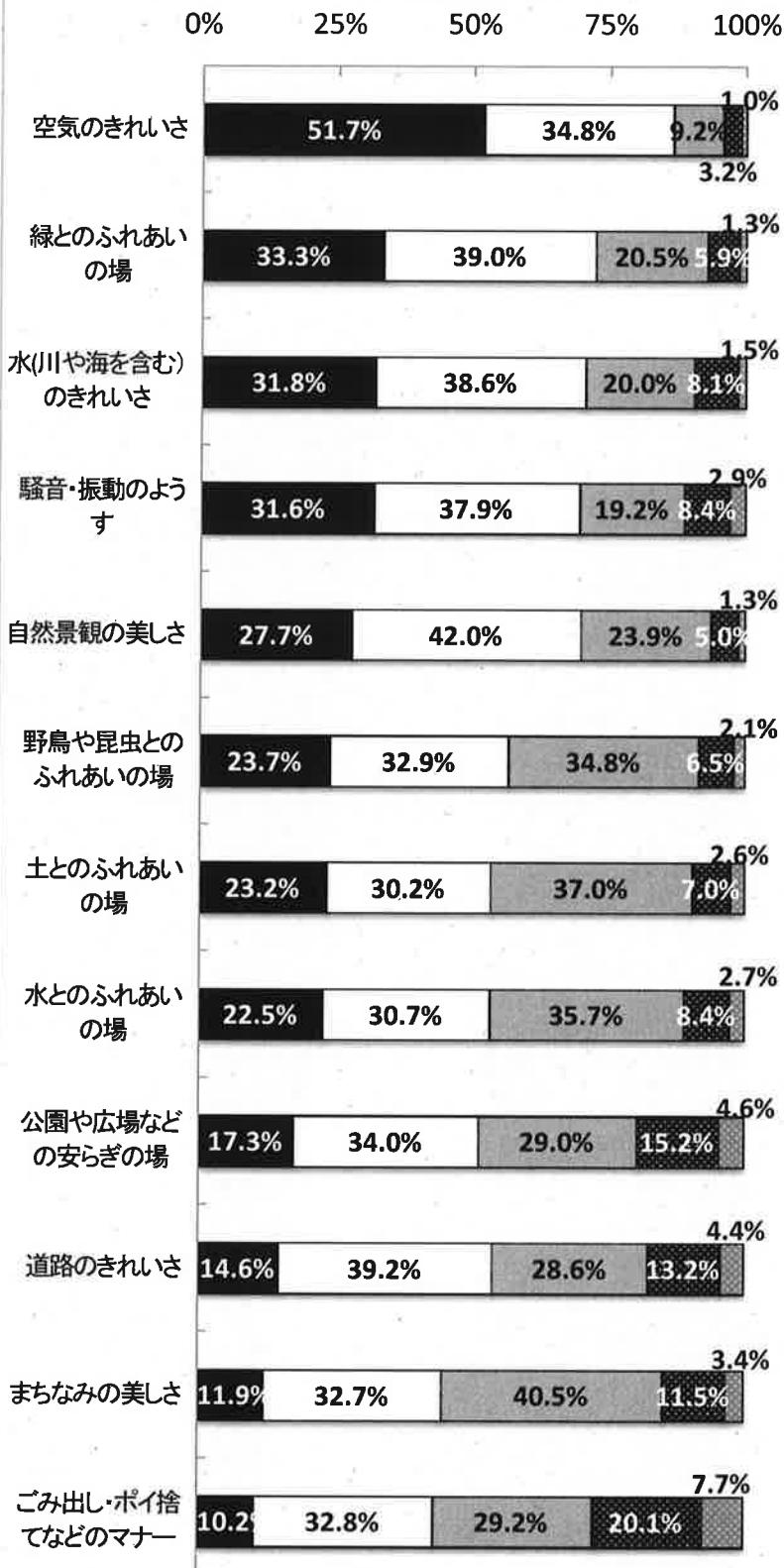
■住みやすい □やや住みやすい ■どちらともいえない ■やや住みにくい ■住みにくい

質問2. 身近な周辺環境について(複数回答あり)(有効回答数は本調査結果の末尾に示しています)

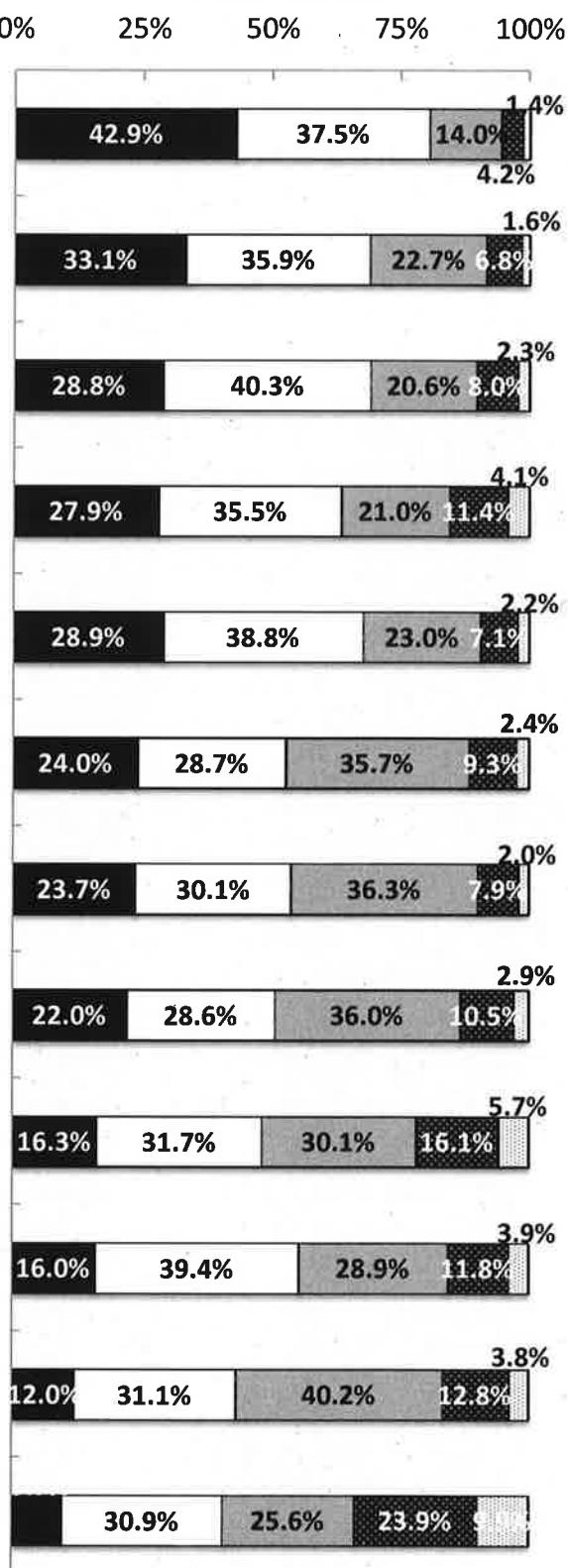
多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向でした。「満足」、「やや満足」の割合を合わせると多くの項目で5割を超えるました。

質問2. 身近な周辺環境について

【令和元年度】



【平成27年度】



■1満足

□2やや満足

■3どちらともいえない

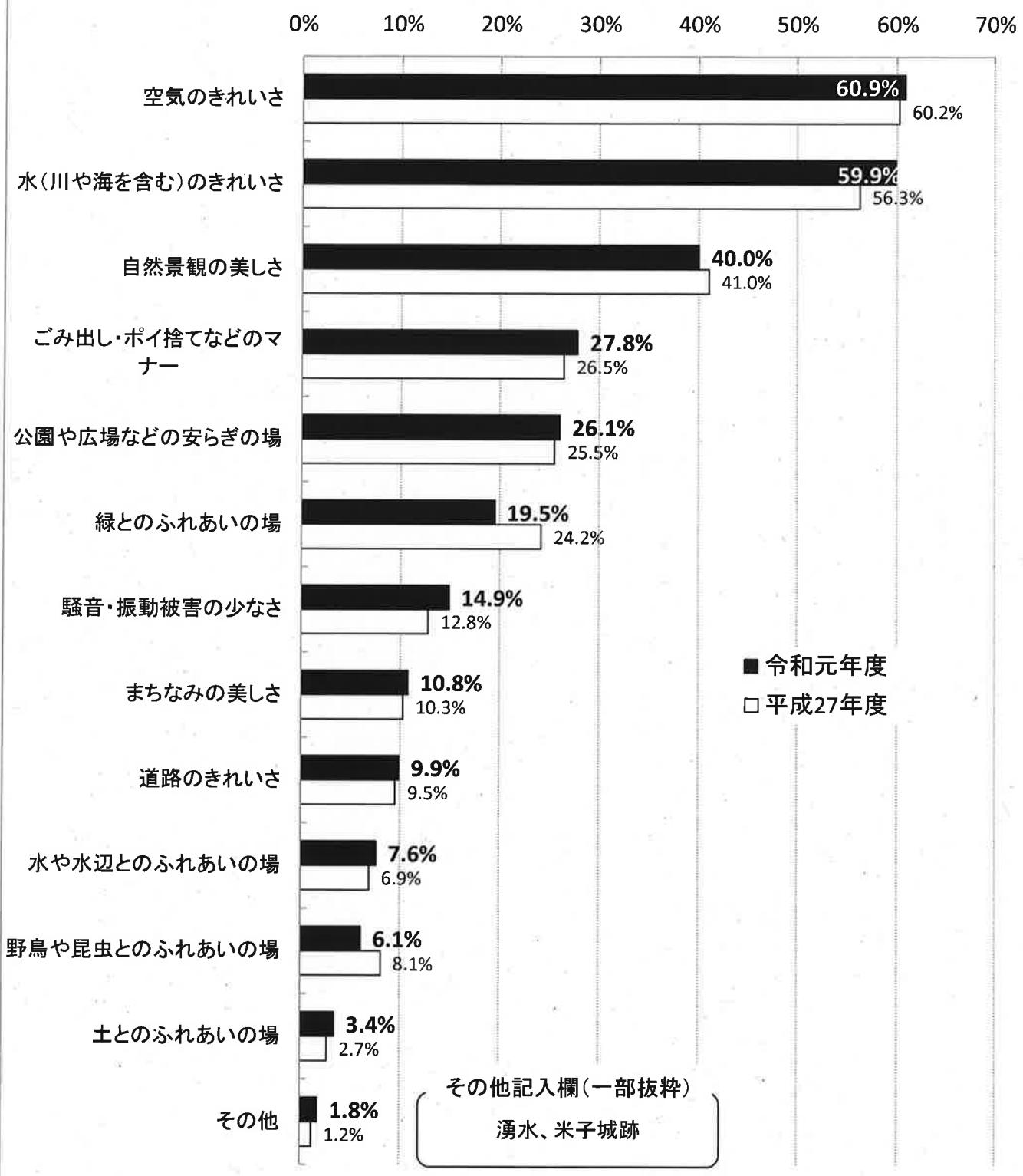
■4やや不満

■5不満

質問3. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:1,132人)

多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向となっており、特に「空気のきれいさ」について、将来の世代に残したいと考えていることが分かりました。

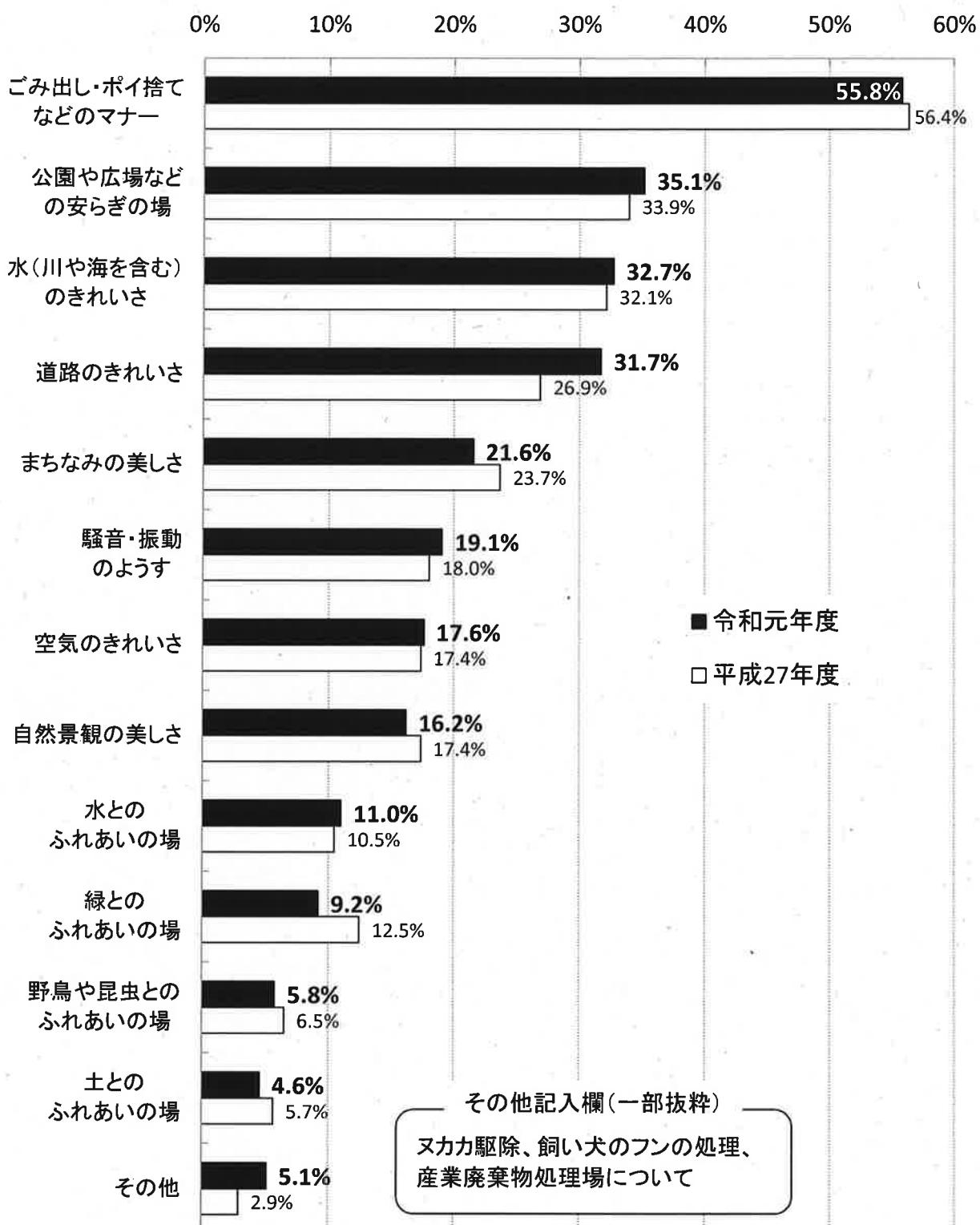
質問3. 将來の世代に残したい環境について



質問4. 解決(改善)しておきたい環境について(複数回答あり)(有効回答数:1,107人)

多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向でした。「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」について、5割以上が改善したいと考えています。

質問4. 解決(改善)しておきたい環境について



【環境に対する取組について】

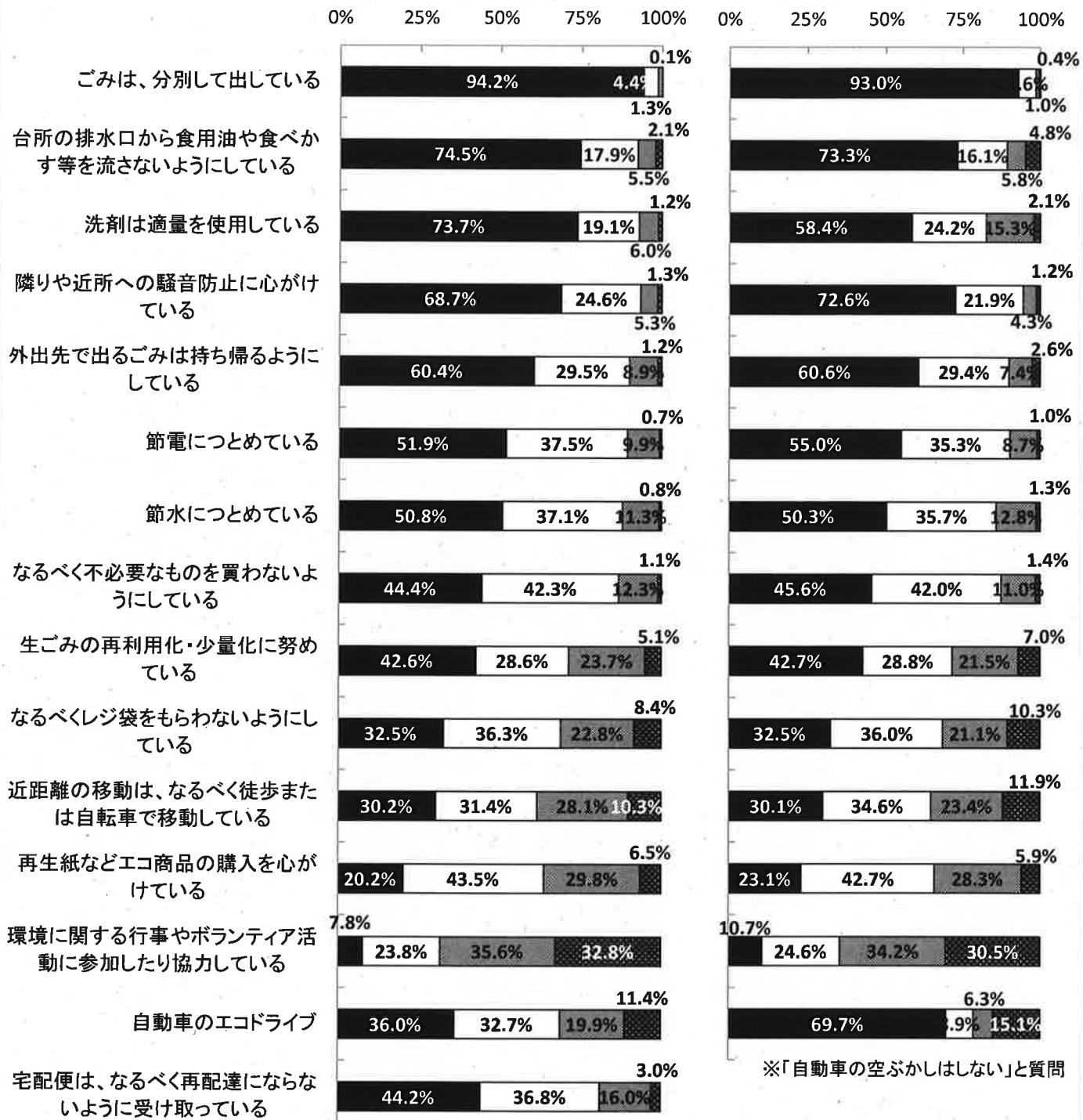
質問5. 環境にやさしい行動について(有効回答数は本調査結果の末尾に示しています)

平成27年度に比べ、「洗剤は適量を使用している」について、「いつもやっている」が15.3%上昇しています。その他の項目は同様の傾向でした。

質問5. 環境にやさしい行動について

【令和元年度】

【平成27年度】



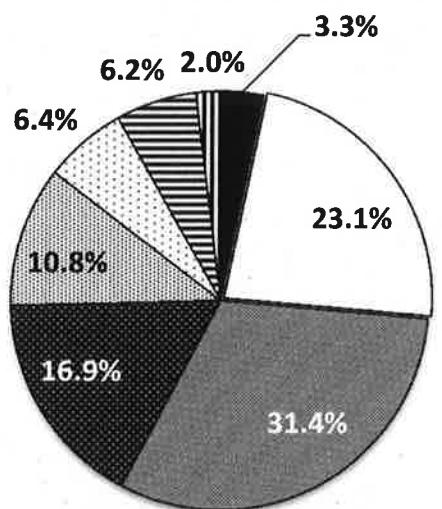
■いつもやっている □時々やっている ■あまりやっていない □全くやっていない

質問6. 環境保全への参加意欲について(有効回答数:1,121人)

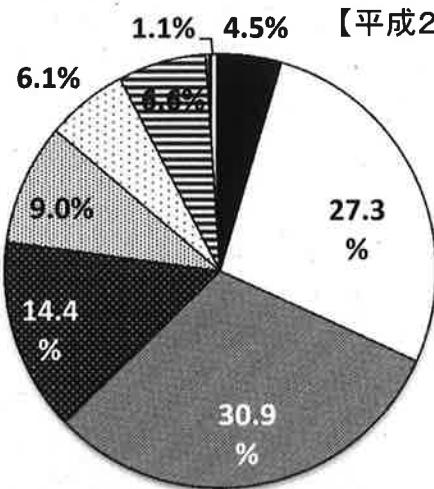
多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向となっており、5割以上が前向きに参加を検討しています。

質問6. 環境保全への参加意欲について

【令和元年度】



【平成27年度】



■積極的に参加していきたい

□都合がつけば参加していきたい

■興味のある活動であれば

■参加したいと思うが、健康上の理由
等で参加したいとは思わない

■誘われれば参加するが、あまり
参加したいとは思わない

□参加していきたい

■わからない

□その他

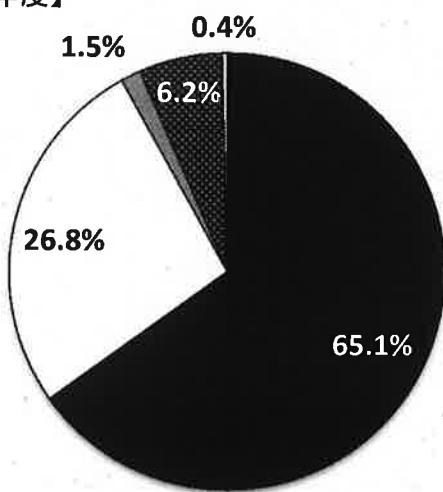
【地球温暖化問題について】

質問7. 地球温暖化問題について(有効回答数:1,137人)

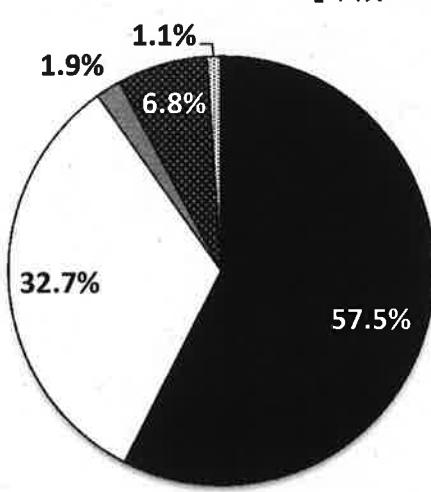
平成27年度に比べ、「重要だと思うが他にもっと大切な問題がある」が5.9%減少し、「世界的な問題で最優先されるべき一つ」が7.6%増加しています。地球温暖化問題に対して、危機意識が高まっていると考えられます。

質問7. 地球温暖化問題について

【令和元年度】



【平成27年度】



■重要な問題で最優先されるべき一つ

■あまり重要な問題とは思わない

■わからない

□重要な問題で最優先されるべき一つ

□あまり重要な問題とは思わない

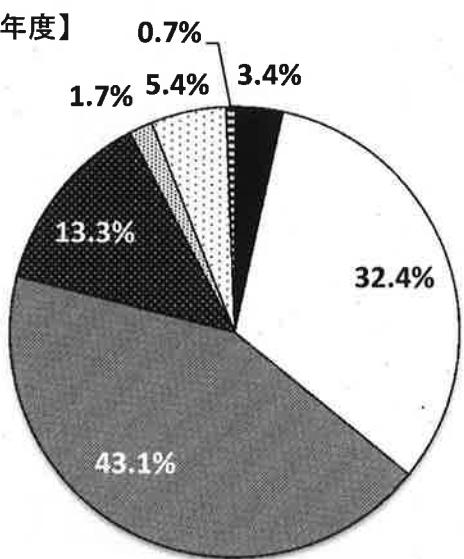
□わからない

質問8. 地球温暖化防止のための行動について(有効回答数: 1, 131人)

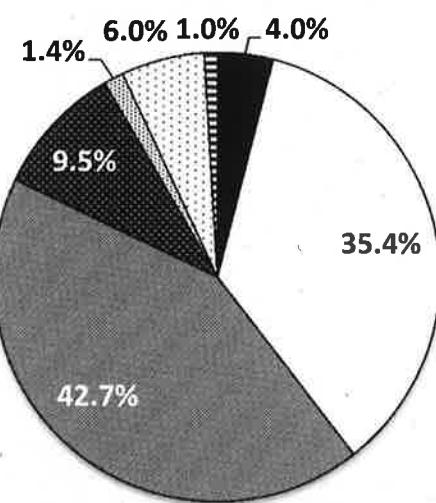
多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向となっており、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」の割合が最も高く、地球温暖化対策のための行動が求められていると考えられます。

質問8. 地球温暖化防止のための行動について

【令和元年度】



【平成27年度】



■温帯化対策を行うよりも生活を向上させる方が大切である
□温帯化対策を優先的に行うべきである

■温帯化対策は行わなくてよい

■その他

□現在の生活を変えない範囲で温帯化対策を行うべきである
□私達の生活と地球温帯化問題とは関係がない

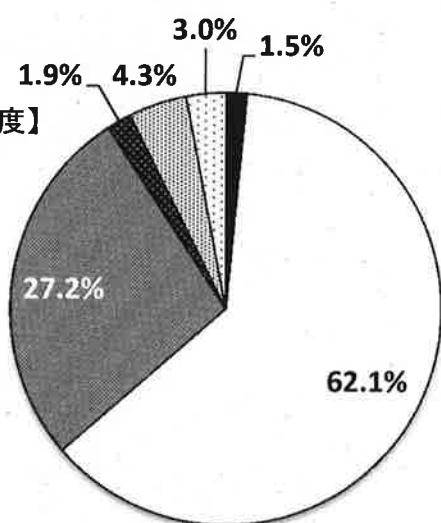
■現在の生活を多少変えてでも温帯化対策を行うべきである
□わからない

質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について(有効回答数: 1, 127人)

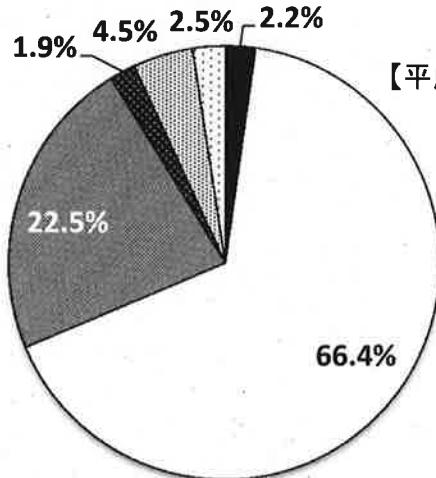
多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向となっており、「温帯化対策は必要だと思うが家計の負担増は避けてもらいたい」の割合が最も高いという結果でした。

質問9. 地球温暖化防止のための費用負担について

【令和元年度】



【平成27年度】



■家計の負担が増えるならば温帯化対策は行わなくてよい

■私達の生活と地球温帯化問題とは関係がないので費用負担はしたくない

□温帯化対策は必要だと思うが家計の負担増は避けてもらいたい

□わからない

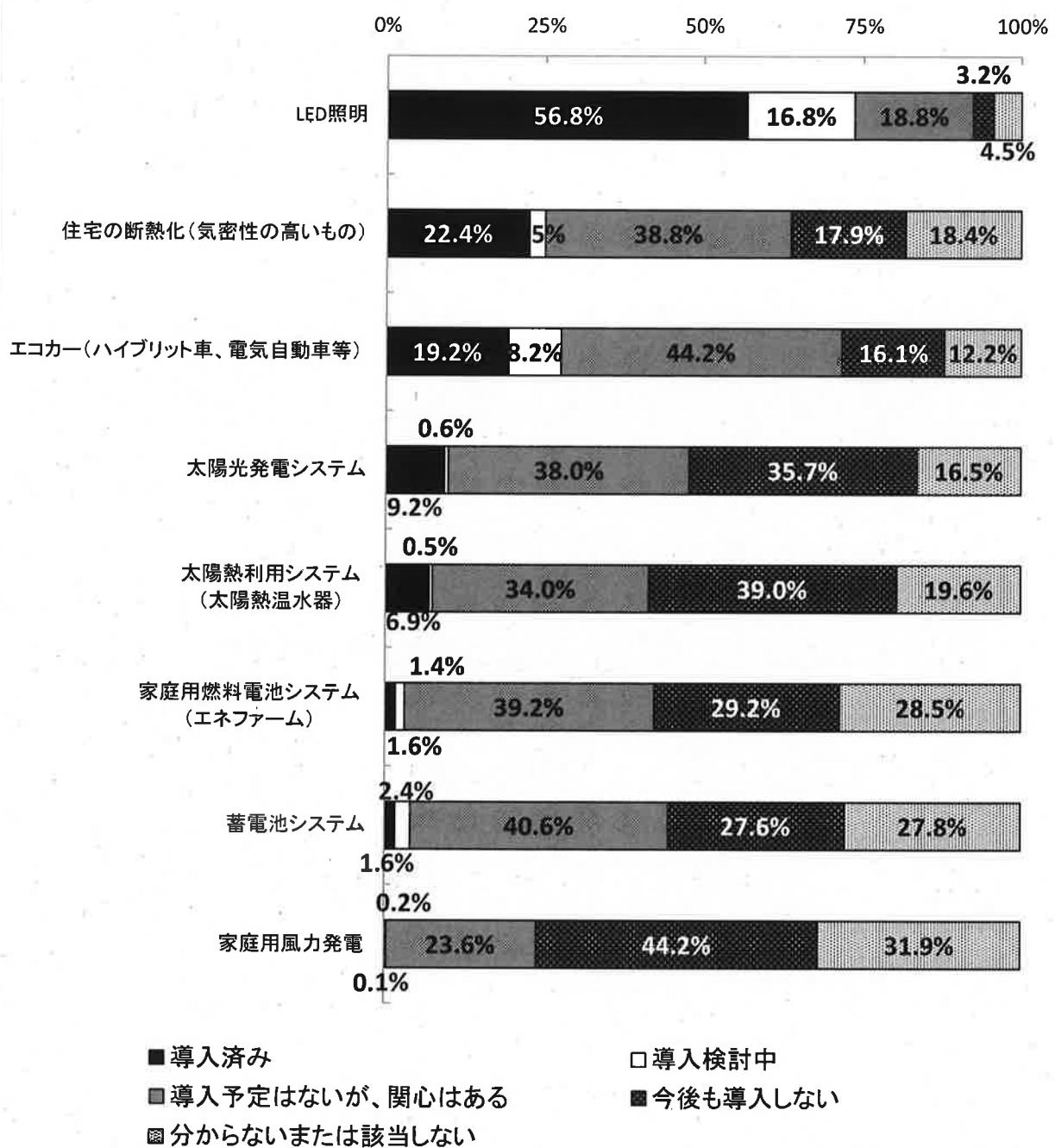
■温帯化対策のためには家計の負担増はやむをえない

□その他

質問10. 地球温暖化対策の取組状況について(令和元年度のみ)
 (有効回答数は本調査結果の文末に示しています)

LED照明に関しては、5割以上が導入済みでした。また、その他の機器について、「導入予定はないが、関心はある」の割合が比較的高い機器も多く、地球温暖化対策に対し、前向きに検討していると考えられます。

質問10. 地球温暖化対策の取組状況について

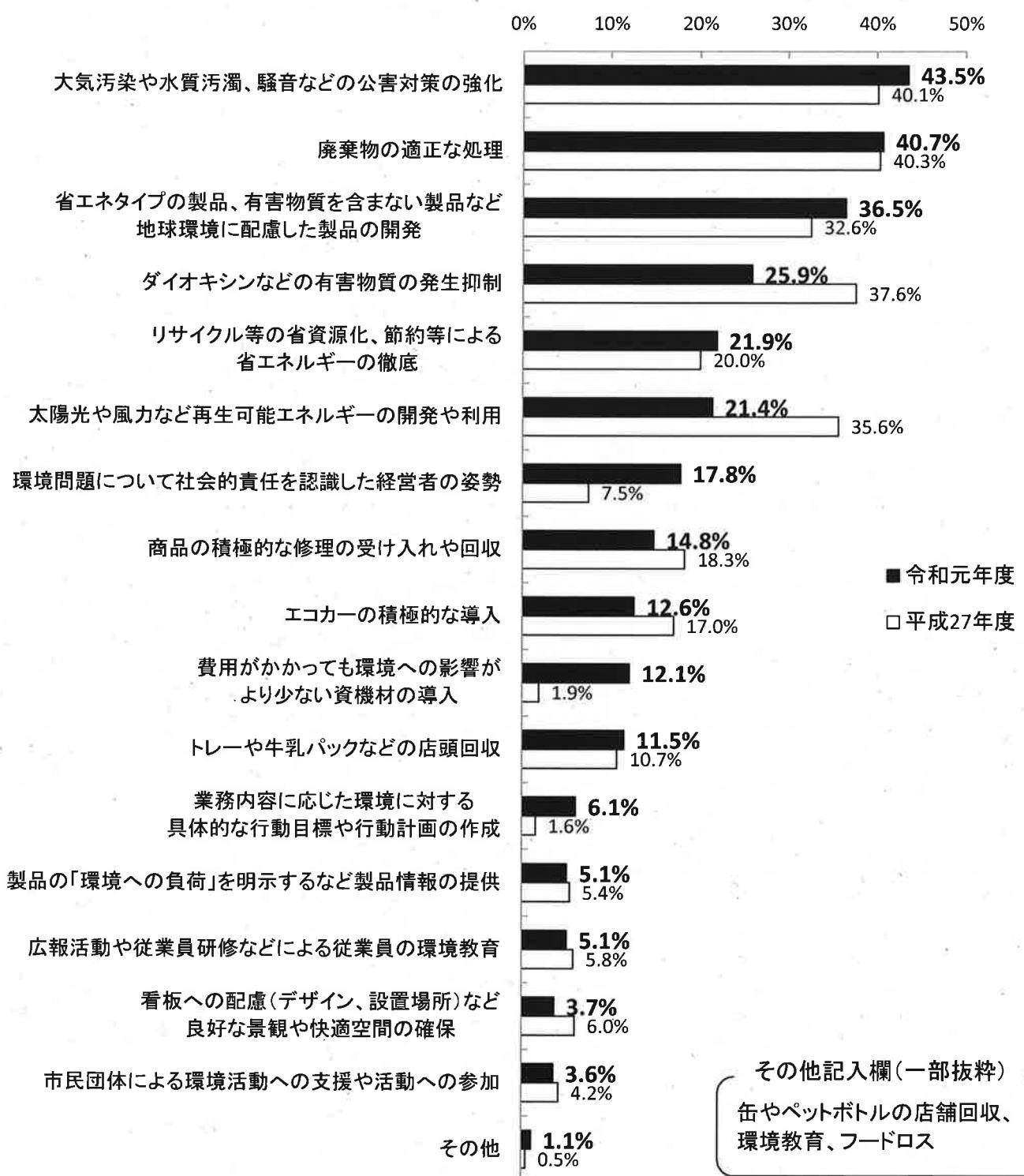


【事業者や行政に期待することについて】

質問11. 事業者に期待することについて(有効回答数: 1,121人)

平成27年度に比べ、「ダイオキシンなどの有害物質の発生抑制」、「太陽光や風力など再生可能エネルギーの開発や利用」の割合は減少し、「環境問題について社会的責任を認識した経営者の姿勢」や「費用がかかっても環境への影響がより少ない資機材の導入」の割合が増加しています。

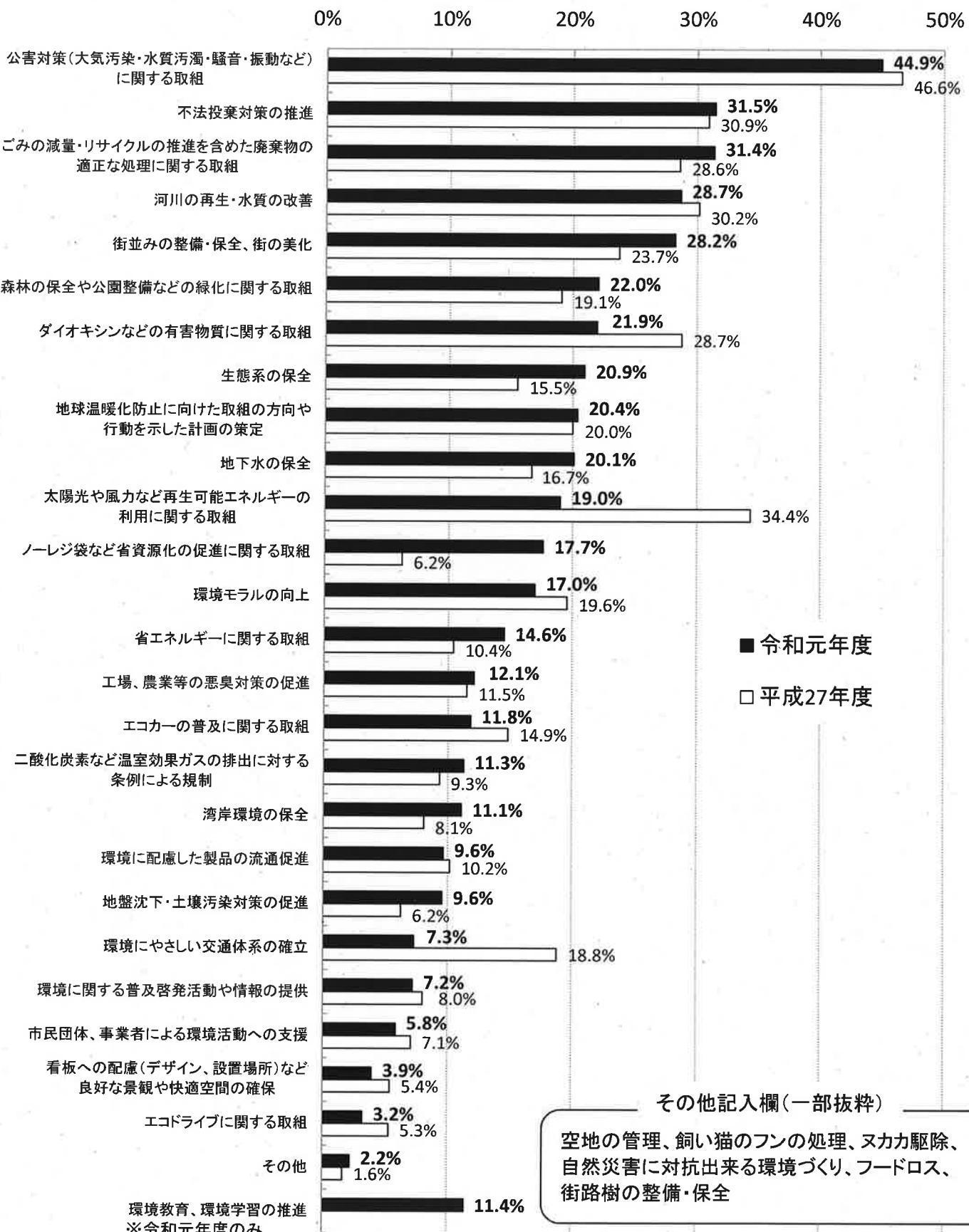
質問11. 事業者に期待することについて



質問12. 行政に期待することについて(有効回答数: 1, 130人)

平成27年度に比べ、「ノーレジ袋など省資源化の促進に関する取組」の割合が大きく増加し、「太陽光や風力など再生可能エネルギーの利用に関する取組」、「環境にやさしい交通体系の確立」の割合が減少しました。

質問12. 行政に期待することについて



質問13. 環境意識について(令和元年度のみ)(有効回答数は本調査結果の文末に示しています)

PM2.5と電力自由化の項目では、「知っている」との割合が5割を超えるました。その他の項目においても、「知っている」と「聞いたことがある」の割合を合計すると、5割を超える項目が多く、環境問題に関心があると考えられます。

質問13. 環境意識について

0% 25% 50% 75% 100%



■知っている □聞いたことがある ■知らない

(市民編)

質問2、5、10、13の有効回答数について

質問2

質問項目	有効回答数(人)
空気のきれいさ	1,143
緑とのふれあいの場	1,141
水(川や海を含む)のきれいさ	1,140
騒音・振動のようす	1,137
自然景観の美しさ	1,132
野鳥や昆虫とのふれあいの場	1,137
土とのふれあいの場	1,136
水とのふれあいの場	1,133
公園や広場などの安らぎの場	1,136
道路のきれいさ	1,137
まちなみの美しさ	1,134
ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー	1,145

質問5

質問項目	有効回答数(人)
ごみは、分別して出している	1,138
台所の排水口から食用油や食べかす等を流さないようにしている	1,131
洗剤は適量を使用している	1,127
隣りや近所への騒音防止に心がけている	1,122
外出先で出るごみは持ち帰るようにしている	1,127
節電につとめている	1,126
節水につとめている	1,123
なるべく不必要なものを買わないようにしている	1,125
生ごみの再利用化・少量化に努めている	1,119
なるべくレジ袋をもらわないようにしている	1,125
近距離の移動は、なるべく徒歩または自転車で移動している	1,116
再生紙などエコ商品の購入を心がけている	1,120
環境に関する行事やボランティア活動に参加したり協力している	1,120
自動車のエコドライブ	1,027
宅配便は、なるべく再配達にならないように受け取っている	1,128

質問10

質問項目	有効回答数(人)
LED照明	1,092
住宅の断熱化(気密性の高いもの)	1,049
エコカー(ハイブリット車、電気自動車等)	1,047
太陽光発電システム	1,072
太陽熱利用システム(太陽熱温水器)	1,054
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	1,041
蓄電池システム	1,043
家庭用風力発電	1,051

質問13

質問項目	有効回答数(人)
PM2.5	1,075
電力自由化	1,085
バイオマス発電	1,074
パリ協定	1,086
エネルギーの地産地消	1,067
固定価格買取制度(FIT)	1,063
生物多様性	1,069
SDGs(持続可能な開発目標)	1,061
COOL CHOICE(クールチョイス)	1,066
気候変動適応法	1,067

米子市の環境に関する市民アンケート調査結果(事業所編)

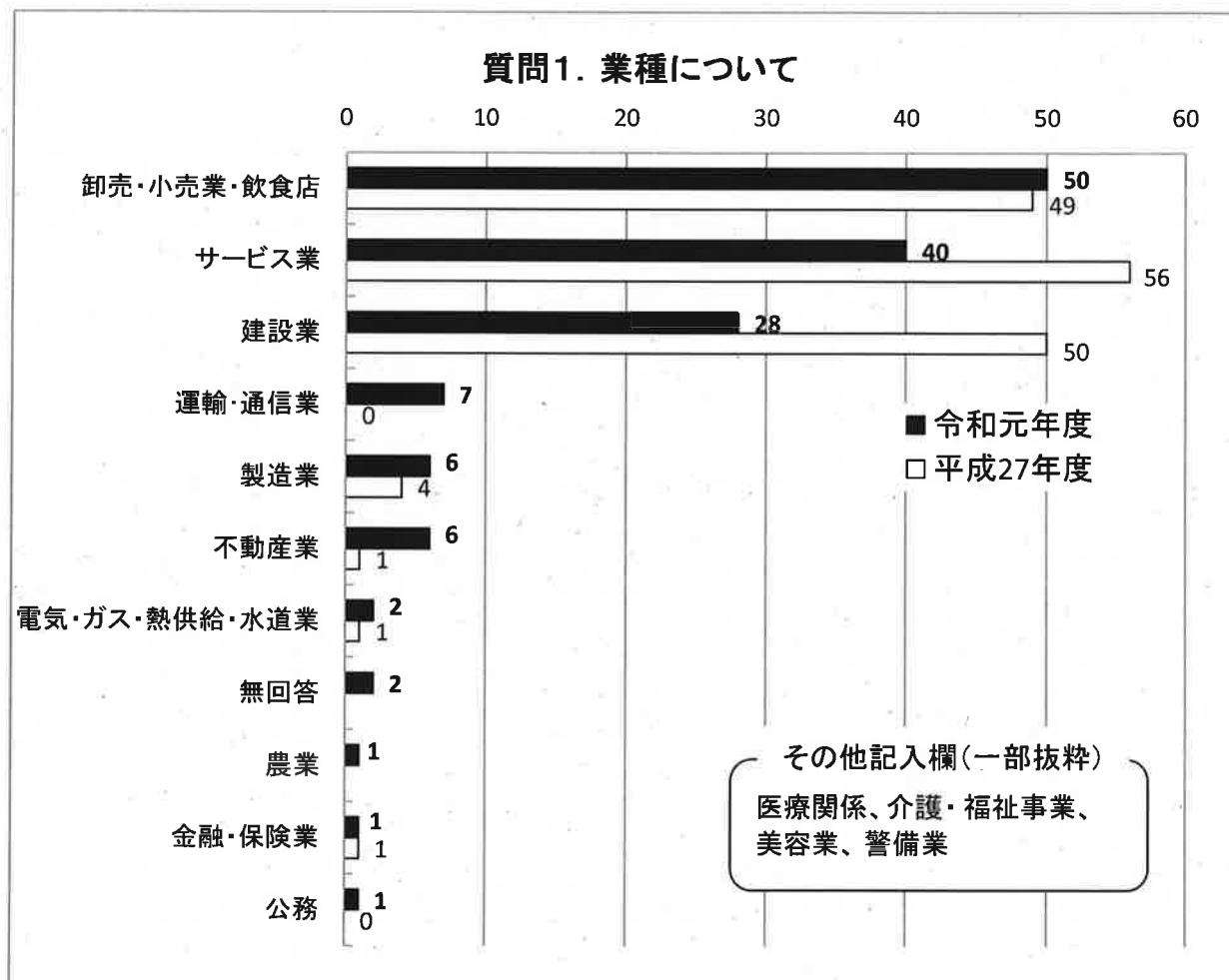
第2次米子市環境基本計画の策定に当たり、環境に対する意識や事業所における省エネの取組状況等の変化を把握することを目的に、平成27年度に実施したアンケートと同様の内容でアンケートを実施しました。ただし、昨今の情勢を考慮し質問内容を追加、修正しています。

●調査概要●

調査期間	令和元年11月6日～11月25日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出
配布・回収方法	郵送による配布・回収
配布数	500社
回収数(回収率)	165社(33.0%)

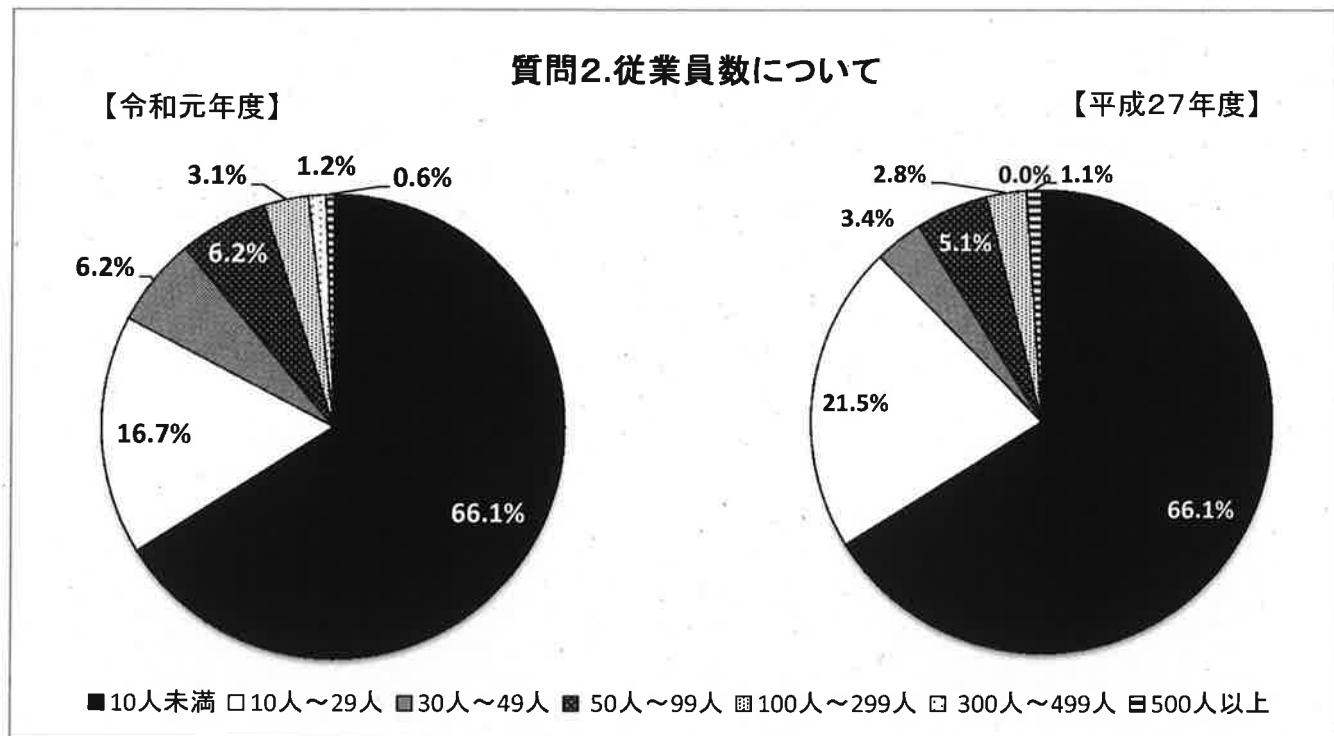
質問1. 業種について(有効回答数:163社)

平成27年度と同様に、「卸売、小売業、飲食店」、「サービス業」、「建設業」からの回答が上位を占めました。



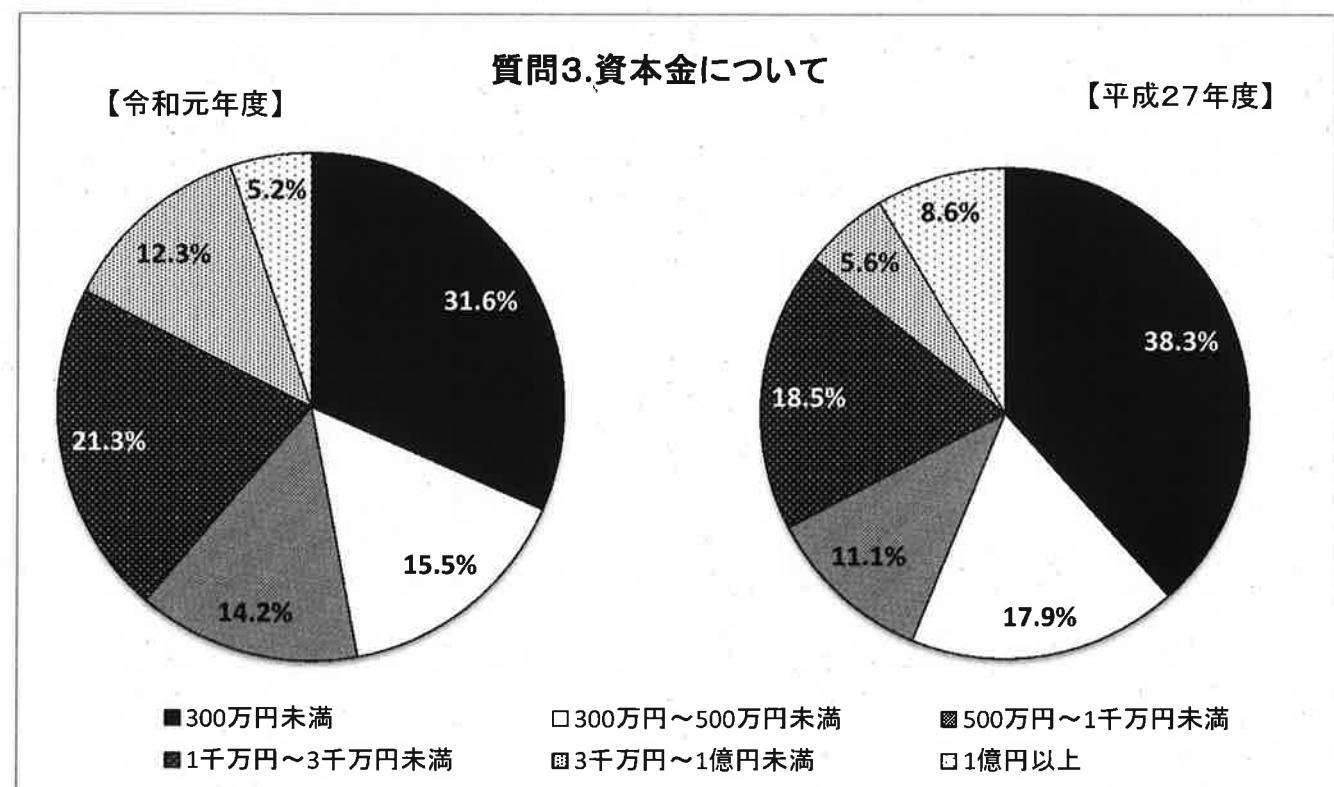
質問2. 従業員数について(有効回答数:162社)

多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向であり、「10人未満」の割合が最も多い結果となりました。



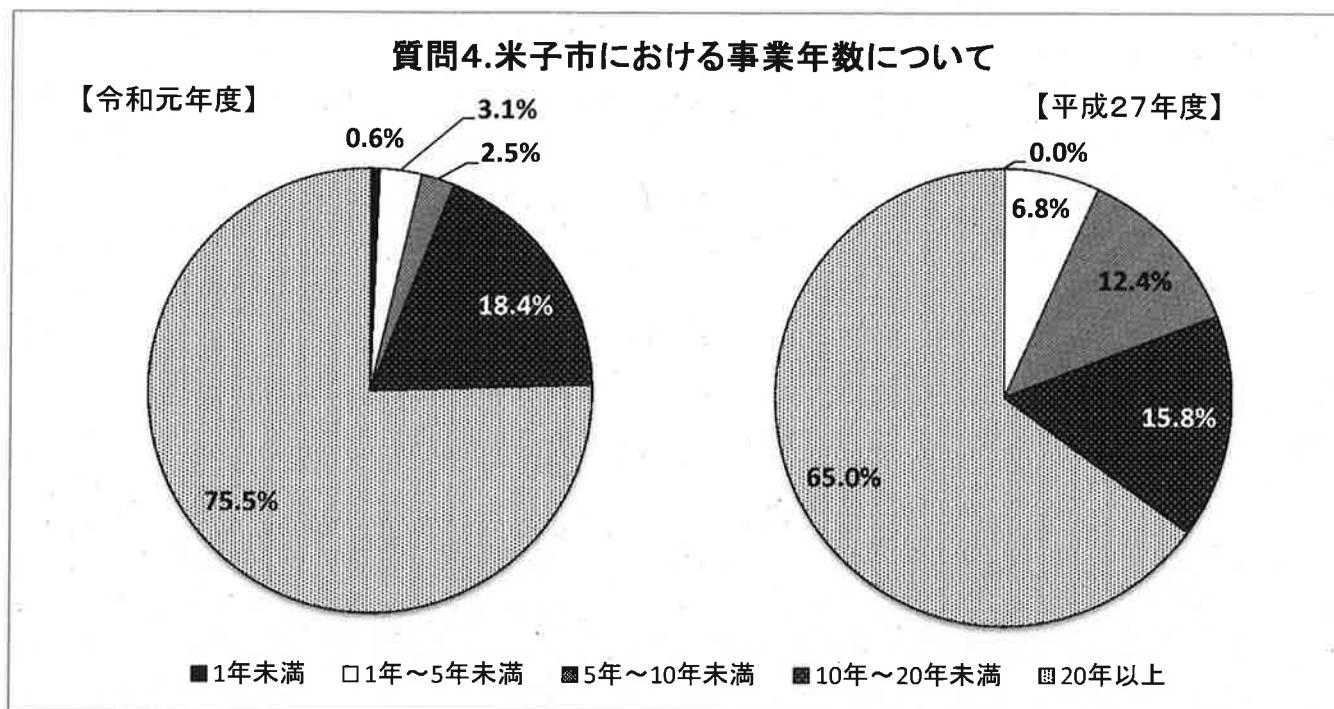
質問3. 資本金について(有効回答数:155社)

多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向でした。



質問4. 米子市における事業年数について(有効回答数: 163社)

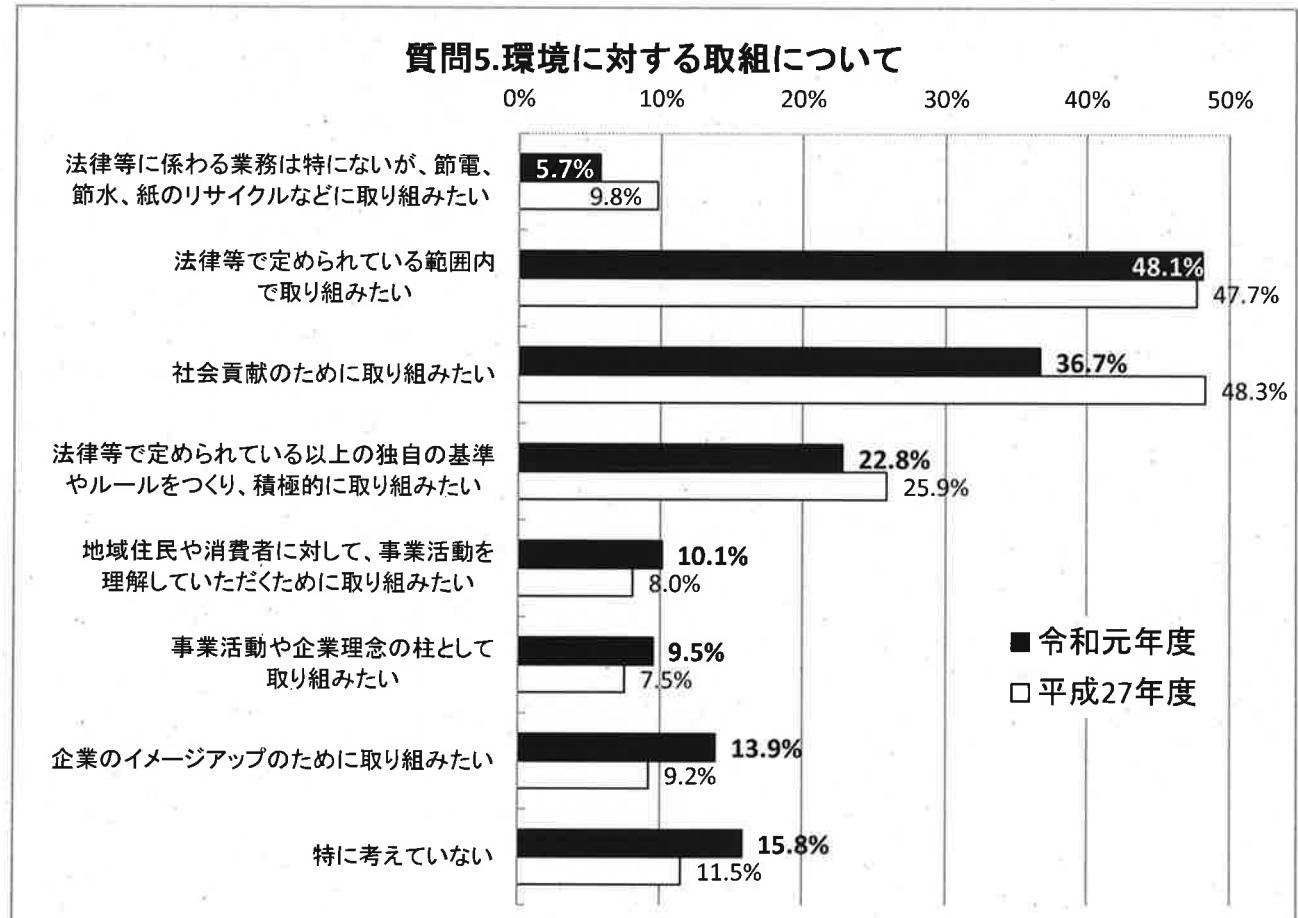
平成27年度と比べ、事業年数が短い事業所の割合が増加しました。特に「5年～10年未満」では9.9%増加しました。



【環境に対する取組について】

質問5. 環境にやさしい取組について(複数回答あり)(有効回答数: 158社)

平成27年度と比べ、「社会貢献のために取り組みたい」の項目が11.6%減少しました。一方で、「企業のイメージアップのために取り組みたい」の項目は増加しており、環境に対する取組と事業が一体となっていると考えている事業者が増加していると推測されます。



【環境にやさしい具体的な取組について】

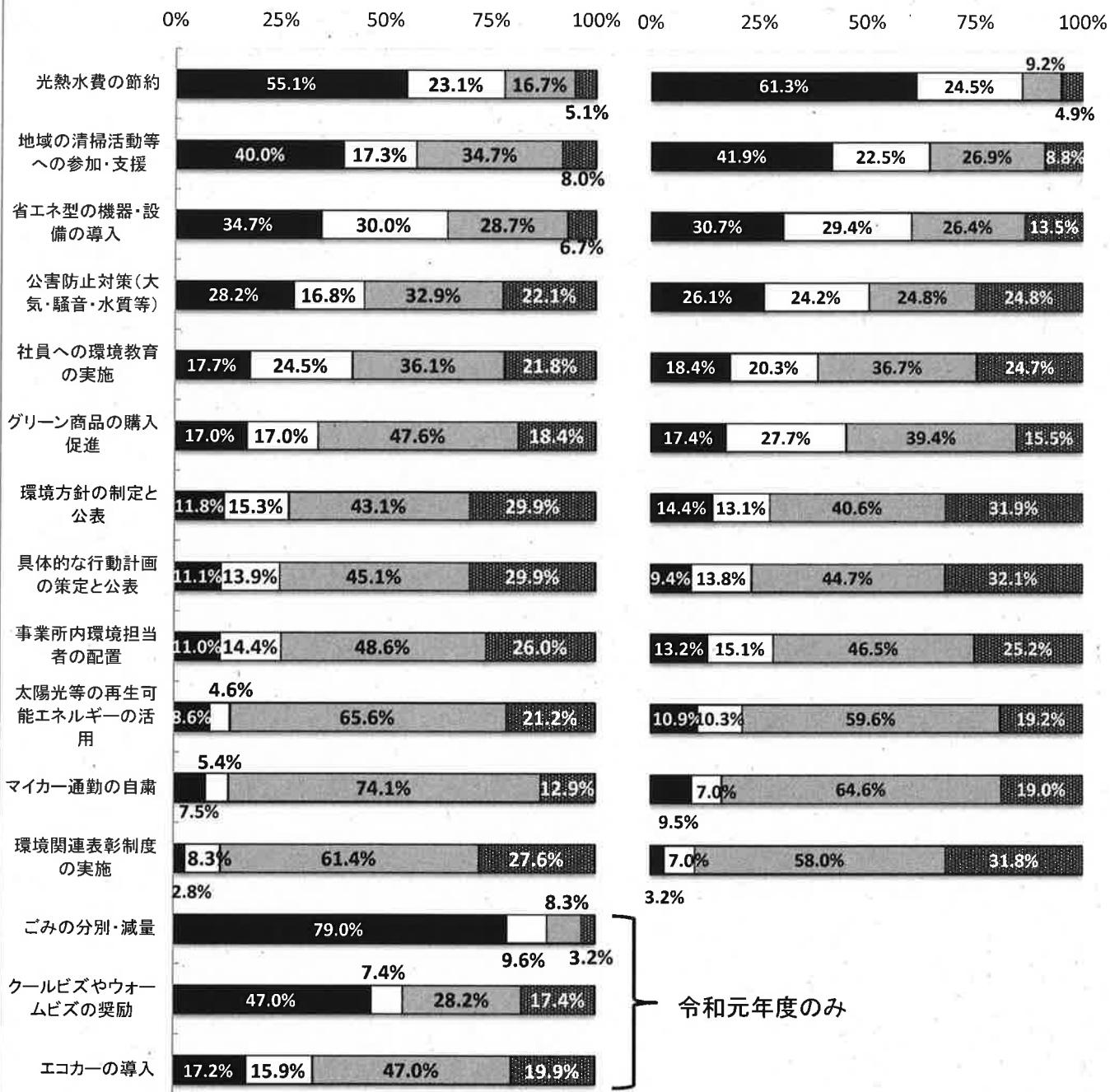
質問6. 環境に関する具体的な取組内容について(有効回答数は本調査結果の末尾に示しています)

多少数値の増減はあるものの、平成27年度と同様の傾向でした。新たに質問した項目について、「ごみの分別・減量」、「クールビズやウォームビズの奨励」は「既に取り組んでいる」の割合が高く、「エコカーの導入」の割合は低くなっています。

質問6.環境に関する具体的な取り組み内容について

【令和元年度】

【平成27年度】

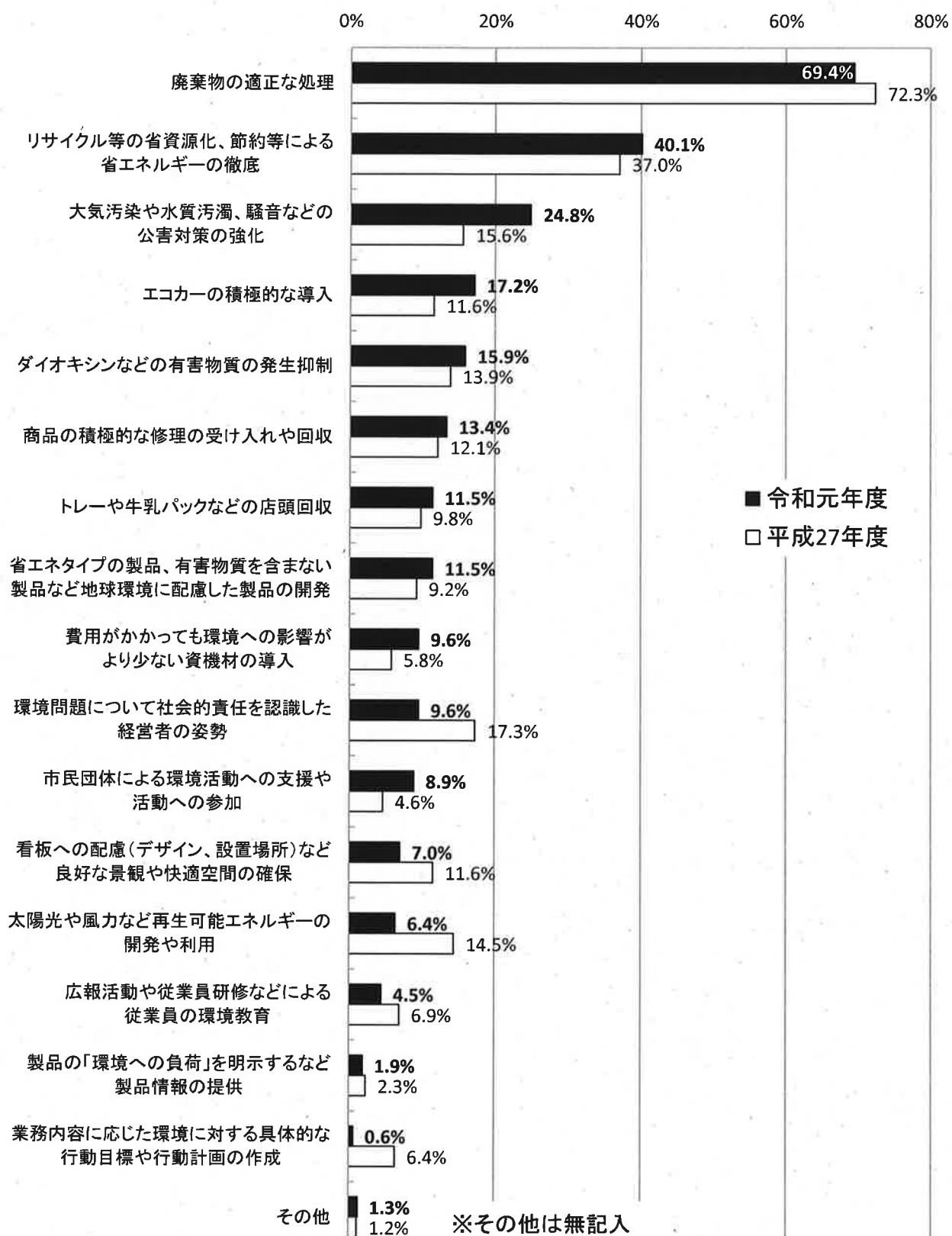


【環境を改善するための今後の活動について】

質問7. 環境保全のために事業者に求められる配慮について(複数回答あり)(有効回答数:154社)

平成27年度と比べ、「大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化」は9.2%増加しました。一方で、「太陽光や風力など再生可能エネルギーの開発や利用」は8.1%減少しました。

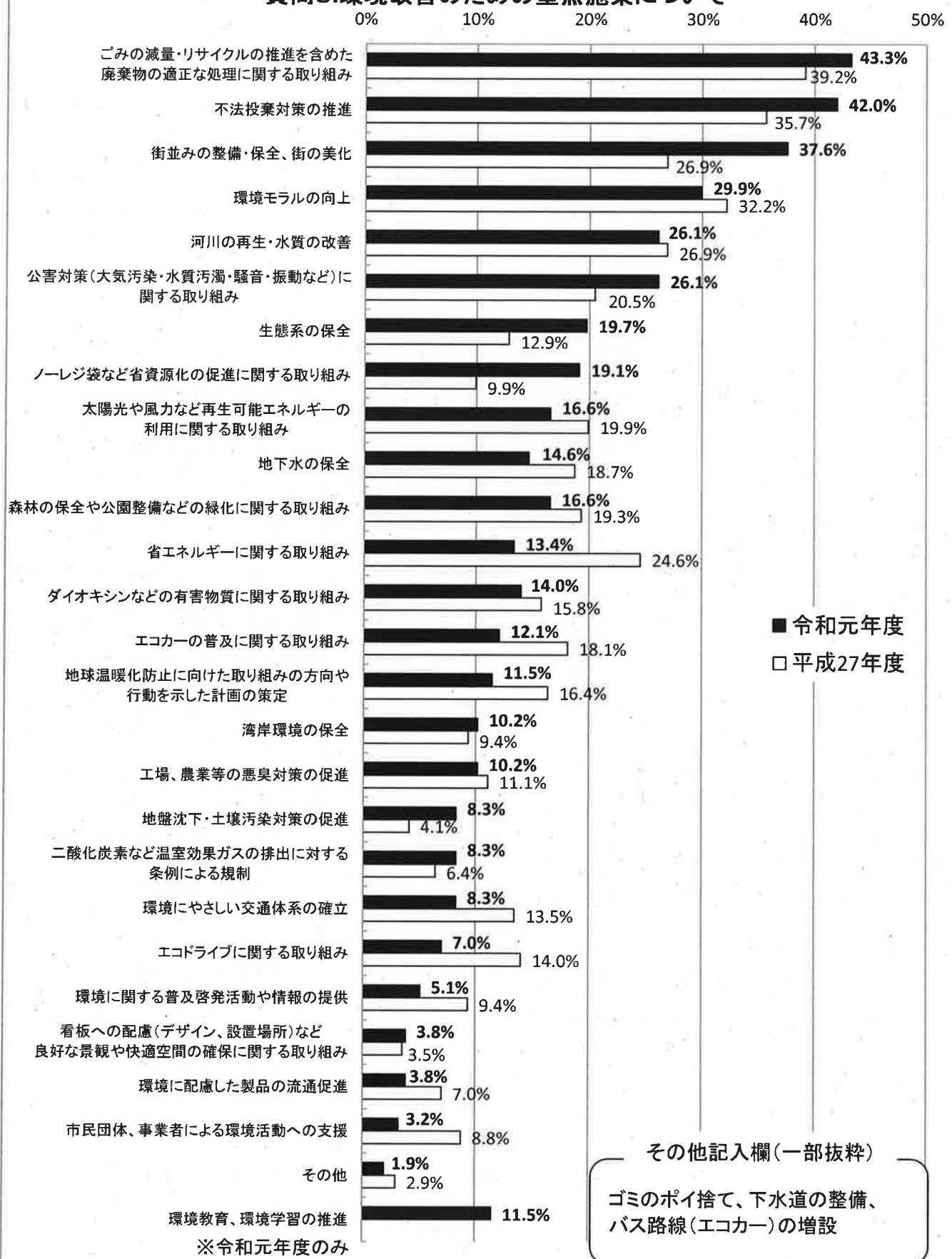
質問7.環境保全のために事業者に求められる配慮について



質問8. 環境改善のための重点施策について(複数回答あり)(有効回答数:157社)

平成27年度と比べ、「街並みの整備・保全、街の美化」の割合は10.7%増加し、「省エネルギーに関する取組」は11.2%減少しました。

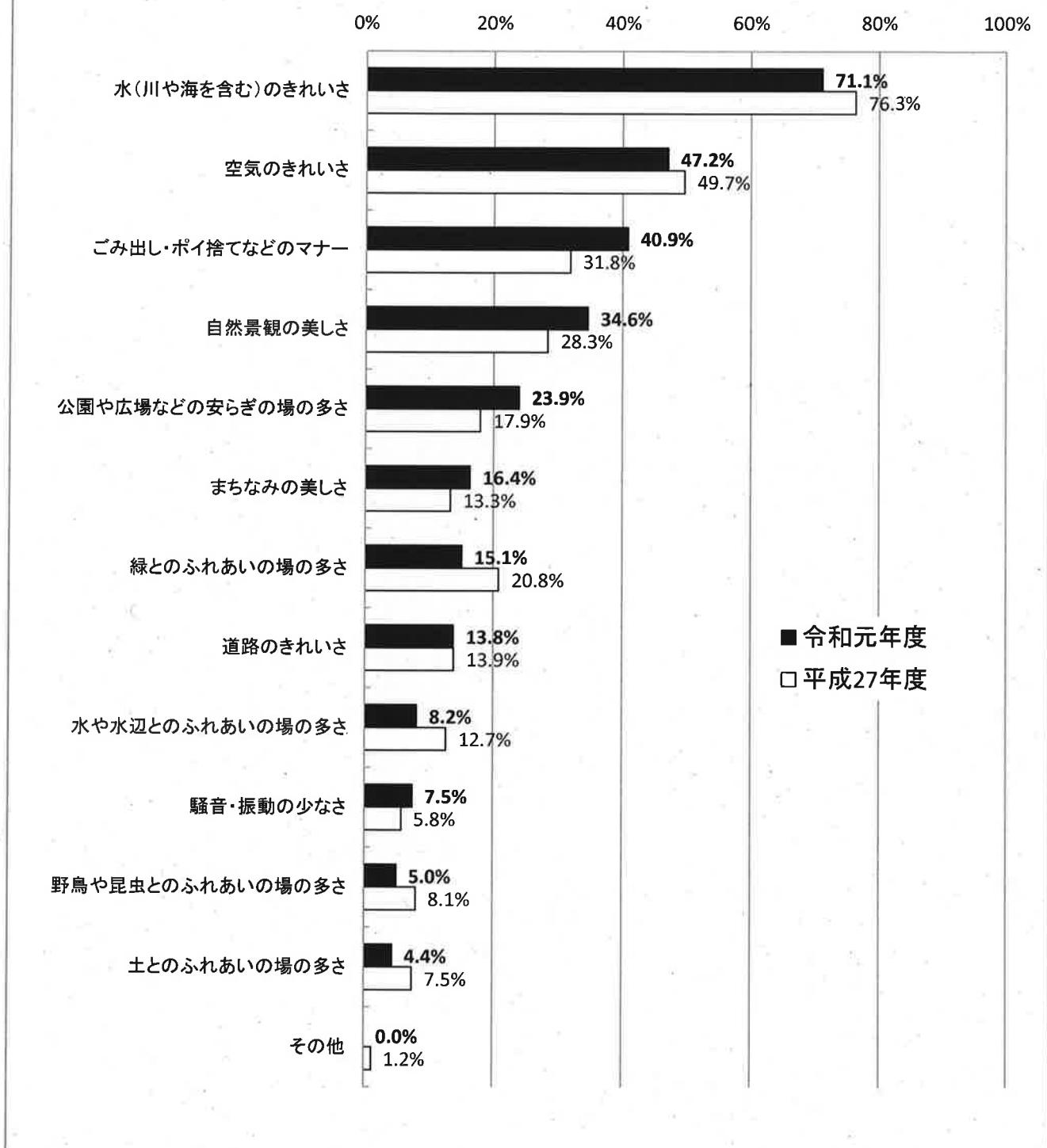
質問8.環境改善のための重点施策について



質問9. 将来の世代に残したい環境について(複数回答あり)(有効回答数:159社)

平成27年度に比べ、「ゴミ出し・ポイ捨てなどのマナー」が9.1%増加し、一方で、「緑とのふれあいの場の多さ」は5.7%減少しました。

質問9.将来の世代に残したい環境について

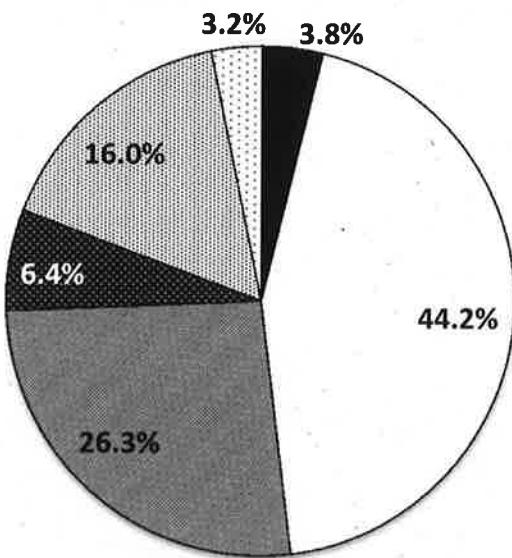


質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について(有効回答数: 156社)

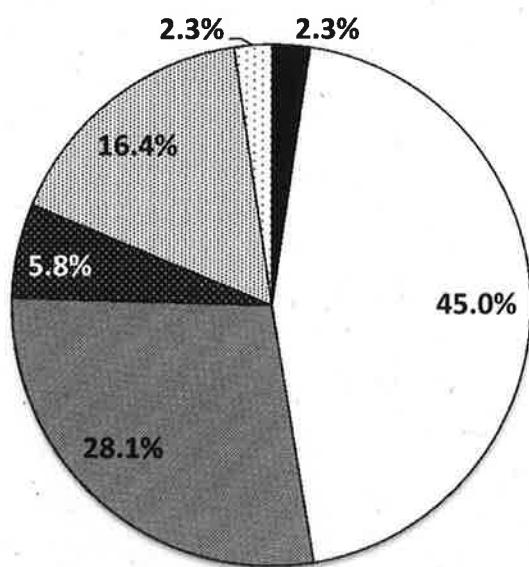
平成27年度と比べ、それぞれの項目で数値の変化はありますが、全体の傾向としては同様でした。

質問10. 地球温暖化防止のための費用負担について

【令和元年度】



【平成27年度】



- 費用負担が増えるのであるならば、温暖化対策は行わなくてもよい
- 温暖化対策は必要だと思うが、事業所の費用負担増はこれ以上避けてもらいたい
- 温暖化対策のためには、費用負担増はやむをえない
- 事業活動と地球温暖化問題とは関係がないので、費用負担はしたくない
- わからない
- その他

その他記入欄(一部抜粋)

- ・温暖化は事業所のみで解決できる課題ではなく、各世帯共に考え負担すべき
- ・企業規模に合わせた費用負担が適当

(事業所編)

質問6の有効回答数について

質問6

質問項目	有効回答数(社)
光熱水費の節約	156
地域の清掃活動等への参加・支援	150
省エネ型の機器・設備の導入	150
公害防止対策(大気・騒音・水質等)	149
社員への環境教育の実施	147
グリーン商品の購入促進	147
環境方針の制定と公表	144
具体的な行動計画の策定と公表	144
事業所内環境担当者の配置	146
太陽光等の再生可能エネルギーの活用	151
マイカー通勤の自粛	147
環境関連表彰制度の実施	145
ごみの分別・減量	157
クールビズやウォームビズの奨励	149
エコカーの導入	151

④第1次米子市環境基本計画総括報告書

【1】地球環境の目標 - (1) 低炭素社会づくりの推進 - ① 温室効果ガス排出量の抑制

No.1 地球温暖化防止対策への意識向上

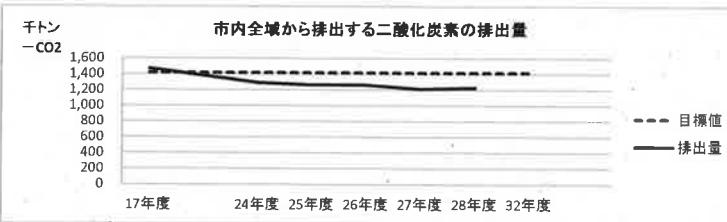
米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(1)省エネ行動の促進を図るための啓発を行う	◎省エネかつ快適な生活にもつながる行動（COOL CHOICE）として、エコドライブや宅配便の再配達に関する記事を広報よなごに掲載し、市民に啓発	○	環境政策課
(2)地球温暖化防止月間（12月）の周知など温暖化防止に関する啓発を行う	◎市の施設及び山陰歴史館のライトダウンを実施（ライトダウンキャンペーン） ※実施日：6/26、7/7、9/12 ◎省エネかつ快適な生活にもつながる行動（COOL CHOICE）として、エコドライブや宅配便の再配達に関する記事を広報よなごに掲載し、市民に啓発	○	環境政策課

No.2 省エネルギー・省資源化の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(3)LED照明、家庭用燃料電池、高効率給湯器などの省エネルギー機器の普及を促進する	◎省エネかつ快適な生活にもつながる行動（COOL CHOICE）として、家電製品買い替えによる経済的及び温暖化に対するメリットを広報よなごに掲載し、市民に啓発 ◎LED防犯灯を設置する自治会に対し補助金を交付（R1年10月末現在 新設54基・切換383基）	○	環境政策課 防災安全課
(4)「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、率先して省エネルギーに努める	◎「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネルギー行動等を実施	○	環境政策課
(5)オフセット・クレジット（J-VER）制度について国・県等から情報収集を行う	◎中国経済産業局から情報収集、Jクレジット制度活用事例集等による他市取組状況等の調査研究 *H28「よなご環境フェスタ」にて会場のカーボンオフセット実施（1t）	○	環境政策課 農林課

No.3 【数値目標】市内全域から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量

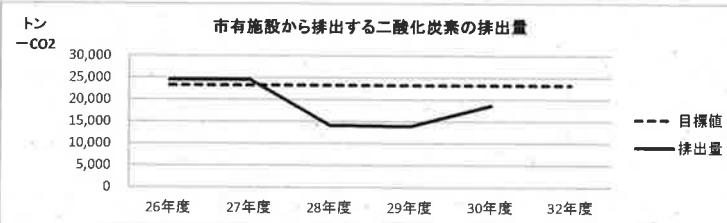
基準値	目標値	26年度	27年度	28年度	所管課	備考
1,476千トン-CO2 (平成17年度)	1,420千トン-CO2 (平成32年度)	1,265千トン-CO2	1,218千トン-CO2	1,232千トン-CO2	環境政策課	※環境省公表値（28年度＝最新値）



達成状況	特記事項
達成 (188千トン-CO2)	※28年度排出量の内訳（千トン-CO2） 製造業：207.43 建設業・鉱業：17.42 農林水産業：4.36 業務：393.19 家庭：304.69 旅客自動車：159.26 貨物自動車：118.25 鉄道：10.56 船舶：0.21 一般廃棄物：16.96
評価	計1,232
A	

No.4 【数値目標】市有施設から排出する二酸化炭素（CO2）の排出量

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
24,595t-CO2 (平成26年度)	23,365t-CO2 (平成32年度)	14,247t-CO2	13,993t-CO2	18,688t-CO2	環境政策課	※市長部局、教育委員会部局及び水道局の合計値



達成状況	特記事項
達成 (4,677t-CO2)	※平成28年度から多くの市有施設で電力調達先をローカルエナジー株式会社に変更 ※平成30年度、ローカルエナジーの排出係数増により前年度より排出量が増加
評価	
A	

【1】 - (1) - ② 再生可能エネルギーの導入

No.5 再生可能エネルギーの導入及び導入支援 (1)

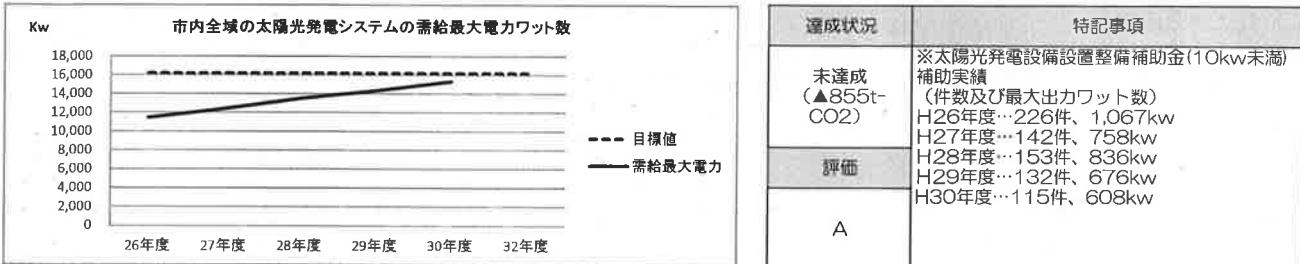
米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(6)住宅用太陽光発電システムの設置に補助金を交付し、導入支援を図る	◎FITによる買取が終了する市民向けの講演会の案内を行い、太陽光発電システム設置の不安を解消する取組を実施	○	環境政策課
(7)県や民間等との連携により、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの普及促進を図る	◎鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、株式会社ホープタウン、ローカルエナジー株式会社と協力し、米子北斗中学校で「エネルギーの地域循環」のテーマで講演会を実施	○	環境政策課
(8)大規模再生可能エネルギー発電設備の設置に対し、固定資産税減免による導入支援を図る	◎出力500kW以上の大規模な太陽光発電設備、風力発電設備、水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備にかかる固定資産税（償却資産）の免除制度を実施中 *課税免除実績 平成31年度…太陽光発電設備8件、他の発電設備はなし	○	固定資産税課
(9)施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する	◎啓成小学校校舎等改築に向けて検討中（令和元年度基本設計）	○	施設所管課 環境政策課

No.5 再生可能エネルギーの導入及び導入支援（2）

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(10)ごみ焼却施設における廃棄物発電の有効利用を推進する	●米子市クリーンセンターで廃棄物発電を稼働中 平成30年度発電量 23,416,550kwh (平成25.2.14再生可能エネルギー発電設備認定)	○	クリーン推進課

No.6 【数値目標】市内全域の太陽光発電システム(10kw未満)の需給最大電力ワット数

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
11,469kw (平成26年度)	16,200kw (平成32年度)	13,511kw	14,349kw	15,345kw	環境政策課	※資源エネルギー庁公表値



【1】－(1)－③省エネ型交通システムの推進

No.7 自動車利用の抑制

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(11)ノーマイカーなどを率先して行い、自動車利用の自粛を市民・事業者へ啓発する	●コミュニティFM放送(DARAZ FM)の番組「未来のためのCOOL CHOICE」で公共交通利用の呼びかけを実施 ●市職員向けに、公共交通利用及びエコドライブについて府内LAN掲示板で周知啓発	○	環境政策課
(12)カーシェアリングなど自動車の利用形態について検討する	●民間事業者によるカーシェアリング事業が行われている。	○	環境政策課 経済戦略課
(13)自転車を利用しやすい環境・システムづくりを県に協力して取り組む	●鳥取県の「自転車通勤チャレンジ事業」を市ホームページ、府内掲示板で紹介するなど、「鳥取県バイシクルタウン構想」に基づく施策への連携・協力	○	スポーツ振興課

No.8 次世代自動車などの導入やエコドライブの推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(14)電気自動車やハイブリッド車などの次世代自動車の導入や使用に努める	●市公用車として、電気自動車3台・ハイブリッド車1台導入済	○	環境政策課
(15)電気自動車用急速充電器の運用及び維持管理を行い、EV・PHV利用者の利便性の向上を図る	●市役所第2庁舎の1台を運用中	○	環境政策課
(16)アイドリングストップ運動に県と連携して取り組む	●環境への負荷を減らすエコドライブについて、「広報よなご」に掲載し、市民へ啓発	○	環境政策課

No.9 環境に配慮した物流体系づくり

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(17)物流業種の集積化を進め、物流体制の効率化を図る	●物流業者を流通団地に集積させ、大型トラックの市街地への侵入を抑制。	○	経済戦略課

【1】－(1)－④フロン類対策の推進

No.10 フロン類対策の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(18)フロンガスなどによるオゾン層の破壊について情報を提供し、市民意識の高揚を図る	●環境省のポスターを活用して市民に啓発	○	環境政策課
(19)関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品のフロン類について適正な回収・処理の普及啓発を推進する	●家電リサイクルについて、ごみ分別収集カレンダーを全世帯に配布して、適正な処理ルートを周知。また、スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」を配信するとともに、分別早見表を市ホームページに掲載して周知	○	クリーン推進課

【1】－（2）循環型社会づくりの推進－④Rの推進

No.11 ごみの発生抑制（リフューズ）の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(20)レジ袋削減のため、マイバッグ持参運動を推進する	◎協力事業者とレジ袋削減推進に関する協定を締結しており、レジ袋の有料化を実施中 ◎ごみ分別カレンダーでノーレジ袋、マイバッグ持参の運動を啓発	○	クリーン推進課
(21)包装の適正化を図るため、関係団体に要請する	◎業者向けパンフレットを通じ、簡易包装等について協力を呼びかけ	○	クリーン推進課

No.12 ごみの減量（リデュース）の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(22)ごみの減量化について、自治会・公民館などで説明会を実施する	◎新任のリサイクル推進員、リサイクル推進補助者及び希望する自治会長を対象に研修会を実施 *平成30年度開催回数：4回、参加者：119人 ◎自治連等からの要請に基づく説明会の実施 *平成30年度開催回数：2回、参加者60名	○	クリーン推進課
(23)家庭ごみの排出抑制を啓発する	◎ごみ分別カレンダーを全世帯に配布して、ごみの減量を啓発するとともに、広報よなごやよなごみ通信でごみの減量等について啓発	○	クリーン推進課
(24)事業系ごみの削減を推進する	◎事業活動に伴って排出されるごみの減量、適正処理について、広報よなご等で啓発・指導を実施	○	クリーン推進課
(25)生ごみ減量化のため、生ごみ処理機などの普及促進を図る	◎生ごみ処理機、処理容器の購入に補助金を交付して、普及促進 *令和元年度補助実績（10月末現在）生ごみ処理機10台 処理容器11台	○	クリーン推進課

No.13 再使用（リユース）の推進

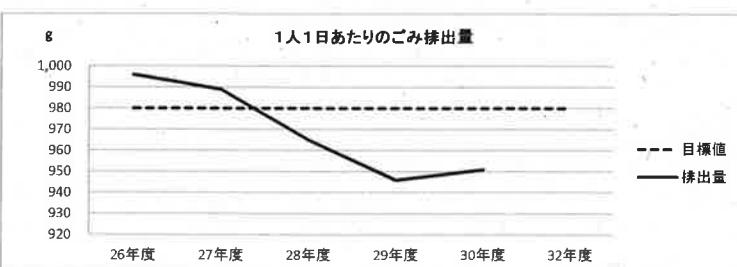
米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(26)適正なリユースショップ活用の推進	◎平成28年8月から、よなごリユースショップ認定事業を開始し、適正なリユースショップの活用について市民に周知	○	クリーン推進課

No.14 再生利用（リサイクル）の定着

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(27)紙のリサイクルの推進	◎広報よなごにおいて紙のリサイクルの推進を図った。	○	クリーン推進課
(28)廃プラスチックの活用の推進	◎鳥取県西部広域行政管理組合プラスチック選別処理施設の整備事業については中止が決定したが、引き続き廃プラスチックの有効活用について、同組合と協議を実施	○	クリーン推進課
(29)ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び各種情報の提供を行う	◎広報よなごやよなご通信にごみの減量化・リサイクルに関する情報を掲載し啓発を行った	○	クリーン推進課
(30)環境フェアなどの各種イベントでの啓発を図る	◎中海環境フェアinよなごにおいてダンボール堆肥作りのブースを出展し、ごみ減量化及びリサイクル意識の向上を啓発	○	クリーン推進課 環境政策課
(31)クリーンセンター、リサイクルプラザの見学会を行う	◎クリーンセンターにおける学校・団体等の施設見学の受け入れ *平成30年度…33団体 1,448名 ◎リサイクルプラザにおける学校・団体等の施設見学の受け入れ *平成30年度…32団体 1,290名	○	クリーン推進課 西部広域行政管理組合
(32)リサイクル推進員及び自治会などとの連携を強化するとともに、住民説明会を通じて指導・啓発を行う	◎リサイクル推進員657名を委嘱し、各自治会において市民へのごみの分別の啓発・指導を実施	○	クリーン推進課
(33)地域の資源ごみ回収団体の育成を図る	◎資源ごみ回収団体に奨励金を交付することで、団体の活動を支援・育成 *令和元年度実績（10月末現在）奨励金交付団体数47 奨励金交付額598,531円（実施回数119回）	○	クリーン推進課
(34)販売業者に自主的な店頭・拠点回収を要請する	◎販売店での資源回収の実態の把握に努めている。	○	クリーン推進課

No.15 【数値目標】1人1日あたりのごみ排出量

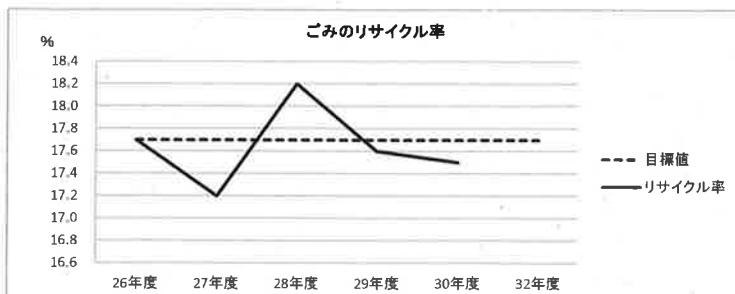
基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
996g (平成26年度)	980g (平成32年度)	965g	946g	951g	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
達成 (29g)	※目標値は達成しているが、内訳を見ると、家庭系ごみについては削減目標を大幅に達成しているものの、事業系ごみについては未達成となっている。事業系ごみの削減のため、事業者に対してごみを削減するよう働きかけていく必要がある。
評価	
A	

No.16 【数値目標】ごみのリサイクル率

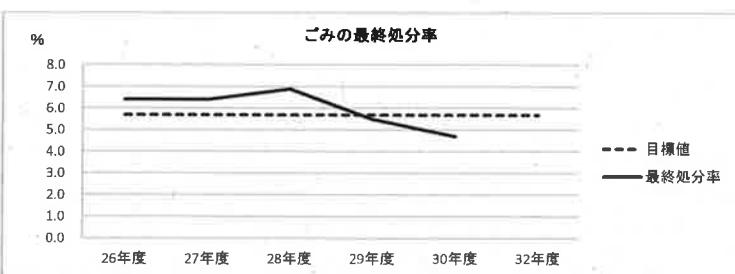
基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
17.7% (平成26年度)	17.7% (平成32年度)	18.2%	17.6%	17.5%	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
未達成 (▲0.2%)	※米子市クリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰のセメント原料化（焼却灰：H28年度～、飛灰：H29年度～）により、米子市クリーンセンター由来の資源化量は増加したが、古紙類の収集量の大幅減、集団回収の減などにより、リサイクル率が低下していく傾向にある。小型家電リサイクルの活用啓発などにより、リサイクル率の低下を最小限にとどめるよう努めていく必要がある。
評価	
B	

No.17 【数値目標】ごみの最終処分率

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
6.4% (平成26年度)	5.7% (平成32年度)	6.9%	5.5%	4.7%	クリーン推進課	



達成状況	特記事項
達成 (1.0%)	
評価	
A	※米子市クリーンセンターから排出される焼却灰及び飛灰をセメント原料化することにより、最終処分量が減少し、目標値の達成に至った。

【1】 - (2) - ② 廃棄物の適正処理

No.18 廃棄物の適正処理

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(35) 分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める	●実施中 * 焼却量…平成30年度45,110 t ※H29年度焼却量…44,563 t	○	クリーン推進課
(36) 焚却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する	●米子市クリーンセンターで毎月1回、排ガスと悪臭の測定を実施し、結果を市HPで公表	○	クリーン推進課
(37) 一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る	●ごみ搬入量等の推測による年間運転計画及び月間運転計画に基づく施設管理及び運用の実施	○	クリーン推進課
(38) 一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する	●施設の延命化を図るため、経年劣化により更新が必要な基幹的設備の改良工事をH28～R1で実施	○	クリーン推進課
(39) 鳥取県西部広域行政管理組合と連携して新たな最終処分場の確保を図る	●新たな最終処分場について、鳥取県西部広域行政管理組合、構成市町村との協議に参加し、検討中	○	クリーン推進課
(40) 広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する	●新たな可燃ごみ処理施設について、鳥取県西部広域行政管理組合、構成市町村との協議に参加し、検討中	○	クリーン推進課

No.19 不法投棄防止対策

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(41) 関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る	●不法投棄の多い地区に不法投棄監視員を設置（7地区9名）	○	クリーン推進課
(42) 不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める	●市内の不法投棄防止パトロールを実施するとともにポイ捨てごみ・不法投棄ごみを回収	○	クリーン推進課

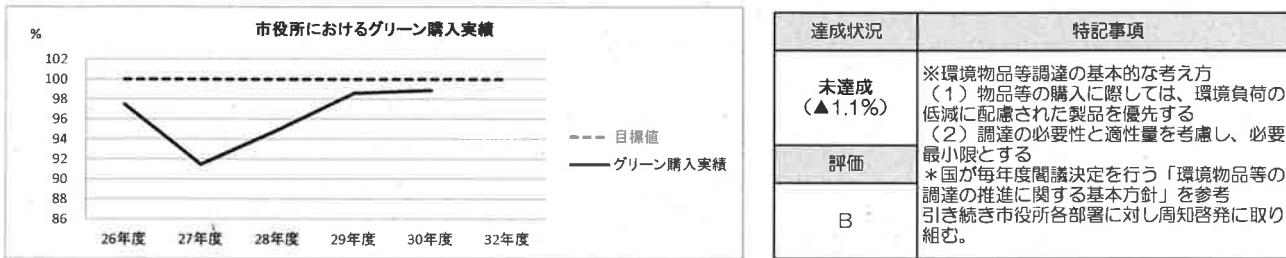
【1】 - (2) - ③ 環境にやさしい商品の利用

No.20 環境にやさしい商品の利用

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(43)エコマーク商品、グリーンマーク商品などに関する情報を提供する	◎本庁舎1階ロビーで鳥取県認定グリーン商品リレー展示会を開催	○	環境政策課
(44)事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先して再利用・省資源商品の購入に取り組む	◎「グリーン購入基本方針」及び「グリーン購入調達方針」に基づき再生品等の購入を実践	○	環境政策課

No.21 【数値目標】市役所におけるグリーン購入実績

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備 考
97.5% (平成26年度)	100% (平成32年度)	94.9%	98.6%	98.9%	環境政策課	※市長部局、教育委員会部局及び水道局の合計



【2】生活環境の目標 - (1) 大気・水環境の保全 - ① 大気汚染防止対策の推進

No.22 もらじに伴う大気環境負荷の低減

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(45)家庭ごみの野焼き行為の防止について啓発を行う	◎市ホームページ、市報、ごみカレンダー、パンフレットによる啓発 ◎通報、問い合わせに対しては個別に対応し、焼却現場に向かうなどした現地指導の実施	○	環境政策課

No.23 工場、事業所などによる大気汚染の防止

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(46)環境基準設定項目を中心に常時監視を継続し、大気汚染にかかる環境基準の達成・維持に県と連携して努める	◎環境保全協定を締結している事業所に対し、定期的な監視データの提出を依頼	○	環境政策課
(47)光化学オキシダント緊急時における市民への周知対策を推進する	◎光化学オキシダント緊急時対応マニュアルに基づく対応	○	環境政策課
(48)大気中の微小粒子状物質(PM2.5)が高濃度になることが予想される場合等は、県と連携して市民への注意喚起を行う	◎微小粒子状物質(PM2.5)に係る注意喚起を市ホームページ等により周知	○	環境政策課

No.24 【数値目標】空気のきれいさに対する満足度

基準値	目標値	30年度	令和元年度	評 価	所管課	備 考
80.4% (平成27年度)	90%以上 (平成32年度)	アンケート調査 実施なし	86.5%	B	環境政策課	※令和元年度 アンケート調査実施

No.25 【数値目標】大気の汚染に係る環境基準の達成状況

基準値 (25年度)	目標値	29年度	30年度	評 価	所管課	備 考
【基準達成】二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素	現状維持し、さらに良好な環境	【基準達成】二酸化イオウ、二酸化窒素、一酸化炭素	【基準達成】二酸化イオウ、二酸化窒素、浮遊粒子状物質	B	環境政策課	
【基準未達成】光化学オキシダント、浮遊粒子状物質	環境基準の達成	【基準達成】浮遊粒子状物質 【基準未達成】光化学オキシダント	【基準未達成】光化学オキシダント			

【2】－(1)－②生活排水の適正処理

No.26 生活排水対策

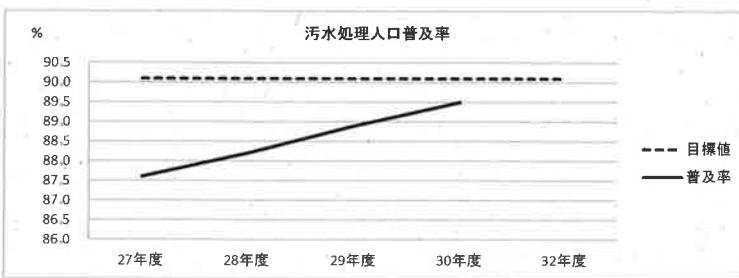
米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(49)水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する	●県の公共用水域水質測定計画に基づく河川水質調査及び市独自の河川水質調査の実施 ●中海水質調査の委託	○	環境政策課
(50)「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策を推進する	●令和8年度末までに、汚水処理人口普及率95%達成するため、令和元年度から下水道管きよ整備量の増加及び合併処理浄化槽補助制度の拡大を図っている。 ●米子市の水質保全施策の取りまとめ及び県への報告	◎	下水道企画課 環境政策課
(51)住民で組織する水環境保全団体の活動支援を行う	●地域の生活環境を保全するための活動を継続している「米子市環境をよくする会」、「加茂川を美しくする運動連絡協議会」などの活動費の補助等	○	環境政策課 クリーン推進課
(52)除草や浚渫、側溝、道路清掃を推進するなど流出水対策を講じる	●市道の除草や地元で作業できない暗渠部の清掃の実施、及び河川の浚渫を実施予定	○	道路整備課
(53)下水道整備完了地域においては、下水道接続するよう継続した取組を推進する	●対象家屋を戸別訪問し、現状把握と下水道への接続の働きかけを実施 ●下水道接続のための室内配管工事費用に係る融資制度を拡充	○	下水道営業課
(54)当分の間下水道整備が見込めない地区においては、合併処理浄化槽の普及促進を図る	●当分の間見込まれない地域において、住宅・事業所等のくみ取り槽、単独浄化槽を合併処理浄化槽への転換する者に対する補助制度を拡大（令和元年度設置目標100基 10月未現在申請数76基）	◎	下水道営業課
(55)浄化槽の適正管理を推進する	●浄化槽の保守点検、清掃、法定検査の必要性を市報、下水道広報紙等により周知 ●法定検査の受検者で不適正結果となった者に対し、改善措置をするよう通知 ●法定検査未受検者に対して受検勧奨通知	○	下水道営業課
(56)計画的な公共下水道整備を推進する	●年間60haを目標に整備を行う ※平成30年度：4.1ha、 令和元年度未見込み：60ha以上	◎	整備課
(57)下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化支援制度を活用して効率的な改築・更新を行う	●終末処理場の改築更新の実施 内浜処理場計装設備、内浜処理場水中攪拌設備、 内浜処理場汚泥前処理設備、皆生処理場電源設備 ●中継ポンプ場の改築更新の実施 沈砂池設備（祇園ポンプ場、大谷ポンプ場、新加茂ポンプ場）、汚水ポンプ設備（富益団地ポンプ場、青木ポンプ場） ●マンホールポンプ場の改築更新の実施 汚水ポンプ設備（三柳マンホールポンプ場ほか 11箇所） ●下水道ストックマネジメント実施計画策定（処理場・ポンプ場・管きよ） ●下水道管きよ重要路線35kmの点検、調査を実施	◎	施設課 整備課
(58)下水道汚泥を資源化により有効利用する	●資源有効利用（セメント化、炭化）を継続実施中	○	施設課

No.27【数値目標】水のきれいさに対する満足度（類型指定されていない河川）

基準値	目標値	29年度	令和元年度	評価	所管課	備考
69.1% (平成27年度)	80%以上 (平成32年度)	アンケート調査 実施なし	70.4%	B	環境政策課	※令和元年度 アンケート調査実施

No.28【数値目標】汚水処理人口普及率

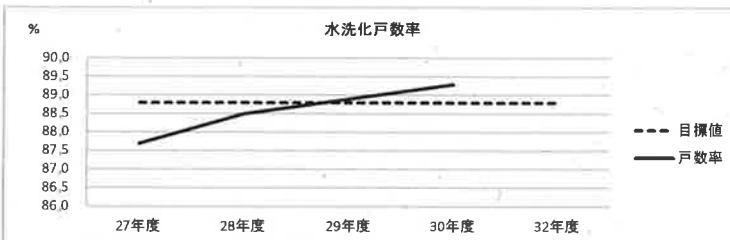
基準値	目標値	29年度	30年度	所管課	備考
87.6% (平成27年度)	90.1%以上 (平成32年度)	88.9%	89.5%	下水道企画課	※普及率＝整備人口（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽）／行政人口



達成状況	特記事項
未達成 (▲0.6%)	令和8年度末に95.0%達成目標とする生活排水対策方針を策定し、令和元年度から下水道管きよ整備量増加及び合併処理浄化槽補助制度拡充を実施中。 ※県内他市の状況（30年度末） 鳥取市 97.0% 倉吉市 95.6% 境港市 85.0% 鳥取県全体 94.1%
評価	
A	

No.29【数値目標】水洗化戸数率（公共下水道事業）

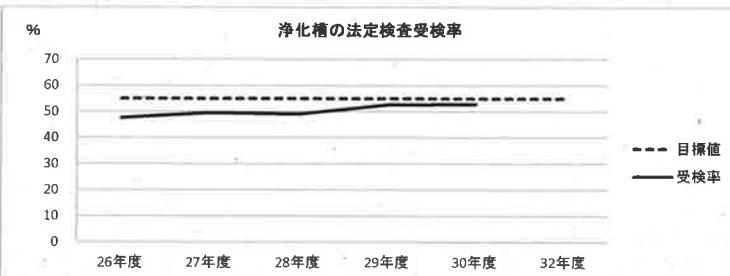
基準値	目標値	29年度	30年度	所管課	備考
87.7% (平成27年度)	88.8%以上 (平成32年度)	88.9%	89.3%	下水道営業課	※公共下水道事業における水洗化戸数率 (水洗化戸数／整備済戸数)



達成状況	特記事項
達成 (0.5%)	※対象家屋を戸別訪問し、現状把握と下水道接続の働きかけを実施中
評価	※下水道接続するための室内配管工事費用に係る融資あつせん制度を拡充し、併せて広報等の取組を実施中
A	

No.30【数値目標】浄化槽の法定検査受検率

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
47.64% (平成26年度)	55%以上 (平成32年度)	49.21%	52.74%	53.00%	下水道営業課	※浄化槽法7条及び11条に基づく法定検査の受検率



達成状況	特記事項
未達成 (▲2.0%)	※浄化槽保守点検、清掃、法定検査の必要性を広報紙等により周知。
評価	※未受検者に対し受検勧奨の通知を送付し、受検率の向上を図る取組を実施中
A	

No.31【数値目標】美保湾水質（A類型海域）

基準値	目標値	28年度	29年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) pH、COD、DO、 大腸菌群 数、油分	現状維持し、さら に良好な環境	【基準達成】 COD、DO、油 分 【基準未達成】 pH、大腸菌群 数	【基準達成】 pH、COD、 DO、油分 【未達成】 大腸菌群数	B	環境政策課	

No.32【数値目標】日野川水質（AA,A類型河川）

基準値	目標値	28年度	29年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) pH、BOD、SS、 DO	現状維持し、さら に良好な環境	【基準達成】 pH、BOD、 SS、DO	【基準達成】 pH、BOD、 SS、DO	B	環境政策課	
【基準未達成】 (平成25年度) 大腸菌群数	環境基準の達成	【基準未達成】 大腸菌群数	【基準未達成】 大腸菌群数			

No.33【数値目標】中海水質（A類型湖沼）

基準値	目標値	28年度	29年度	評価	所管課	備考
【基準達成】 (平成25年度) SS	現状維持し、さら に良好な環境	【基準未達成】 pH、COD、 SS、DO、大腸 菌群数、全窒 素、全リン	【基準達成】 DO、大腸菌群 数	B	環境政策課	
【基準未達成】 (平成25年度) pH、COD、 DO、大腸菌群 数、全窒素、全 リン	環境基準の達成		【基準未達成】 pH、COD、 SS、全窒素、 全リン			

【2】－(1)－③事業活動における水環境の保全

No.34 水環境の保全

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(59)公用用水域(中海、河川など)については、関係機関と協力して事業所排水の指導の充実を図り、水質浄化を推進する	●事業所と環境協定等を締結し、定期的に監視を実施 ●県と連携し、水質汚濁防止法等に基づく立入等による改善指導の実施	○	経済戦略課 環境政策課
(60)地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進する	●環境保全型農業の推進による施肥の低減化や、家畜排せつ物等に基づく、家畜排せつ物の適正処理、堆肥化による循環型農業の推進についての啓発を実施	○	農林課
(61)環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する	●有機農業など環境にやさしい農業の推進について、施策の周知等を実施	○	農林課
(62)環境保全型農業直接支援対策を推進し、地域の水環境の向上を図る	●環境保全に効果の高い省農活動の普及推進を実施 * H30年度実績 19.22ha * R1年度見込み 20.62ha	○	農林課
(63)需要に応じた工業用水の確保と安定供給を実施する	●供給先の事業転換により需要がなくなったため令和元年8月以降休止中	○	水道局

【2】－(1)－④水源の保全

No.35 水源の保全

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(64)水源の再生、更新及び水源開発を推進する	●戸上水源地の既存井戸の更新をし、安定取水を図る。	○	水道局
(65)水源かん養林の保全及び育成を行う	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会として、水源の涵養事業に係る森林整備活動に参加	○	水道局
(66)自然と環境の保全に向けた啓発活動を推進する	●日野川及び日吉津海岸の一斎清掃に参加	○	水道局
(67)県と連携して地下水資源の保全に努める	●鳥取県持続可能な地下水利用協議会として、水道水源等の地下水データを提供	○	水道局

【2】－(2)騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進－①騒音・振動・悪臭の防止

No.36 騒音・振動対策の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(68)適切な騒音防止対策を講じるため、騒音監視の充実を図る	●自動車騒音常時監視による騒音測定、評価を実施	○	環境政策課
(69)特定建設作業時の騒音・振動発生抑制を指導する	●特定建設作業実施届出による審査及び必要に応じ現地調査実施	○	環境政策課
(70)事業者に対する防音対策の指導を行う	●特定施設の届出時、また法令上該当の新規事業者へ法に基づく指導を実施	○	環境政策課
(71)近隣自治体や県と連携し、航空機騒音対策を推進する	●航空機騒音自動測定器による常時監視を実施	○	環境政策課
(72)近隣騒音に対する相談内容を把握し、早期対策を講じる	●騒音に対する相談、苦情がある場合、現地調査の実施及び原因確認により原因者へ指導・助言を実施	○	環境政策課

No.37 悪臭防止対策の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(73)地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や条例に基づく指導を行うとともに、市民の意識啓発に取り組む	●悪臭による苦情や相談に対し、法などに基づく指導などの対応を実施	○	環境政策課
(74)工場・事業所及び飲食店などに対し、施設の適正管理についての指導を行い、悪臭防止対策を推進する	●公害防止協定等の締結事業者に対する定期的な監視等の実施 ●苦情や相談及び定期的な臭気測定を実施し、現状を把握し、未然防止を図るとともに、その結果に応じ、法などに基づく指導などの対応を実施	○	環境政策課

【2】 - (2) - ② 汚染物質などの適正処理

No.38 有害化学物質対策の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(75)有害化学物質についての正しい情報を、県と連携して市民・事業者に提供する	◎県(水環境保全課・環境立県推進課)と連携し対応	○	環境政策課
(76)アスベスト撤去支援事業を進める	◎吹付けアスベストについて、分析調査及び除去等工事に係る費用の補助を実施 〔補助上限額〕分析調査：250千円／1棟(10/10) 除去：10,000千円／1棟(15,000千円の2/3) *令和元年度(10月末現在) 分析調査：0件 除去：1件 10,000千円	○	建築相談課
(77)土壤汚染対策を県と連携して行う	◎県と連携し、土壤汚染対策法に基づく調査及び指導の実施	○	環境政策課

【2】 - (2) - ③ 新たな環境問題への対応

No.39 新たな環境問題の情報収集

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(78)新たな環境問題に関する情報収集を行う	◎又力発生抑制対策モデル事業の実施、新規有効成分を含む防虫剤の配布及び使用感のアンケート調査の実施	◎	環境政策課

【2】 - (3) 放射線量の監視 - ① 放射線量のモニタリング、情報提供

No.40 環境放射線量のモニタリング、情報提供

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(79)環境放射線モニタリング情報の入手に、国・県などと連携して努めるとともに、モニタリング結果を公表する	◎河崎小学校に設置してある固定型モニタリングポストなどの測定データを、市役所庁舎1階でモニター表示にて公開 ◎大崎津公民館、和田公民館、夜見公民館、彦名公民館、旗ヶ崎交番、大崎駐在所に設置した可搬型モニタリングポストのデータを、鳥取県及び米子市のホームページ、市役所庁舎1階モニター及び現地4公民館で公開	○	環境政策課
(80)中国電力に対して、島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の立地自治体と同等の内容への改定を求める	◎鳥取県、境港市と連携し中国電力と引き続き協議中	○	防災安全課
(81)食品の放射能検査による食の安全安心に努める	◎市HPに検査案内を掲載 ◎検査した食品の品目・産地・結果を市HPにて公表	○	環境政策課

【3】自然環境の目標 - (1) 森林・農地・湿地などの適切な利用 - ① 森林の保全

No.41 森林の整備・保全

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(82)間伐、枝打ちなど造林保育事業を推進する	◎市行造林において、森林整備(保育間伐)を実施 *H30実施面積：14.13ha R1年度は実施予定なし	○	農林課
(83)松くい虫等防除事業を推進する	◎地域の状況に応じた松くい虫防除事業を実施 *H30年度実績：特別防除179ha、伐倒駆除60.58m ³ 、特別伐倒駆除78.49m ³ *R1年度見込：特別防除179ha、伐倒駆除0m ³ 、特別伐倒駆除75m ³	○	農林課

【3】 - (1) - ② 農地の保全と活用

No.42 優良農地の保全と集積の促進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(84)農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する	◎利用権設定等促進事業に取り組むとともに、農地保有合理化事業や農地中間管理事業を進め、担い手の育成を推進	○	農林課
(85)農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する	◎担い手への農地集約を図る農地中間管理事業に取り組むとともに、新たに利用権設定を行った認定農業者へ助成金を交付し、農家の規模拡大を促進	○	農林課
(86)農業振興地域整備計画に基づく農用地区域内の耕作放棄地対策事業を促進する	◎利用権設定を行い、耕作放棄地を解消する農業者に対して助成を行い耕作放棄地の解消を促進 *H30実績 99アール	○	農林課

No.43 環境にやさしい農業の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(87)「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき有機農業など環境にやさしい農業を県、JAと連携して推進する	◎有機農業など環境にやさしい農業の取組について、農業団体との情報の共有化や、動向把握を実施	○	農林課

【3】－(1)－③環境に配慮した漁業の推進

No.44 環境に配慮した漁業の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(88)廃船や漁網などの廃棄物の適正処理を啓発する	◎FRP船の不法投棄の防止を図るため、FRP船リサイクルシステムの利用を市HP等で周知	○	水産振興室
(89)魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する	◎美保湾沿岸域の魚礁に引っ掛かった漁網等の廃棄物を除去・処理する漁協に対して支援実施	○	水産振興室

【3】－(1)－④食物の地産地消の推進

No.45 食物の地産地消の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(90)地産地消に関する情報を提供する	◎市HPで直売所の情報提供を行うとともに、補助事業により直売活動の支援を実施 ◎学校給食に使用している食材（米、パン用小麦粉、牛乳、生肉、野菜、加工品）の产地を市HPで公表	○	農林課 学校給食課
(91)地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める	◎令和元年度(10月末時点)の鳥取県内産食材の使用比率55% (野菜類等 38%、魚介類 100%、豆類 100%、食肉類 98%、きのこ類 24%、その他 87%)	○	学校給食課
(92)鳥取県及びJAと食材の生産・流通などについて情報交換を行う	◎JA鳥取西部と学校給食における地場産物の積極的な活用について情報交換を実施した。	○	学校給食課

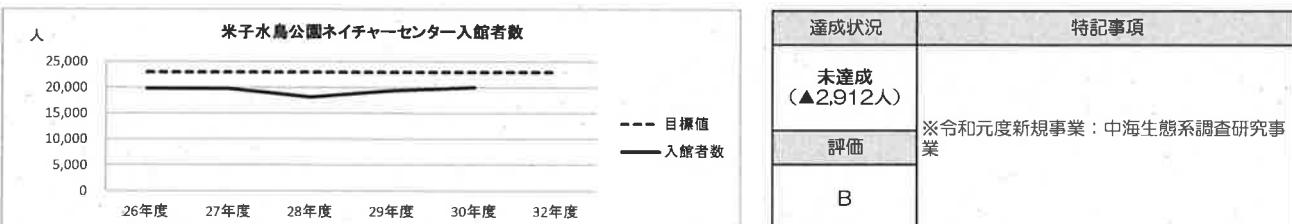
【3】－(1)－⑤中海の湿地環境の保全・再生と賛明な利用

No.46 中海の湿地環境の保全・再生と賛明な利用

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(93)米子水鳥公園の運営による中海の賛明利用の促進及び湿地環境保全を実施する	◎米子水鳥公園において、各種事業を実施。年間入館者20,088人(平成30年度)	○	環境政策課
(94)中海圏域行政団体や環境保護団体などと連携して、ラムサール条約登録湿地である中海の環境保全・再生及び賛明な利用を促進する	◎中海会議に参画し、国土交通省、鳥取県、島根県、境港市、松江市及び宍道市と連携・協議 ◎中海自然再生協議会への参加	○	環境政策課

No.47【数値目標】米子水鳥公園ネイチャーセンター入館者数

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備考
19,831人 (平成26年度)	23,000人 (平成32年度)	19,829人	19,409人	20,088人	環境政策課	※令和元年12月末現在入館者数 16,241人



【3】－(2) 生物多様性の確保－①野生動植物の保護

No.48 野生動植物の保護

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(95)希少野生動植物は、県に協力して保護に努める	◎特定希少動植物の保護のため、市内で民間業者による捕獲がある場合、捕獲種名等の情報を県と情報共有し、違法採取につながらないよう努める。	○	環境政策課

【3】 - (2) - ② 生態系を守る取り組み

No.49 生息空間の保全・創造

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(96)生物多様性の重要性を啓発する	◎啓発用ポスター、リーフレット等を小学校へ配布	○	環境政策課
(97)生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する	◎米子水鳥公園において、貴重な動植物の保全及び市民に対する環境学習を実施	○	環境政策課

【3】 - (2) - ③ 特定外来生物対策

No.50 特定外来生物の防除

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(98)特定外来生物の防除を県と連携して啓発する	◎特定外来生物オオキンケイギク及びセアカゴケグモについて市HPや市報で広報啓発 ◎特定外来生物について、県と連携して情報収集	○	環境政策課
(99)在来生物に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物に対して駆除を行ふ	◎特定外来生物オオキンケイギクの栽培者へ注意喚起を実施 ◎市所管施設における特定外来生物オオキンケイギクの成育状況調査及び所管課による防除作業を実施 ◎県と連携して特定外来生物セアカゴケグモの防除体制整備	○	環境政策課

【4】快適環境の目標 - (1) 自然環境と調和した生活環境の創造 - ① 緑あふれるまちづくり

No.51 緑の保全

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(100)樹林地・農地などの保全・再生を目指す	◎樹木のある公園・緑地について、管理上問題となったものに対して適切な管理に努めている。	○	都市整備課

No.52 緑化の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(101)市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化を推進する	◎市街地の街路樹の維持管理を実施中	○	道路整備課
(102)市民との協働による緑化活動の推進を図るために、樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努める	◎樹木のオーナー制度により、湊山公園にオーナーを募集し決定 *H30年度実績 募集15件 (31,000円/件)	○	都市整備課
(103)安心・安全に利用できる公園施設の確保に努める	◎弓ヶ浜公園、湊山公園、皆生海浜公園などの公園施設が安心・安全に利用できるよう施設管理に努めている。	○	都市整備課
(104)緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る	◎森林の整備、緑化の推進を図る目的で、市民への啓発と緑の募金運動 (H30年度募金額2,391,887円) 及び一株植樹運動 (H30年度132本) を実施	○	農林課

【4】 - (1) - ② 適正な土地利用の推進

No.53 調和のとれた土地利用の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(105)米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進する	◎市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の地域地区等により、効率的で計画的な土地利用を推進	○	都市創造課

【4】 - (2) 地域の特性を活かした景観づくり - ① 自然・歴史的景観の保全と活用

No.54 文化財の保全と活用

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(106)有形・無形の文化財を適切に保護・保存し次世代に継承していくために指定文化財の保護および保存の充実とともに、未指定文化財の保護及び文化財指定の促進を図る	◎日常的にパトロールを実施し、史跡などで保存・活用を妨げている個所や異常、危険個所の把握に努め、除草や危険木の除去などの維持管理を実施。米子城跡では市民ボランティアによる石垣除草などを実施 ◎指定文化財候補の調査研究を実施し、引き続き指定の促進を図る。	○	文化振興課
(107)さまざまな歴史的文化遺産について調査研究の推進を図る	◎未指定文化財の情報収集、調査、研究を進めるとともに、文化財保護審議会委員を始めとする専門家からの意見聴取を行う。	○	文化振興課
(108)さまざまな歴史的文化遺産について、展示、公開、講座、講演会、体験学習などの活用事業の展開を行い、情報発信、資料提供など積極的な利活用を図る	◎市内のなかよし学級13校で勾玉づくりなどの古代体験学習の実施。米子城跡については、城山・城下町ガイドウォーク、フェスティバル・ライトアップなど一連の「米子城魅せるプロジェクト」を実施。その他、山陰歴史館・図書館等での資料展示、史跡解説の実施など、文化財を活用したソフト事業を通して、文化財を理解するための啓発活動を実施。その他、史跡紹介パンフの作成、配布などを実施	○	文化振興課

No.55 伝統文化の継承と活用

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(109)伝統工芸の保存・継承を図るとともに、伝統工芸の良さを広める	◎和傘の制作体験、見学の実施など、和傘の魅力をイベント等で発信に努めるとともに、後継者育成に努めた。	○	文化振興課
(110)伝統芸能・伝統行事への参加を促進する	◎伝統芸能の講習会の開催や支援を通して、伝統芸能の魅力を広め、参加の促進を図った。 ◎とんど行事が県の指定文化財となり、保存継承への支援を図った。	○	文化振興課
(111)伝統工芸・伝統芸能・伝統行事など伝統文化を担う後継者の育成を図る	◎子どもを対象とした伝統芸能の講習会の開催、和傘の制作場の提供、後継者育成の支援を実施 ◎伝統行事の記録作成に向けた検討	○	文化振興課

No.56 観光資源の整備・活用

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(112)地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム・スポーツツーリズムなど地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興を図る	◎「全日本トライアスロン皆生大会」、「皆生・大山SEA TO SUMMIT」及び「再生神話の郷マラニック」など実施し、地域の自然資源を活用したエコツーリズム・スポーツツーリズムの振興を図る。	○	観光課 スポーツ振興課

【4】-(2)-②まちなみ景観の保全

No.57 景観の保全と形成

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(113)米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設など、届出対象行為に係る届出の審査、公共事業における通知制度などにより、良好な景観の創出を行う	◎米子市景観計画に基づく行為届出書の審査及び許可と通知書の受理等	○	建築相談課
(114)平成の米子市都市景観施設賞などにより、景観形成に関する市民への情報提供や啓発などを行う	◎都市景観施設賞の募集による表彰予定(1月頃)	○	建築相談課
(115)魅力ある景観の形成を図るために、市内全域で鳥取県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の規制を行う	◎屋外広告物表示・掲出物件設置許可申請の審査及び許可等	○	建築相談課

No.58 危険家屋対策の推進

米子市の具体的な施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(116)危険家屋に係る現状調査の実施や所有者による空家の適切な管理の促進を図るとともに、住民等からの空家に関する相談、危険家屋への対応並びに支援制度の検討を行う	◎空家等に関する総合的な窓口として対応を実施 ◎「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、適切な管理がされていない空家の所有者に対し改善指導等を実施 ◎不動産関係団体及び鳥取県司法書士会と連携し、空家等の市場への流通の促進と適切な管理の推進等の取り組みを実施 ◎特定空家等を所有者等が自ら除却する場合に、特定空家等の解体撤去費用の一部を補助する制度を創設	◎	住宅政策課
(117)空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画の策定を検討する	◎空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための空家等対策計画を平成31年3月に策定	◎	住宅政策課

【4】-(2)-③環境美化の推進

No.59 きれいなまちづくりの推進

米子市の具体的な施策	取組状況(平成30年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(118)市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動を促進する	◎「米子市環境をよくする会」による市内一斉清掃(春・秋)や「加茂川を美しくする運動連絡協議会」による加茂川清掃活動などにより、地域活動への参加意識の醸成促進	○	クリーン推進課 環境政策課
(119)「米子市みんなできれいな住まいまちづくり条例」に基づいて、ごみのポイ捨てや犬のウンの放置防止を啓発する	◎市HP、市報、パンフレット、立看板等による啓発活動の実施	○	環境政策課

【5】環境意識の目標 – (1) 環境学習の推進 – ① あらゆる世代の環境学習の推進

No.60 環境学習の推進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(120)米子水鳥公園を拠点として環境学習を推進する	◎小学生が米子水鳥公園で環境学習を行う機会を提供するため、交通費を負担する事業を実施 *H30年度実績 18校 1,094人	○	環境政策課
(121)こどもエコクラブ活動を支援する	◎米子水鳥公園と協力し、体験型学習に重点をおいたこどもエコクラブ活動を支援	○	環境政策課
(122)公民館などでの環境学習会などを開催する	◎崎津小学校4年生とその保護者に対し、ごみの減量及び分別についての講座を開催(R1.6.30) ◎西部日本語クラス受講者に対し、米子市のごみ分別及び出し方についての講座を開催(R1.7.21) ◎ごみ減量化の取り組みやダンボールで作る生ごみ堆肥等についての講座を開催 *平成30年度開催回数:2回、参加者60名 ◎小学生を対象とした、地球温暖化についての説明会を2度開催(R1.7.22、R1.7.24)	○	生涯学習課 クリーン推進課 環境政策課
(123)児童・生徒及び企業の環境問題担当者などに対する環境学習の機会を提供する	◎米子水鳥公園において放課後児童クラブ及び放課後デイサービス利用者や老人会等に対する環境学習を実施	○	環境政策課

No.61 環境学習施設の整備

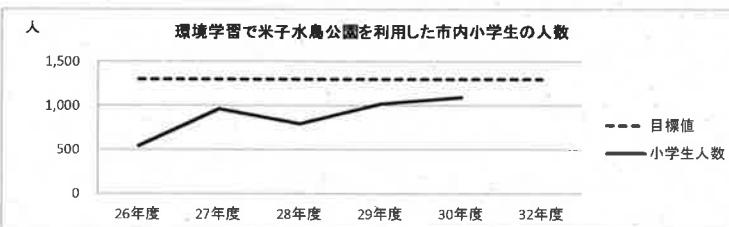
米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(124)計画的な施設改修及び適正な維持管理を行い、環境学習施設の充実を図る	◎米子水鳥公園について、施設改修等の計画的な整備を実施	○	環境政策課
(125)環境に配慮した学校環境の整備・充実を図る	◎就将小学校教室棟大規模改修の際に、屋根・外壁に遮熱・断熱工法を採用、窓に複層ガラスを採用、照明器具にLED照明を採用、トイレに節水型機器を採用(R2.1月完成予定) ◎普通教室等空調設備整備(小学校20校、中学校9校(箕面屋中含む))(R2.3月完成予定)及び特別教室等空調設備改修(東山中)(R1.7月完成)の際に、省エネタイプの空調設備を採用	◎	教育総務課

No.62 人材の育成

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(126)環境学習プログラムの企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成を支援する	◎世界の社会情勢を知り、自ら考えるきっかけづくりを狙い、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター、株式会社ホープタウン、ローカルエナジー株式会社と協力し、米子北斗中学校で「持続可能な開発目標(SDGs)」及び「エネルギーの地域循環」についての学習を実施	◎	環境政策課

No.63 【数値目標】環境学習で米子水鳥公園を利用した市内小学生の人数

基準値	目標値	28年度	29年度	30年度	所管課	備 考
544人 (平成26年度)	1,300人 (平成32年度)	795人	1,023人	1,094人	環境政策課	※施策(120)関連:交通費(バス借用料)に対し補助金を支出した小学校の児童数



達成状況	特記事項
未達成 (▲206人)	※事業開始:平成25年10月 *令和元年12月末現在利用実績:19校、1,130人
評価	事業を利用する小学校数は増加しており、引き続き事業の周知方法を工夫する等、利用校の増加に向けた取組みを進める。
B	

【5】 – (1) – ② 市民、事業者などへの環境意識の普及啓発

No.64 環境意識の普及啓発

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(127)環境イベントを開催して、広く市民への環境意識の普及啓発を行う	◎令和元年8月、NPO法人中海再生プロジェクト、鳥取県、米子市の共催による「中海環境フェアinよなご」を開催	○	環境政策課
(128)環境保全団体と連携して、環境意識の普及啓発に努める	◎企業が行政及び市民と連携し6月に皆生清掃、9月に水鳥公園美化清掃を実施	○	クリーン推進課
(129)環境美化に貢献した個人・団体を顕彰する	◎地域の環境美化に功労のあった団体や個人に対し感謝状を贈呈し、該当者を市報・市HPに掲載(1団体、個人3名)	○	環境政策課

No.65 環境情報の発信

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(130)広報誌、ごみカレンダー、ホームページなどを活用して各種の環境情報を発信する	◎スマートフォン用ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」、市HP、広報よなご、よなごみ通信、ごみカレンダー、庁舎動画広告等を利用して発信	◎	環境政策課 クリーン推進課
(131)本市の環境の現況や取り組みの実績をまとめた年次報告「米子市の環境」を公表する	◎毎年度、市HPにおいて公開中 ※米子市環境基本条例第10条の規定に基づくもの	○	環境政策課

【5】－（2）自主的な活動の推進－① 参加と協働のまちづくり

No.66 環境美化活動への市民参加の促進

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(132)地域住民、環境美化団体などと連携して、環境美化の実施及び啓発に努める	◎各地域でボランティア清掃を行う団体等に対し、ボランティア袋・ボランティアシールの支給及びごみ回収を実施	○	クリーン推進課
(133)米子市環境をよくする会と連携して、市内一斉清掃を実施する	◎米子市環境をよくする会による市内一斉清掃(春4/21・秋10/6)を実施	○	クリーン推進課

【5】－（2）－② 広域的な連携

No.67 周辺自治体との連携

米子市の具体的施策	取組状況(令和元年10月末現在)	進捗状況 (自己評価)	所管課
(134)「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動に取り組む	◎国、鳥取・島根両県及び中海・宍道湖周辺5市が共同で、毎年環境月間(6月)の第2日曜日に湖岸の一斉清掃を実施	○	環境政策課
(135)中海圏域行政団体と連携して、中海の水質改善・利活用を促進する	◎中海・宍道湖・大山圏域市長会と連携して、環境保全活動を実施 ＊子ども探検スクール ＊中海・宍道湖水鳥フォトコンテスト作品展示	○	環境政策課

⑤米子市環境都市宣言

環 境 都 市 宣 言

平成18年3月28日議決

さわやかな大気、清らかな水、豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。

しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の存続基盤が危うくなりかねない事態を迎えていきます。

我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。

我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、次世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。

⑥米子市環境関連条例

- ・米子市環境基本条例
- ・米子市環境保全条例
- ・米子市快適な生活環境の確保に関する条例
- ・米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

米子市環境基本条例

平成17年3月31日条例第95号

私たち米子市民は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山に連なる緑あふれる山々に抱かれながら、地域固有の文化を育みつつ、長い歴史を形作ってきた。これら豊かな自然の恵みをはじめとする地域の環境は、先人から受け継いだかけがえのない市民の財産であり、私たちが健康で文化的な生活を営むために欠くことのできないものである。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態への変化は、生活の利便性を高めていく一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきている。

このような現状を認識した上で、人と自然との共生と資源の循環を基本として、環境の保全及び快適な環境の創造に努め、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことが、今、人類すべてに課せられた重大な責務である。

私たち米子市民は、一人ひとりの行動と連携により、自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全及び快適な環境の創造に努めるとともに、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、市、市民及び事業者の果たすべき責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部

分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状況又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその成育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性を生かした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「環境施策」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

(市民の責務及び役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務及び役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するよう努めなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 環境基本計画等

(環境施策の基本方針)

第7条 市は、環境施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の連携を図るとともに、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保
- (2) 人と自然とのふれあいの確保及び生態系に配慮した自然環境の保全
- (3) 地域の特性を生かした景観の形成その他自然、文化、産業等の調和の取れた快適な環境の創造
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進
- (5) 地球環境保全に資する取組の推進

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告)

第10条 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2節 環境施策

(環境教育等の推進)

第11条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深め、環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるように、環境の保全及び創造に関する教育並びに市民及び事業者の自主的な学習及び活動を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報を収集するとともに、市民に対してこれを適切に提供するよう努めるものとする。

(公害等の防止)

第13条 市は、公害を防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成及び負担)

第14条 市は、市民及び事業者が行う環境への負荷の低減のための自主的な活動を促進するため、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境への負荷を低減するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な範囲において負担を求めることができる。

(資源の循環的利用等の促進)

第15条 市は、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用の促進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、市民及び事業者と連携し、環境施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第17条 市は、地球環境保全及び広域的な取組を要する環境施策について、国及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

(監視体制等の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

第3章 米子市環境審議会

(設置及び所掌事務)

第19条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関して基本的な事項を調査審議するため、米子市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する重要な事項

3 前項に定めるもののほか、審議会は、環境の保全及び創造に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第20条 審議会は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 民間団体の代表者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第21条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第22条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(部会)

第23条 審議会に、必要に応じて部会を置き、会長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会に関する事務を総括する。

4 部会長は、部会において調査審議した事項を審議会に報告するものとする。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市環境保全条例

平成17年3月31日条例第96号

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう市民の自覚と協力の下に、関係法令及び鳥取県条例に定めるもののほか、生活環境の保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、生活環境の保全に関する総合的施策を策定し、これを実施するものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、事業活動に伴って生ずる生活環境の破壊及び汚染を防止し、進んで必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において互いに生活環境を損なうことのないように心掛け、進んでその整備に努めるとともに、市長が実施する生活環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(環境基準の設定)

第5条 市長は、生活環境を保全するために維持することが望ましい基準を定めることができる。

2 市長は、前項の基準を定めるに当たっては、米子市環境基本条例（平成17年米子市条例第95号）第19条第1項の米子市環境審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(知識の普及等)

第6条 市長は、生活環境の保全に関する知識の普及及び思想の高揚を図るとともに、市民の自主的活動の助長に努めなければならない。

(調査、研究及び指導)

第7条 市長は、生活環境を保全するために必要な事項について調査、研究及び指導をしなければならない。

(計画書の提出)

第8条 市長は、生活環境の破壊又は汚染のおそれがあると認められる工場又は事業場を設置しようとする事業者に対して、生活環境保全に係る計画書を提出させるものとする。

2 前項の計画書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (2) 事業活動の内容
- (3) 建物及び施設の構造、配置等
- (4) 生活環境保全のための方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協定の締結)

第9条 市長は、前条に規定する事業者と前条第1項の計画書に関する協議を行い、生活環境を保全するために必要と認めたときは、事業者と生活環境の保全に関する協定を締結するものとする。

(土地等の管理)

第10条 土地等の占有者又は管理者は、その占有し、又は管理する土地等の清潔を保持し、雑草を除去し、植樹を促進する等適正な管理に努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第11条 何人も、公園、遊園地、道路、水路、河川、湖沼、海その他の公共の場所を汚さないように努めなければならない。

(自然環境の保護)

第12条 何人も、河川、湖沼、海浜、丘陵等の自然環境を保護し、みだりに自然環境を破壊しないように努めなければならない。

(燃焼不適物の焼却禁止)

第13条 何人も、みだりにゴム、硫黄、ピッヂ、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しいばい煙、有毒ガス若しくは悪臭を発生するおそれのある物を多量に焼却し、又は有害物質を含む製品を焼却しないように努めなければならない。

(産業廃棄物の自己処理)

第14条 事業者は、自らの責任において産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

(家畜飼養施設の維持管理)

第15条 家畜又は家きんの飼養施設（以下「家畜飼養施設」という。）を管理する者は、汚物汚水の処理設備を設け、これを衛生的に維持管理し、悪臭の発散及び汚物汚水の流出防止に努めなければならない。

(緩衝地帯の設置)

第16条 工場、事業場又は家畜飼養施設を管理する者は、生活環境を保全するためには必要な緩衝地帯を設けるように努めなければならない。

(し尿浄化槽の維持管理)

第17条 し尿浄化槽を設置している者は、し尿浄化槽を衛生的に維持管理しなければならない。

(排出水の処理)

第18条 公共下水道又は農業集落排水施設の供用が開始されている区域外の区域において家庭排出水を排出する者は、汚水升、ろ過池等の設備を設け、これを衛生的に維持管理し、公共水路等を汚染することができないように努めなければならない。

2 市長は、生活環境を汚染するおそれのある地域においては、その地域内の排出水の排出について指示することができる。

(屋外公告物の表示等)

第19条 屋外公告物を表示し、又は屋外公告物を掲出する物件を設置する者は、生活環境の美化と交通等の支障にならないよう最善の注意を払うとともに、表示又は設置期間に留意し、利用後は直ちに除却し、事後の処置を速やかに講ずるよう努めなければならない。

(立入調査)

第20条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員をして関係場所へ立ち入り、その状況を調査させることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資金のあっせん等)

第21条 市長は、この条例の規定に基づき施設の改善整備等について指導し、又は指示した場合において、必要があると認めるときは、資金のあっせん等に努めなければならない。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 省略

米子市快適な生活環境の確保に関する条例

平成17年3月31日条例第97号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、落書き及び自動車の放置が市民の快適な生活環境の確保に対して重大な障害となる行為であることにかんがみ、落書き及び自動車の放置の防止並びにこれらの行為に対する措置に関し必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境の確保を図り、もって本市における環境の保全及び快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「公共施設等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 次に掲げるものであつて、市が所有し、又は管理するもの

ア 道路、河川、公園、市営住宅、学校、図書館、市庁舎、下水道施設その他公共用又は公用に供している施設（当該施設に附属する設備及び器具を含む。以下同じ。）及び土地

イ 公共用又は公用に供することが予定されている施設及び土地

(2) 前号に掲げるもののほか、現に市が所有し、又は管理する施設及び土地

2 この条例において「落書き」とは、正当な理由なく他人の施設（公共施設等その他当該行為者以外の者が所有し、又は管理する施設及び土地をいう。以下同じ。）に文字、図形若しくは模様をかくこと又は正当な理由なく他人の施設にかかれた文字、図形若しくは模様をいう。

3 この条例において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。

4 この条例において「自動車の放置」とは、正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所において自動車の所有、占有又は使用に関する権原を現に有する者又は最後に有していた者（以下「所有者等」という。）が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態で相当の期間にわたり置かれた状態にする行為（道路法（昭和27年法律第180号）第43条第2号に掲げる行為に該当するもの及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4に規定する放置行為に該当するものを除く。）をいう。

第2章 落書きに対する措置

(落書きの禁止)

第3条 何人も、落書きをしてはならない。

(市の責務)

第4条 市は、落書きの防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民（本市の区域内に滞在する者を含む。）は、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

(落書きに対する措置)

第6条 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きをした者の発見に努めるものとする。

2 市長は、公共施設等に落書きがされた場合にあっては、当該落書きの消去に努めるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、公共施設等にされた落書きをした者の発見のため、その他の理由により必要があると認めるときは、当該落書きの被覆その他必要な措置を講じた上、当該落書きの消去を行わないことができる。

4 市長は、公共施設等に落書きがされた場合であって当該落書きをした者が判明したときは、その者に対し、期限を定めて、当該落書きを消去するよう命じなければならない。

(費用の請求)

第7条 市長は、前条第2項の規定により落書きの消去を行った場合又は同条第3項の規定により落書きの被覆その他必要な措置を講じた場合であって、当該落書きをした者が判明しているとき、又は判明したときは、当該落書きをした者に対し、当該消去又は被覆その他必要な措置に要した費用を請求することができる。

第3章 自動車の放置に対する措置

(自動車の放置の禁止)

第8条 何人も、自動車の放置をし、若しくはさせ、又は自動車の放置をし、若しくはさせようとする者に協力してはならない。

(市の責務)

第9条 市は、自動車の放置の防止に関する啓発その他必要な施策の実施に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第10条 事業者等（自動車の製造、輸入、販売、修理若しくは整備、引取り又は解体を業として行っている者及びこれらの者の団体をいう。）は、自動車の放置が行われることのないよう、自動車の引取りその他適切な措置を講ずるよう努めるとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第11条 市民（本市の区域内において自動車を所有し、占有し、又は使用する者を含む。）は、第9条の規定により市が実施する施策に協力しなければならない。

（調査等）

第12条 市長は、公共施設等において放置の状態（当該自動車の所有者等が当該自動車を離れて直ちに運転することができない状態をいう。）にある自動車を発見したときは、速やかに、関係機関への通報その他の必要な措置を講ずるとともに、当該放置の状態にある自動車の状況、所有者等その他の事項を調査しなければならない。

（警告）

第13条 市長は、前条の規定による調査の結果、当該自動車が自動車の放置により置かれたものであることが判明したときは、当該自動車の放置により置かれている自動車（以下「放置自動車」という。）に、当該放置自動車を直ちに撤去すべき旨を記載した警告書を取り付けるものとする。

（勧告）

第14条 市長は、第12条の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等又は当該放置自動車を現に当該公共施設等に置いた者（以下「放置行為者」という。）が判明したとき（当該放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は、当該放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう勧告しなければならない。

（命令）

第15条 市長は、前条の規定により勧告を受けた所有者等又は放置行為者が当該勧告に従わないときは、当該所有者等又は放置行為者に対し、期限を定めて、当該放置自動車を撤去するよう命じなければならない。

（放置自動車の移動及び保管）

第16条 市長は、第13条の規定により警告書を取り付けた日から1か月を経過しても、当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明していな

いとき（次条第1項第1号において「所有者等不明の場合」という。）、又は当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者が判明したにもかかわらず当該放置自動車の所有者等若しくは放置行為者と連絡を取ることができないとき（同号において「連絡先不明の場合」という。）は、当該放置自動車を移動し、及び保管することができる。

- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、当該自動車が置いてあった場所又はその付近に、当該自動車を移動し、及び保管した旨並びに当該保管している自動車（以下「保管放置自動車」という。）の引取りに関し必要な事項を表示しておかなければならぬ。
- 3 市長は、第1項の規定により放置自動車を移動し、及び保管したときは、その旨及び当該保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による公示の日から次条第2項又は第19条第1項の規定による公示をする日までの間に、当該公示に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。次条第3項において同じ。）は、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならぬ。

（廃物認定）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、当該保管放置自動車が、自動車としての本来の用に供することが困難であり、かつ、不要物であると認められる状態にあるときは、当該保管放置自動車を廃物として認定することができる。

- (1) 前条第3項の規定による公示の日から1か月を経過してもなお当該公示に係る保管放置自動車について所有者等不明の場合又は連絡先不明の場合
 - (2) 前条第4項又は第3項の規定による通知をした日から1か月を経過してもなお当該通知に係る保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取らないとき。
- 2 市長は、前項の規定により保管放置自動車を廃物として認定したときは、その旨及び当該廃物として認定された保管放置自動車（次項を除き、以下「廃物認定保管放置自動車」という。）を次条の規定により処分する旨並びに当該廃物認定保管放置自動車の引取りに関し必要な事項を公示しなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による認定をした場合において、前項の規定による公示の日から同日から14日を経過する日までの間に当該公示に係る廃物として認定された保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、直ちに当該保管放置自動車を引き取るよう通知しなければならない。

4 前項の規定による通知をした場合においては、当該通知に係る保管放置自動車についてした第1項の規定による認定は、これをしなかったものとする。

5 市長は、第1項第2号の規定に該当することにより同項の規定による認定をしたときは、第2項の規定による公示と併せて、当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定保管放置自動車の処分)

第18条 市長は、前条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車を処分することができる。

(廃物認定外保管放置自動車に対する措置)

第19条 市長は、保管放置自動車について第17条第1項の規定による廃物としての認定をしなかったとき（同条第4項の規定により当該認定をしなかったものとした場合を除く。）は、速やかに、次に掲げる事項を公示しなければならない。

(1) 当該廃物としての認定をしなかった保管放置自動車（以下「廃物認定外保管放置自動車」という。）を直ちに引き取るべき旨

(2) 公示の日から5か月を経過しても引取りがない場合には、当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車を処分する旨

2 前項の場合において、市長は、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明しているとき（当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は同項の規定による公示と併せて、同項の規定による公示の日から同日から5か月を経過する日までの間に当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が判明したとき（当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者と連絡を取ることができる場合に限る。）は直ちに、当該廃物認定外保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該公示の内容を通知しなければならない。

(廃物認定外保管放置自動車の処分)

第20条 市長は、前条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車を処分することができる。

(所有権の帰属)

第21条 第17条第2項の規定による公示の日から14日を経過してもなお当該公示に係る廃物認定保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定保管放置自動車の所有権は、当該14日を経過した日において市に帰属するものとする。

2 第19条第1項の規定による公示の日から5か月を経過してもなお当該公示に係る廃物認定外保管放置自動車の引取りがないときは、当該廃物認定外保管放置自動車の所有権は、当該5か月を経過した日において市に帰属するものとする。

(費用の請求)

第22条 市長は、保管放置自動車の所有者等又は放置行為者が当該保管放置自動車を引き取ろうとするときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

2 市長は、第18条又は第20条の規定により保管放置自動車を処分したときは、当該保管放置自動車の所有者等又は放置行為者に対し、当該保管放置自動車の移動及び保管並びに処分に要した費用を請求することができる。

第4章 補則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第24条 第3条の規定に違反して公共施設等に落書きをした者は、5万円以下の罰金に処する。

第25条 第15条の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成17年3月31日条例第98号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下単に「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、市域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 廃棄物 法第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市域における一般廃棄物の減量に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、廃棄物の排出を抑制し、及びその適正な処理を確保するため、これらに関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、法第3条並びに第6条の2第6項及び第7項の規定によるほか、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関する市長の指示に従わなければならない。

(家庭廃棄物の収集及び運搬)

第6条 市民の日常生活に伴って生じた一般廃棄物（糞尿及びがれきを除く。以下「家庭廃棄物」という。）については、市において収集し、及び運搬するものとする。

(一般廃棄物処理計画の公表)

第7条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを公表するものとする。

(清潔の保持義務)

第8条 市域の清潔保持に関しては、法第5条の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 土木、建築等工事の施工者は、不法投棄の誘発を防止し、及び都市美観を損なわないよう工事に伴う土砂、がれき、廃材等の整理に努めなければならない。

(2) 動物を飼育する者は、飼育場所の清潔の保持、害虫の発生防止及びその駆除並びに悪臭の発散防止に努めなければならない。

(家庭廃棄物の搬出)

第9条 土地又は建物の占有者(占有者がない場合には、管理者。以下同じ。)は、自ら処分することができない家庭廃棄物については、規則で定める種別に分別し、市長が定める方法により、あらかじめ市長が指定する日時及び集積場所に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる家庭廃棄物は、前項の集積場所(以下単に「集積場所」という。)に搬出してはならない。

(1) 爆発性又は引火性のあるもの

(2) 感染性のあるもの

(3) 著しい悪臭のあるもの

(4) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条に規定する毒物及び劇物に該当するもの

(5) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物に該当するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、処理作業に支障を生ずるおそれのあるもの

3 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる家庭廃棄物の処理については、市長の指示に従わなければならない。

4 第1項の規定による家庭廃棄物の搬出に当たっては、集積場所の清潔を保持し、及び運行の妨害とならないように配慮しなければならない。

(家庭廃棄物等の処理の届出等)

第10条 土地又は建物の占有者は、新たに家庭廃棄物の収集を受けようとするとき、又は動物の死体を自ら処分することができないときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 遺棄された動物の死体を発見した者は、速やかに、その旨を市長に通報しなければならない。

(搬出された家庭廃棄物の所有権)

第11条 第9条第1項の規定に基づき集積場所に搬出された家庭廃棄物の所有権は、市に帰属するものとする。

(収集又は運搬の禁止)

第11条の2 市又は家庭廃棄物の収集若しくは運搬について市から委託を受けた者（次項において「市等」という。）以外の者は、前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前条の家庭廃棄物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、当該収集又は運搬を行わないよう命ずることができる。

3 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第3章の規定は、適用しない。

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 法第5条の7第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の減量及び適正な処理を図るため、米子市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を調査し、及び審議する。

(審議会の組織等)

第13条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 民間団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第14条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、市長が招集する。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(廃棄物減量等推進員)

第16条 法第5条の8第1項の規定に基づき、市長は、必要に応じ、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

- 2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

(清掃指導員)

第17条 この条例に定める事項について調査指導を行わせるため、清掃指導員を置く。

- 2 清掃指導員は、本市の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 清掃指導員は、その職務執行に当たり、常にその身分を示す証票を携帯し、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般廃棄物処理業の許可)

第18条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証を申請者に交付するものとする。
- 3 法第7条第6項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証を申請者に交付するものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(一般廃棄物処理業の変更の許可)

第18条の2 収集運搬業者（法第7条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び処分業者（同条第6項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）

は、法第7条の2第1項の許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(浄化槽清掃業の許可)

第19条 浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証を申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項の許可をしないこととしたときは、申請者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

4 第1項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

5 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

6 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(清掃業者の欠格要件に係る届出)

第20条 清掃業者（浄化槽法第35条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、同法第36条第2号イからニまで又はヘからヌまで（同号リ又はヌに掲げる者にあっては、同号ホに係るものと除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(収集運搬車の表示)

第21条 収集運搬業者は、規則で定めるところにより、その収集運搬車に収集運搬業者であることを表示しなければならない。

(代車の使用の承認)

第21条の2 収集運搬業者は、第18条第1項の許可に係る車両の検査、修理等を行う場合において、当該車両に代わるべき車両をその業務に使用しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

(許可証の再交付及び返還)

第21条の3 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、第18条第2項若しくは第4項又は第19条第2項の許可証（以下この条及び第24条第4号において単に「許可証」という。）を汚損し、若しくは損傷し、又は紛失したときは、直ちに、その再交付を受けなければならない。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに、許可証（第3号に該当する場合にあっては、当該発見した許可証）を市長に返還しなければならない。

(1) 第18条第1項若しくは第3項又は第19条第1項の許可（次号において単に「許可」という。）の期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消され、又は業務の停止を命ぜられたとき。

(3) 許可証の再交付を受けた場合において、紛失した許可証を発見したとき。

(許可の取消し及び業務の停止)

第22条 市長は、収集運搬業者、処分業者及び清掃業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又は業務の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは浄化槽法（これらに基づく命令を含む。）並びにこの条例及びこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく市長の処分に違反したとき。

(2) 市長の指示に従わなかったとき。

(業務の休止の届出)

第23条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、その業務の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(許可等の手数料)

第24条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を納付しなければならない。

(1) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(2) 法第7条第1項若しくは第6項又は浄化槽法第35条第1項の許可の更新を受けようとする者 1件につき1万円

(3) 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者 1件につき1万円

(4) 許可証の再交付を受けようとする者 1件につき3,000円

(一般廃棄物の処理手数料)

第25条 市が行う一般廃棄物の処理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、次の各号に掲げる処理手数料（第3項及び第4項並びに次条において単に「処理手数料」という。）を徴収するものとし、その額は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 家庭廃棄物の処理手数料 家庭廃棄物のうち規則で定めるもの(以下この号及び次項において「規則で定める家庭廃棄物」という。)の収集、運搬及び処理につき、当該規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出するために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 一般廃棄物(し尿を除く。)の処理手数料 可燃性の一般廃棄物のごみ処理施設（米子市ごみ処理施設設置条例(平成17年米子市条例第99号)第2条に規定するごみ処理施設をいう。）への搬入1回につき、次に掲げる額を合計して得た額

ア 199円

イ 搬入量が10キログラムを超える場合において、当該10キログラムを超える部分につき、10キログラム（その量に10キログラム未満の端数があるときは、その端数を10キログラムに切り上げる。）当たり199円として算定した額

(3) し尿の処理手数料 し尿のくみ取り1回につき、18リットル（その全量が18リットル未満であるとき、又はその量に18リットル未満の端数があるときは、その全量又はその端数を18リットルに切り上げる。）当たり223円として算定した額

2 規則で定める家庭廃棄物を集積場所に搬出する者は、あらかじめ、市長が指定する者から当該搬出のために使用する別表の左欄に掲げる廃棄物容器等の交付を受け、その際、同表の右欄に定めるところにより、処理手数料を支払わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、処理手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

4 既に納付された処理手数料は、還付しない。

(処理手数料の減免)

第26条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、処理手数料を減額し、又は免除することができる。

(設備等の改善)

第27条 市長は、法第19条第1項又は浄化槽法第53条第2項の規定による立入検査を行った結果、収集運搬業者、処分業者又は清掃業者の業務、設備器材等に改善を要することを発見したときは、当該収集運搬業者、処分業者又は清掃業者に対して、その改善の指示をするものとする。

2 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、前項の指示を受けたときは、速やかに必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。
(遵守事項)

第28条 収集運搬業者、処分業者及び清掃業者は、法令に定める基準によるほか、規則で定める事項を遵守しなければならない。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第30条 第11条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則 省略

別表（第25条関係）

廃棄物容器等の区分	処理手数料の額	
規則で定める廃棄物容器	容量 40 リットル	63 円
	容量 30 リットル	47 円
	容量 20 リットル	31 円
	容量 10 リットル	16 円
規則で定める廃棄物シール	63 円	

米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例

平成19年3月28日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶、たばこの吸い殻その他のごみの投棄及び飼い犬等のふんの放置の防止並びに歩行喫煙の制限に関し必要な事項を定めることにより、市並びに市民等、事業者及び土地所有者等が協働して環境の美化を図り、もってきれいな住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 缶、瓶、ペットボトル等の容器(中身の入ったもの並びに栓及びふたを含む。)、包装袋、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、紙くずその他の軽微な廃棄物をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、勤務し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (4) 土地所有者等 市内において土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、広場、河川その他屋外の市民等が広く利用する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、市民等、事業者及び土地所有者等に対して、きれいな住みよいまちづくりに関する意識の啓発を図るとともに、環境の美化に関する施策(以下「環境美化施策」という。)を策定し、総合的かつ計画的に実施するものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら率先してきれいな住みよいまちづくりの推進に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業活動を行う地域において主体的に環境の美化に取り組むとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地における空き缶等の投棄を防止するために必要な措置に努めるとともに、市が実施する環境美化施策に協力するよう努めなければならない。

(空き缶等の投棄の禁止等)

第7条 市民等は、公共の場所においては、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

2 市民等は、公共の場所においては、自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は所定の回収容器に収納しなければならない。

(歩行喫煙の制限)

第8条 市民等は、公共の場所においては、歩行しながらの喫煙（自転車に乗車しながらの喫煙を含む。）をしないように努めなければならない。

(飼い犬等のふんの回収等)

第9条 飼い犬その他の動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者（飼い犬等を現に管理している者をいう。）は、公共の場所において飼い犬等がふんをしたときは、自らの責任においてこれを回収し、持ち帰らなければならない。

(環境美化推進区域の指定)

第10条 市長は、きれいな住みよいまちづくりを推進することが特に必要と認められる区域を、環境美化推進区域として指定することができる。

2 市長は、環境美化推進区域を指定しようとするときは、あらかじめ、当該区域に関する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならぬ。

3 市長は、環境美化推進区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

4 前2項の規定は、環境美化推進区域の指定の変更又は解除について準用する。

(環境美化推進計画)

第11条 市長は、環境美化推進区域ごとに環境美化推進計画を定めなければならない。

2 市長は、環境美化推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該環境美化推進区域に関する市民等、事業者及び土地所有者等の意見を聴かなければならぬ。

3 環境美化推進計画には、当該環境美化推進区域における次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいな住みよいまちづくりの推進に関する目標及び方針
- (2) 市、市民等、事業者及び土地所有者等が実施すべき環境美化活動に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の美化の推進に関し必要な事項
(指導)

第12条 市長は、第7条第1項若しくは第2項又は第9条の規定に違反している者に対し、必要な指導をすることができる。
(命令)

第13条 市長は、前条の指導に従わない者に対して、原状回復、行為の禁止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、米子市行政手続条例（平成17年米子市条例第25号）第3章の規定は、適用しない。
(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(罰則)

第15条 第13条第1項の規定による命令に従わない者に対しては、2万円以下の過料を科する。

附 則 省略

⑦計画策定の経緯

- ・策定経過
- ・米子市環境審議会委員名簿
- ・諮詢
- ・答申

※作成中

環境基本計画に関する情報は、米子市ホームページでもご覧いただけます。

[http://www.city.yonago.lg.jp/○○○○](http://www.city.yonago.lg.jp/)

第2次米子市環境基本計画
令和3年3月発行

発行 米子市

編集 米子市市民生活部環境政策課

〒683-0852

鳥取県米子市河崎3280-1

(米子市クリーンセンター 2階)

電話：0859-23-5256

FAX：0859-23-5258

Email : kankyoseisaku@city.yonago.lg.jp